# 欧州・投資関連コスト一覧 (トルコ・北アフリカ・CIS 諸国含む)

### 在欧州・トルコ・エジプト・CIS センター・事務所、 欧州ロシア CIS 課、中東アフリカ課

ジェトロは 2010 年 1~3 月、西欧 17 都市、中・東欧 7 都市、南東欧 (注) 4 都市および CIS 諸国 5 都市 (モスクワ、サンクトペテルブルク、キエフ、タシケント、アルトマイ)、イスタンブール、北アフリカ 3 都市 (カイロ、チュニス、カサブランカ) を対象とする投資関連コスト比較調査を行った。今回の調査では、調査対象職種に店舗スタッフ (アパレル、飲食) を新たに追加した。

賃金と税制を中心に調査結果を見ると、欧州地域では依然として、西欧と中・東欧との 賃金格差が大きい。欧州周辺地域を含めて比較すると、引き続き北アフリカ地域の低さが 目立つ。法人税率は低下傾向が続いている。

調査は、在欧州・トルコ・エジプト・CISのジェトロ・センター/事務所を通じて現地政府機関、関連企業、進出日系企業、現地日系商工会議所などから10年1~3月時点の情報を収集した。現地通貨建て価格を10年1月時点の銀行間レートで米ドルまたはユーロに換算した。上記以外の地域の都市を含めた調査内容の詳細はジェトロのウェブサイト「国・地域別情報(J-FILE)」で紹介している。

ワーカークラスでは依然として西欧と中・東欧の給与格差が大きく、前年調査と比べて も格差に変化はほぼみられない。中・東欧では 08 年に本格的な景気後退が始まるまでは、 労働市場に逼迫感がみられたが、その後失業率が上昇したことが格差の縮まらない背景に あると考えられる。

月額賃金(平均値)が最も低かったのはカイロ(エジプト)の 198 ユーロで、チュニス(チュニジア)の 229 ユーロ、タシケント(ウズベキスタン)の 233 ユーロが続いた。4位以降にはキエフ(ウクライナ)、ベオグラード(セルビア)が続き、EU 加盟国では 6 位のソフィア(ブルガリア)の 277 ユーロが最低だった。前回調査(09 年  $1\sim3$  月)に引き

続き、北アフリカの賃金水準の低さが目立つ。一方、最も高かったのは前回同様ジュネーブ (スイス) の 4,080 ユーロで、以下オスロ (ノルウェー) の 3,771 ユーロ、コペンハーゲン (デンマーク) の 3,322 ユーロが続いた (図 1)。

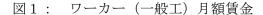
エンジニアの月額賃金(平均値)は、低い方から、チュニス(316 ユーロ)、タシケント(376 ユーロ)、ベオグラード(398 ユーロ)の順で、ワーカークラスが低かったカイロは1,023 ユーロで12位だった。チュニス、タシケントは中間管理職の月額賃金の低さでもそれぞれ上位に入っており、賃金水準全般の低さが確認できる。

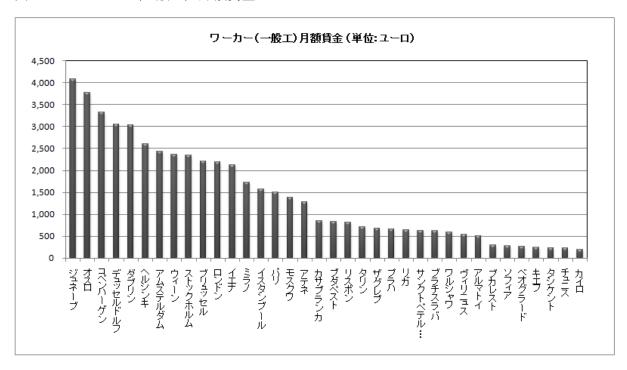
今回から調査を開始した店舗スタッフ (アパレル) について、市場規模の大きい主要国をみると、デュッセルドルフ (ドイツ) が 2,602 ユーロ、ロンドン (英国) が 1,421 ユーロ、パリ (フランス) が 1,200 ユーロと、ドイツの高さが目立つ。

法人税(国税と地方税を合わせた表面税率ベース)は、タシケントが最も低い 9%で、次いでソフィアとベオグラードの各 10%、ダブリン (アイルランド)の 12.5%が続いた。最も高いのはパリの 33.3%で、ブリュッセル (ベルギー)の 33%、デュッセルドルフとイエナ (ドイツ)の 29~31%が続く。法人税率は近年、世界的に引き下げ競争が激しい。今回の対象地域では 09 年、ギリシャ、チェコ、ハンガリー、ウズベキスタンがそれぞれ法人税率を 1 ポイントずつ引き下げた。調査都市の平均税率は 22.4%だった(図 2)。

前回調査ではリーマン・ショック後に大幅な為替変動に直面した国が少なくなかったが、今回は年間を通じた為替変動は比較的軽微にとどまった。ただし、前回調査時点(09年1月)に比べてノルウェー(15%)、英国(7%)でユーロに対する自国通貨価値が大幅に上昇、ロシア(マイナス6%)、ルーマニア(マイナス5%)で下降しており、一部の国では為替変動の影響を考慮する必要がある。

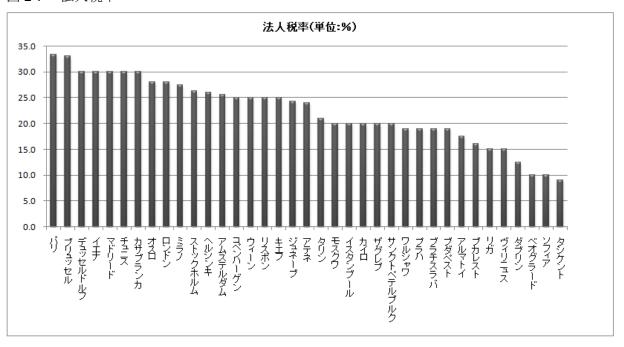
(注)ルーマニア (調査都市:ブカレスト)、ブルガリア (ソフィア)、クロアチア (ザグレブ)、セルビア (ベオグラード) 4ヵ国を「南東欧」とし、「中・東欧」と区別している。また、ドイツについては、東部と西部で価格差が大きいため、デュッセルドルフと東部の工業都市イエナで調査を実施した。





(注)マドリード(スペイン)については該当するデータなし。

### 図2: 法人税率



## 欧州地域・2010年投資コスト比較調査

本資料をご利用頂く場合、参照される国名(調査都市)を下記の目次から選択下さい。 下記の「国名(調査都市)」は対応ページにリンク設定されていますので、該当部分にアクセスできます。

	<u>賃金総括表</u>	
	<西欧>	
1.	ベルギー(ブリュッセル)	
2.	 オランダ (アムステルダム)	
3.	フランス(パリ)	
4.	イタリア(ミラノ)	
5.	スペイン(マドリード)	14
6.	ポルトガル(リスボン)	
7.	ギリシャ(アテネ)	
8.	英国(ロンドン)	
9.	アイルランド(ダブリン)	
10.	ドイツ(デュッセルドルフ)	
11.	ドイツ(イエナ)	
12.	オーストリア(ウィーン)	28
13.	スイス(ジュネーブ)	
14.	<u>ノルウェー(オスロ)</u>	
15.	スウェーデン(ストックホルム)	34
16.	デンマーク(コペンハーゲン)	
10. 17.	• • • • • • • •	38
17.	<u> </u>	
	<中•東欧>	
18.	エストニア(タリン)	
19.	ラトビア(リガ)	
20.	リトアニア(ヴィリニュス)	
21.	チェコ(プラハ)	46
22.	ハンガリー(ブダペスト)	48
23.	ポーランド(ワルシャワ)	
23. 24.	<u>ホープンド(ブルンヤラ)</u> スロバキア(ブラチスラバ)	
<b>4</b> .	<u> </u>	
	<南東欧>	
25.		
26.	ブルガリア(ソフィア)	
20. 27.		
	クロアチア(ザグレブ)	
20.	<u> </u>	
	<ロシア、CIS諸国>	
29.	ロシア(モスクワ)	
30.	ロシア(サンクトペテルブルク)	
31.	ウクライナ(キエフ)	
	ウズベキスタン(タシケント)	
	<u>カザフスタン(アルマトイ)</u>	
აა.	<u> </u>	
	<トルコ・北アフリカ>	
34	トルコ(イスタンブール)	
35.	エジプト(カイロ)	
36.	<u>エンフィ (ガイロ)</u> チュニジア(チュニス)	
	<u> </u>	
- / .	_ <del></del>	

<西欧> (単位:ユーロ)

<u> </u>	3 th/								(単位・ユーロ)
		国		ベルギー	オランダ	フランス	イタリア	スペイン	ポルトガル
	調査	<b>全都市</b>		(ブリュッセル)	(アムステルダム)	(パリ)	(ミラノ)	(マドリード)	(リスボン)
法	定最	低 賃	金	1,387	1,408	1,056	1,155~1,931	633	475
ワ	_	カ	I	2,173~2,236	2,421	1,501	1,726	n.a.	776~853
エ	ン	ジニ	ア	4,172	4,208	2,710~2,800	3,333~4,583	n.a.	979 <b>~</b> 1,515
中	間	管 理	職	5,429~5,751	5,271	3,000~3,500	3,750~4,583	n.a.	1,314~3,148
店舍	甫スタッ	フ(アパレ	で (	2,254	1,507	1,200	n.a.	n.a.	653
店都	铺スタ	ッフ(飲	食)	2,203	1,537	n.a.	n.a.	n.a.	564

国	ギリシャ	英 国	アイルランド	ドイツ	(東部ドイツ)	オーストリア
調査都市	(アテネ)	(ロンドン)	(ダブリン)	(デュッセルドルフ)	(イエナ)	(ウィーン)
法 定 最 低 賃 金	734~1,021	1050	1384	1202	1053	_
ワーカー	1,283	2,183	3,025	3,044	2,111	2,353
エンジニア	3,600	3,668	5,124~5,753	4,142	3,594	3,379
中間管理職	4,734	4,675	4,813	6,917	4,155	4,951
店舗スタッフ(アパレル)	n.a.	1,421	3,468	2,603	2,033	2,070
店舗スタッフ(飲食)	n.a.	1,198	2,095	1,884	1,411	1,810

		玉			スイス	スウェーデン	デンマーク	フィンランド	ノルウェー
	調	查都r	7		(ジュネーブ)	(ストックホルム)	(コペンハーゲン)	(ヘルシンキ)	(オスロ)
法	定量	曼 低	賃	金	なし	なし	_	なし	なし
ワ	_	J	<u></u>	_	4,080	2,349	3,322	2,593	3,771
エ	ン	ジ	=	ア	4,660	3,150	6,220	3,243	5,820
中	間	管	理	職	5,437	4,194	6,935	4,649	6,968
店舒	舗スタッ	ノフ(ア	パレ	ル)	3,087	2,205	3,363	1,850	3,062
店:	舗スタ	マッフ	(飲	食)	2,992	1,880	3,450	1,887	2,962

	国	エストニア	ラトビア	リトアニア	チェコ	ハンガリー
	調査都市	(タリン)	(リガ)	(ヴィリニュス)	(プラハ)	(ブダペスト)
法	定最低賃金	278	254	232	308	275
ワ	ー カ -	- 703	536~734	529	652	490~1,158
エ	ンジニフ	927	924~1,333	1,448~1,882	1,090	1,362
中	間管理職	戈 2,115	1,637~3,457	1,158~2,172	2,419	2,021
店舒	舗スタッフ(アパレル)	320~383	435	275~391	606	422
店:	舗 スタッフ( 飲 食	) 511 <b>~</b> 575	370	275~391	639	365

国	ポーランド	スロバキア
調査都市	(ワルシャワ)	(ブラチスラバ)
法 定 最 低 賃 金	326	296
ワーカー	408~781	615
エンジニア	768 <b>~</b> 1,115	732
中間管理職	1,485~2,232	1,228
店舗スタッフ(アパレル)	429 <b>~</b> 854	437
店 舗 スタッフ(飲 食)	429~854	437

### <南東欧>

国	ルーマニア	ブルガリア	クロアチア	セルビア
調査都市	(ブカレスト)	(ソフィア)	(ザグレブ)	(ベオグラード)
法 定 最 低 賃 金	146	123	386	156
ワーカー	288~298	277	669	267
エンジニア	742~766	553	1,087	398
中間管理職	1,290~1,315	830	1,443	576
店舗スタッフ(アパレル)	n.a.	162	669	n.a.
店 舗 スタッフ( 飲 食)	253	199	669	n.a.

### <ロシア、CIS諸国>

		玉			ロシア	ロシア	ウクライナ	ウズベキスタン	カザフスタン
	調	查都	市		(モスクワ)	(サンクトペテルブルク)	(キエフ)	(タシケント)	(アルマトイ)
法	定 :	最低	£ 賃	金	224	102	78	17	72
ワ	_	•	カ	_	754 <b>~</b> 2,016	625	134~357	213~253	501
エ	ン	ジ	=	ア	1,521~2,944	1,081	312~714	376	858
中	間	管	理	職	3,061~12,246	997	893~1,071	464	1,288
店舗	浦スタ	ッフ(フ	アパレ	ル)	n.a.	n.a.	134~268	n.a.	n.a.
店:	舗スケ	タッフ	フ( 飲	食)	n.a.	346	196	n.a.	n.a.

#### <トルコ、北アフリカ>

		国			トルコ	エジプト	チュニジア	モロッコ
<u> </u>							, 1 - 7 /	•
	調	查都r	<u>†                                    </u>		(イスタンブール)	(カイロ)	(チュニス)	(カサブランカ)
法	定:	最 低	賃	金	238~363	なし	225	150
ワ	_	- 1	b		820~2,308	198	158~299	353~1,324
ı	ン	ジ	=	ア	1,909~3,102	1,023	256~376	618
中	間	管	理	職	3,818~5,250	1,221	345 <b>~</b> 598	883~2648
店舗	浦スタ	ッフ(ア	パレ	ル)	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.
店:	舗ス?	タッフ	(飲	食)	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.

特に追記がない場合はVAT(21%)を含む。

			70 LL V7 26	特に追記がない場合はVAT(21%)を含む。 I		
		米ドル	現地通貨 ユーロ	備考		
	1.ワーカー(一般工職)(月額)	3,122~3,213	2,173~2,236	出所:連邦経済省「Quel salaire pour quel travail?」(2009年11月16日) 基本給(グロス)のみ フルタイムで10人以上を雇用している企業が調査対象 農業・漁業・公務・教育・ヘルスケア・その他の公的部門は除く 元データは2007年10月時点であり、その金額に2008年、2009年の名目賃金上昇率(3.3%、2.8%)を乗じた増加分を加算		
	2.エンジニア(中堅技術者) (月額)	5,994	4,172	同上		
	3.中間管理職(課長クラス) (月額)	7,800 <b>~</b> 8,263	5,429 <b>~</b> 5,751	同上		
	4.店舗スタッフ(アパレル) (月額)	3,239	2,254	同上		
賃金	5.店舗スタッフ(飲食)(月額)	3,165	2,203	同上		
	6.法定最低賃金	1,993.52/月	1,387.49/月	出所:連邦雇用省 改定日:2008年10月1日 21歳以上(勤続6ヵ月未満)の労働者の場合		
	7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)		Iス月給の92% ì1ヵ月分	出所:パルテナ(政府公認の給与計算代行企業)および連 邦社会保険庁 一般的には年2回支給		
	8.社会保険負担率	雇用者負担率:32.51~34.20%被雇用者負担率:13.07% 雇用者負担率の内訳: 雇用保険:1.46% 医療保険:6.15% 年金:8.86% その他:16.04%(被雇用者数10数10人以上)		出所: セキュレックス(政府公認の給与計算代行企業) (2009~2010年の数値) 雇用者負担率は被雇用者数によって異なる		
	9.名目賃金上昇率 (2007年→2008年→2009年)	3.4%→3.3	8%→2.8%	出所:ベルギー国立銀行 2009年は予測値		
地	10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり)	1,030	717	出所:ブリュッセル首都圏地域開発公社(BRDA) ブリュッセル首都圏地域の工場(1,001~2,500m2) 諸経費、諸税除く(VAT非課税)		
価・事務	11.工業団地借料(月額) (m2当たり)	5.86 <b>~</b> 9.81	4.08 <b>~</b> 6.83	出所:同上 ブリュッセル首都圏地域の工場 諸経費、諸税除く(VAT非課税)		
	12.事務所賃料(月額) (m2当たり)	20~23	14~16	同上		
<b>等</b>	13.駐在員用住宅借上料(月 額)	2,299~2,514	1,600~1,750	出所:イモウェブ(Immoweb) ブリュッセル(Wolwe-Saint-Pierre)のアパートメント 2ベッドルーム、120~150m2、駐車場付き VAT非課税		
	14.電話架設料	194	135	出所:ベルガコム 固定料金		
	15.電話利用料	月額基本料:26 1分当たり通話料:0.08		11公当专门:南韩州146二万時(日公安 0公10時)//126		
通	16.国際通話料金 (日本向け3分間)	2.35	1.63	出所:同上 1分当たり通話料はピーク時(月~金、8~19時)の場合 通話料とは別に1通話当たり0.11ユーロの接続料が必要		
信費	17.携帯電話加入料	0	0	出所:プロクシミュス		
	18.携帯電話基本通話料	月額基本料:36 1分当たり通話料:0.28		出所:同上 「Business Easy」プランの場合 100分まで無料 通話料は101~300分までの単価		
	19.インターネット接続料金 (ブロードバンド)	60	42	出所:ベルガコム 「Internet Go」プランの場合 ADSL インターネット回線開設料金(50ユーロ)含まず		

			TO LL VE 46	特に追記がない場合はVAT(21%)を含む。 I
		米ドル	現地通貨 ユーロ	備考
気料	20.業務用電気料金 (kW当たり)	月額基本料:6.91~8.48 1kWh当たり料金:0.124~0.090	0.086~0.090	出所:エレクトラベル 月額基本料は年額を月額換算 1kWh当たり料金は消費量によって変動する 2010年2月現在
金	21.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料:7.08~14 1kWh当たり料金:0.11~0.13		同上
道料金	22.業務用水道料金 (m3当たり)	月額基本料:1.51~3.02 1m3当たり料金:1.98~2.64	1.05~2.10 1.38~1.84	出所:ブリュッセル首都圏水道局(IBDE) 月額基本料は年額を月額換算 別途、各区(コミュ―ン)に対して1m3当たり0.0704~1.2802 ユーロ、地域政府に対して0.225~0.818ユーロが加算される VAT(6%)含む
317	23.一般用水道料金 (m3当たり)	月額基本料:1.51~3.02 1m3当たり料金:1.32~5.30	0.92~3.69	
	24.業務用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料:9.09~132 1m3当たり料金:0.88~1.16	6.33~92 0.61~0.81	配送料は使用量によって異なる 1m3当たり料金を1m3=11kWhで換算 ブリュッセル首都圏の料金 2010年4月時点 天然ガス
317	25.一般用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料:8.86~124 1m3当たり料金:0.85~1.11		同上
				出所:在ベルギー運送会社から、一般的な水準と思われる 費用を調査
	26.コンテナ輸送 (40ftコンテナ)	(9)30/0	(1)1,513	
輸送			0 (3)1,935	(2)第3国輸出:工場(ザベンテム)→最寄り港(アントワープ港)→第3国仕向け港(ニューヨーク港)内訳:陸送費260ユーロ、海上輸送費1,400ドル、THC160ユーロ+500ドル、ISPS6ドル、IPS4ドル、シャーシ使用料60ドル、AMS30ドル
				(3)対日輸入:横浜港→最寄り港(アントワープ港)→工場 (ザベンテム) 内訳:陸送費260ユーロ、海上輸送費(BAF、CAF含む)2,100 ドル、アデン湾通行費50ドル、THC170ユーロ、ISPS9ユーロ
	27.レギュラーガソリン価格 (1リットル)	2.03~2.06	1.42~1.44	出所:連邦経済省「Prix de l'energie」(2010年2月20日)
	28.軽油価格 (1リットル)	1.60	1.111	同上
為 替	29.為替レート(1ドル)	1米ドル=0.6	960ユーロ	
	30.法人所得税 (表面税率%)	24.25~		出所:連邦財務省 基本税率は33% 課税所得によって税率は異なる 法人所得税に加え、危機加算(Crisis contribution)3%が加算される
税制	31.個人所得税 (最高税率%)	50		出所:同上 最低25%から最高50%までの5段階 課税所得が7,560ユーロ以下:25% 7,560.01ユーロ~10,760ユーロ:30% 10,760.01ユーロ~17,920ユーロ:40% 17,920.01ユーロ~32,860ユーロ:45% 32,860.01ユーロ~:50%
	32.付加価値税(VAT) (標準税率%)	21		出所:同上 国税 新聞:0%他、軽減税率(6%、12%)あり
	33.日本への利子送金課税 (最高税率%)	10	1	出所:日本・ベルギー租税条約(第11条)
	34.日本へ配当送金課税(最高税率%)	一般:15、第		出所:日本・ベルギー租税条約(第10条) 親子間要件:持株比率25%以上、6カ月以上保有していること
	35.日本へのロイヤルティー送 金課税(最高税率%)	10		出所:日本・ベルギー租税条約(第12条)
車両	*1.乗用車購入価格	29,767	20,718	出所:フォルクスワーゲン 車種:VWゴルフ TDI1.6 Trendline 5ドア 排気量:1600cc ディーゼルエンジン ベース車体価格。
	*2.大型乗用車購入価格	77,364		出所:メルセデス・ベンツ 車種:メルセデスE350 CDI 排気量:3000cc ディーゼルエン ジン ベース車体価格。

		米ドル	現地通貨 ユーロ	特に追記がない場合はVAT(19%)を含む。 <b>備考</b>	
	1.ワーカー(一般工職)(月額)	3,478		出所: EPROM(エプロム人材コンサルタント会社) 金属産業部門の一般エの平均賃金、年収をもとに計算 基本給、2ヵ月の固定賞与を含む 社会保障(雇用者負担分)、残業代、変動賞与含まず	
	2.エンジニア(中堅技術者) (月額)	6,046	4,208	出所:同上 エンジニアの賃金、年収をもとに計算 基本給、2ヵ月の固定賞与を含む 社会保障(雇用者負担分)、残業代、変動賞与含まず	
	3.中間管理職(課長クラス) (月額)	7,573	5,271	出所:同上 中間管理職の賃金、年収をもとに計算 基本給、2ヵ月の固定賞与を含む 社会保障(雇用者負担分)、残業代、変動賞与含まず	
	4.店舗スタッフ(アパレル) (月額)	2,165	1,507	出所:アパレル・スポーツ用品小売業労働協約 店舗スタッフの賃金、基本給のみ 社会保障(雇用者負担分)、残業代、変動賞与含まず	
賃金	5.店舗スタッフ(飲食)(月額)	2,208	1,537	出所:飲食業労働協約 店舗スタッフの賃金、基本給のみ 社会保障(雇用者負担分)、残業代、変動賞与含まず	
	6.法定最低賃金	2022.4/月	1407.6/月	出所:労働省 改定日:2010年1月1日 23歳以上に適用	
	7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	約2元	月	出所:最低賃金と最低休暇手当て法、第15条 年間収入の最低8%を休暇手当として支給することが義務付けられている	
		雇用者負担率:19.442% 被雇用者負担率:31.15%			
	8.社会保険負担率	雇用者負担率の内訳 労働障害保険:6.362% 失業保険:5.68% 医療保険:7.05% その他:0.35%		出所:国税庁	
	9.名目賃金上昇率 (2007年→2008年→2009年)	1.8%→3.5	5%→3%	出所: CPB(オランダ経済政策分析局)	
	10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり)	513	357	出所: ヘメントレク・フロンベドライフ(アムステルダム市地域開発公社) アムステルダム市内8ヵ所の工業団地の平均額 不動産譲渡税(6%)含む	
地価・事務	11.工業団地借料(月額) (m2当たり)	12.4	8.6	出所: DTZ Zadelhoff(DTZザーデルホッフ、オランダ最大不動産業者) アムステルダム市内4ヵ所の工業団地の借料平均額 2.50ユーロ(月額)のサービス料を含む	
所賃料等	12.事務所賃料(月額) (m2当たり)	52.3	36.4	出所:同上 アムステルダム市のZuidas(ザウドアス)地区 5ユーロ(月額、m2当たり)のサービス料を含む	
₩	13.駐在員用住宅借上料 (月額)	2,371	1,650		
	14.電話架設料	161	112	出所:KPN ISDN契約	
	15.電話利用料	月額基本料:39.68 接続料:0.093 1分当たり通話料:0.044	27.62 0.0647 0.0306	出所:同上 市内通話料金(月~金、8:00~19:00)	
通	16.国際通話料金 (日本向け3分間)	1.7	1.18	出所:同上 通話料:1.0746ユーロ/3分+接続料:0.1094ユーロ/回	
通信費	17.携帯電話加入料	-		出所:ボーダフォン	
	18.携帯電話基本通話料	月額基本料:17.96 1分当たり通話料:0.36	12.50 0.25	出所:同上 1ヵ月当たり50分まで無料の契約コース 1分当たり通話料は1ヵ月に50分以上通話した場合の料金	
	19.インターネット接続料金 (ブロードバンド)	107.69	74.95	出所:XS4ALL ADSL2+接続、(下り20Mbps、上り1Mbps)	

			70 (d. 17 de	特に追記がない場合はVAT(19%)を含む。 I	
		米ドル	現地通貨 ユーロ	備考	
電気	20.業務用電気料金 (kW当たり)	月額基本料:152 1kWh当たり料金:0.223	0.1552		
料 金 ———	21.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料: 24.55 1kWh当たり料金: 0.313	17.09 0.218	出所:同上 容量75アンペア、年間使用電力量1万kWh以下の場合 エネルギー調整税込み	
水道	22.業務用水道料金 (m3当たり)	月額基本料:5.34~100.65 1m3当たり料金:1.919		出所:Waternet(ワータネット、アムステルダム市水道・下水道公社) 月額基本料は最大供給能力によって異なる(1.5m3/h~600m3/h) 水道税(1m3当たり0.157ユーロ、300m3まで)含む	
料金	23.一般用水道料金 (m3当たり)	月額基本料:5.34 1m3当たり料金:2.158		出所:同上 水道税(1m3当たり0.157ユーロ、300m3まで)含む	
ガス料	24.業務用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料:248.48 1m3当たり料金:0.5529	0.3848	1m3当たり料金はエネルキー調整税、地域別供給追加料金含む。  天然ガス	
金	25.一般用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料:22.03 1m3当たり料金:0.853	15.33 0.594	出所:同上 1m3当たり料金はエネルギー調整税、地域別供給追加料金含む。 天然ガス	
輸送	26.コンテナ輸送 (40ftコンテナ)	(1)2,293 (2)2,494 (3)4,358	(1)1,596	出所:オランダ日本通運 工場名(都市名):アムステルダム 最寄り港:ロッテルダム港 第3国仕向け港:ニューヨーク港 (1)対日輸出:アムステルダム→最寄り港(ロッテルダム港)→横浜港 海上輸送費以外の経費は以下の通り: 陸送費(425ユーロ)、港湾ハンドリング料(208ユーロ)、その他 (267ユーロ) (2)第3国輸出:アムステルダム→最寄り港(ロッテルダム港)→第3 国仕向け港(ニューヨーク港) 海上輸送費以外の経費は以下の通り: 陸送費(425ユーロ)、港湾ハンドリング料(238ユーロ)、その他 (342ユーロ) (3)対日輸入:横浜港→最寄り港(ロッテルダム港)→アムステルダム 海上輸送費以外の経費は以下の通り: 陸送費(425ユーロ)、港湾ハンドリング料(220ユーロ)、その他 (400ユーロ) (1)~(3)すべてBAF、CAF含む	
	27.レギュラーガソリン価格 (1リットル)	2.05	1.43	出所:シェル セルフサービス、揮発油税、石油備蓄税含む	
	28.軽油価格 (1リットル)	1.58	1.10	出所:同上 揮発油税、石油備蓄税含む	
為 替	29.為替レート(1ドル)	1米ドル=0.6	9960ユーロ		
	30.法人所得税 (表面税率%)	20、25.5		出所:財務省 課税対象所得額が、200,000ユーロ以下:20.0%、200,001ユーロ以上:25.5%の2段階 受取利子含む キャピタルゲイン、受取配当金については一定要件を満たせば資本参加免税制度により非課税	
—————————————————————————————————————	31.個人所得税 (最高税率%)	52		出所:同上 2010年1月改正 33.45%~52%まで4段階 課税対象所得額が18,218ユーロ以下:33.45% 18,219~32,728ユーロ:41.95% 32,739~54,367ユーロ:42% 54,368ユーロ以上:52%	
, thu	32.付加価値税(VAT) (標準税率%)	19		出所:同上 軽減税率:食料、水道水、農産物、医薬品、書籍、雑誌、新聞、園 芸業用ガス・石油など必需品:6% 医療、銀行、保険などの特定サービス:0%	
	33.日本への利子送金課税 (最高税率%)	0		出所:財務省、日蘭租税条約(第12条) オランダでは利子に対する源泉課税はない	
	34.日本へ配当送金課税 (最高税率%)	一般:15、新	·····································	出所:財務省、日蘭租税条約(第11条) 親子間要件:議決権付き株式を25%以上、6ヵ月以上保有すること	
	35.日本へのロイヤルティ一送 金課税(最高税率%)	0		出所:財務省、日蘭租税条約(第13条) オランダではロイヤルティに対する源泉課税はない	
車	*1.乗用車購入価格	30,740		出所:オペル・ネーダーランド 車種:オペルアストラ(輸入車) 排気量:1,600cc 自動車取得税含む	
両	*2.大型乗用車購入価格	77,443	53,900	出所:メルセデスベンツ·ネーダーランド 車種:E250セダン(輸入車) 排気量:1,796cc 自動車取得税含む	

		米ドル	現地通貨 ユーロ	特に追記がない場合はVA1(19.0%)を含む。 <b>備考</b>
	1.ワーカー(一般工職)(月額)	2,157		出所:国立統計経済研究所(INSEE) "Les Salaires dans l'industrie selon le catégorie socioprofessionnelle" 製造業工場労働者社会保障、諸手当含まず(NET) 年額を月額換算
	2.エンジニア(中堅技術者) (月額)	3,894~4,023	2,710~2,800	出所 : INSEE ″Les salaires par profession″ 社会保障、諸手当含まず(NET)
	3.中間管理職(課長クラス) (月額)	4,310~5,029	3,000~3,500	出所:マイケル・ペイジ(人材紹介大手http://www.michaelpage.fr) 社会保障(従業員負担分)、諸手当含む(BRUT) 年額を月額換算
	4.店舗スタッフ(アパレル) (月額)	1,724	1,200	出所:INSEE "Les salaires par profession" 社会保障、諸手当含まず(NET)
	5.店舗スタッフ(飲食)(月額)	n.a.	n.a.	
賃金	6.法定最低賃金	(1)12.67/時 (2)1,930.75/月 (3)1,517.59/月	(2)1,343.80/月	出所:雇用省 改定日:2010年1月1日 (1)時給 (2)月額(社会保障(従業員負担分)含む、BRUT) (3)月額(社会保障(従業員負担分)含まず、NET)
	7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	一般的な支給率は基	基本給の1か月分	出所:法令解説書"Momento Pratique Francis Lefebvre/Social 2009" 労働慣行上、年末に支給
	8.社会保険負担率	雇用者負担率:56.79% 被雇用者負担率:30.45% 雇用者負担率の内訳: 雇用保険:4.0% 医療保険:12.8% 年金:31.26% その他:8.73% 被雇用者負担率の内訳: 雇用保険:2.4% 医療保険:0.75% 年金:19.30% その他:8.0%		出所:同上
	9.名目賃金上昇率 (2007年→2008年→2009年)	3.0%→1.7%	ó→1.2%	出所:INSEE "Note de conjoncture" 民間企業における一人当たり平均月収
地価・	10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり)	537.34	373.99	出所:ヴァルド・マルヌ県商工会議所「事業用不動産市場動向(2008年)」ヴァルド・マルヌ県(パリから南東に車で約1時間、オルリー空港周辺)にある工業用地平均購入価格、諸経費含まず
事務所	11.工業団地借料(月額) (m2当たり)	3.9	2.7	出所:同上 ヴァルド・マルヌ県にある工業用地平均借料 諸経費含まず
賃 料 等	12.事務所賃料(月額) (m2当たり)	新築·改築:71.7 中古:57.2		出所:CBリチャード・エリス(企業向け大手不動産) 諸経費含まず
寺	13.駐在員用住宅借上料 (月額)	2,874~4,282 2,000~2,980		出所:賃貸物件検索サイト(www. seloger. com) パリ16区のコンドミニアム、80~120m2 非課税、管理費含む
	14.電話架設料	アナログ: 79.02 高速: 177.00	55.00 123.19	出所:フランステレコム
	15.電話利用料	月額基本料: 26.64(アナログ) 61.18(高速デジタル) 一分当たり通話料:0.036	18.54(アナログ) 42.58(高速デジタル) 0.025	同上
通	16.国際通話料金 (日本向け3分間)	1.39	0.97	出所:同上 一分当たり通話料:0.323ユーロ
信費	17.携帯電話加入料	n.a.	-	出所:オレンジ(フランステレコム傘下移動体通信)
	18.携帯電話基本通話料	月額基本料:71.7 1分当たり通話料:0.299	49.9 0.208	出所:同上 月額通話4時間2年契約 月額基本料は4時間の通話料込み
	19.インターネット接続料金 (ブロードバンド)	67.01	46.64	出所:オレンジ(フランステレコム傘下プロバイダー) 基本料、電話料金込み、ADSL(18M)

		米ドル	現地通貨 ユーロ	特に追記がない場合はVAI(19.6%)を含む。 <b>備考</b>
電気	20.業務用電気料金 (kW当たり)	月額基本料: 65.23 1kWh当たり料金: 0.138		出所:フランス電力(EDF) 出力36kVA(VAT5.5%含む)
気料金	21.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料:9.22 1kWh当たり料金:0.155		
水道	22.業務用水道料金 (m3当たり)	月額基本料:2.54 1m3当たり料金:4.21		出所:パリ市環境局 年額を月額換算 VAT(5.5%)含む
料金	23.一般用水道料金 (m3当たり)	月額基本料:2.54 1m3当たり料金:4.21	1.77 2.93	
ガス料	24.業務用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料: 872.49 1m3当たり料金: 0.43~0.72		
金	25.一般用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料:4.21~19.47 1m3当たり料金:0.73~1.26		同上
輸送	26.コンテナ輸送 (40ftコンテナ)	(1)1,783 (2)1,633 (3)2,433	(2)1,137	出所:Nippon Express France 最寄り港:ルアーブル港 第3国仕向け港:ニューヨーク港 陸送費(パリ近郊~ルアーブル):580ユーロ 海上輸送費(1)950ドル(2)800ドル(3)1,600ドル (1)対日輸出:最寄り港(ルアーブル港)→横浜港 THC、BAF、CAF含む、その他手数料は含まず 海上輸送費VAT非課税 陸上輸送費VAT(19.6%)含まず 契約内容によってはVATの支払いが生じる (2)第3国輸出:最寄り港(ルアーブル港)→第3国 仕向け港(ニューヨーク港) THC、BAF、CAF等手数料は含まず 海上輸送費VAT非課税 陸上輸送費VAT(19.6%)含まず 契約内容によってはVATの支払いが生じる (3)対日輸入:横浜港→最寄り港(ルアーブル港) BAF、CAF含む、THCその他手数料含まず 海上輸送費VAT非課税 陸上輸送費VAT非課税 陸上輸送費VAT(19.6%)含まず 契約内容によってはVATの支払いが生じる
	27.レギュラーガソリン価格 (1リットル)	1.80	1.25	出所∶経済産業雇用省
	28.軽油価格  (1リットル)	1.49	1.04	同上
為 替	29.為替レート(1ドル)	1米ドル=0.696	60ユーロ	
	30.法人所得税 (表面税率%)	33.3		出所:一般税法典(219条) 売上が763万ユーロに満たない中小企業には 38,120ユーロを上限に15%の優遇税率を適用 キャピタルゲイン含む
	31.個人所得税 (最高税率%)	40		出所:一般税法典(197条) 0、5.5、14、30、40%の5段階
税 制	32.付加価値税(VAT) (標準税率%)	19.6		出所:一般税法典(278条、281条) 軽減税率: 食品、本、一部のサービス:5.5% 一部の医薬品、血液製剤:2.1%
	33.日本への利子送金課税 (最高税率%)	10		出所: 日仏租税条約第11条
	34.日本へ配当送金課税 (最高税率%)	10		出所:日仏租税条約第10条
	35.日本へのロイヤルティ―送 金課税(最高税率%)	0		出所: 日仏租税条約第12条
車	*1.乗用車購入価格	35,657		出所: オートプリュス(AutoPlus)「2010年版需要用 車購入ガイド」 シトロエンC4 国産車。排気量 1,560cc
両	*2.大型乗用車購入価格	85,575	59,560	出所:同上。プジョー「607」 国産車。排気量2,720cc

		米ドル	現地通貨	特に追記がない場合はVAT(20%)を含む。 <b>備考</b>
			ユーロ	出所:国家統計局(ISTAT) 2006年の契約書上の給与額に2007~2009年の賃
	1.ワーカー(一般工職)(月額)	2,480	1,726	金上昇率を乗じて算出 年額を月額換算 基本給、賞与含む
	2.エンジニア(中堅技術者) (月額)	4,789 <b>~</b> 6,585	3,333~4,583	出所: Michael Page 設計エンジニア(経験5年程度) 年額を月額換算 基本給、社会保障、賞与含む
	3.中間管理職(課長クラス) (月額)	5,388~6,585	3,750 <b>~</b> 4,583	出所:同上 製造管理者(経験10~20年程度) 年額を月額換算 基本給、社会保障、賞与含む
	4.店舗スタッフ(アパレル) (月額)	n.a.	n.a.	ISTATなど、使用可能で信頼性の高い統計なし
<b>4</b>	5.店舗スタッフ(飲食)(月額)	n.a.	n.a.	同上
<b>賃</b> 金	6.法定最低賃金	1,659.45~2,773.82/月	1,154.98~1,930.58/月	出所:全国労働協約 改定日:2010年1月1日(2010年2月8日時点仮合意) 機械金属部門(大企業)の1a~7a等級
	7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	給与1ヵ	月相当	出所:同上 13ヵ月目の給与支給が全国労働協約で規定されている(即ち賞与として給与1ヵ月相当を支給する) 企業によっては14ヵ月目給与を支給したり、業績などに応じて加算を行う場合もある
	8.社会保険負担率	雇用者負担率:26.96~32.08% 被雇用者負担率:9.19~9.49% 雇用者・被雇用者負担合算の内部 年金基金:33.0% 健康保険:0%または2.22% 失業保険:1.31%	マ(他に退職金基金などがある)	出所:社会保障機構(INPS) 一般製造業の場合 ただし、企業規模や職種によって異なる
		家族手当基金:0.68% 給与補填金庫:0%、1.90%または	2.20%	
	9.名目賃金上昇率 (2007年→2008年→2009年)	出所:国家統計局(ISTAT)		
	10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり)	157~989	109~688	出所:仲介業者連盟(FIMAA)登録物件 ミラノ県内 税・諸経費除く
事	11.工業団地借料(月額) (m2当たり)	_	_	出所:同上 基本的に売り地 調査時点で賃貸物件の登録なし
	12.事務所賃料(月額) (m2当たり)	13~66(月額)	9~46	出所:同上 ミラノ市中心部、年額を月額換算 税・諸経費除く
料等	13.駐在員用住宅借上料(月 額)	2,155~3,879(月額)	1,500~2,700	出所:現地駐在員等から聴取 ミラノ市西部、日本人学校近辺のコンドミニアム 90~150m2程度、駐車場付 通常、共益費含む
	14.電話架設料	137.93	96	出所:テレコム・イタリア 法人向け
	15.電話利用料	月額基本料:56.03 対固定電話:0.11/1通話 対携帯電話:0.11/分+0.19/1通 話	39.00 0.08/1通話 0.08/分十0.13/1通話	出所:同上 法人向けプラン「Teleconomy 7 su 7」
通	16.国際通話料金 (日本向け3分間)	対固定電話:2.67 対携帯電話:3.74	0.86 2.60	
信費	17.携帯電話加入料	0	0	出所:TIM(テレコム・イタリアグループ)
	18.携帯電話基本通話料	月額基本料:5.17 1分当たり通話料:0.27	3.60 0.19	出所:同上 法人向けプラン「1 Cent Premium」 同一契約内の番号との通話は0.01ユーロ/分 法人契約には政府許認可税12.91ユーロ/月がかか る
	19.インターネット接続料金 (ブロードバンド)	月額基本料:43.10	30	出所:テレコム・イタリア ADSL、法人向けプラン「Impresa Semplice 20Mb」

		米ドル	現地通貨	特に追記がない場合はVAT(20%)を含む。 <b>備考</b>
		7/41.72	ユーロ	出所:A2A
電気料	20.業務用電気料金 (kW当たり)	月額基本料:148.49 1kWh当たり料金:0.04	0.03	中圧電流 月額基本料は年額から換算 別途地方税等あり
	21.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料: 9.48 1kWh当たり料金: 0.24	6.60 0.17	出所:同上 ミラノ近郊、低圧電力、3kW需要、151~220kWh/月 消費の場合
水道	22.業務用水道料金 (m3当たり)	月額基本料:0 1m3当たり料金:1.32		出所: Amiacque ミラノ県内地域別料金平均、上下水道使用料含む
料金	23.一般用水道料金 (m3当たり)	月額基本料:0 1m3当たり料金:0.98	0 0.68	同上
ガス	24.業務用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料:5.46 1m3当たり料金:0.53		出所: A2A ミラノ近郊 年間1,000,000m3以上使用の場合 基本料は年額を月額へ換算
料 金 	25.一般用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料:5.00 1m3当たり料金:0.49		出所:同上 ミラノ近郊 年間120m3まで使用の場合 基本料は年額を月額へ換算
輸送	26.コンテナ輸送 (40ftコンテナ)	(9)9 hhu~9 u191		出所:日系フォワーダー  (1)対日輸出:工場(ミラノ)→最寄り港(ジェノヴァ港)→横浜港 内訳:陸上輸送費500~600ユーロ、海上輸送費 1300~1500ドル、BAF・CAF込み (2)第3国輸出:工場(ミラノ)→最寄り港(ジェノヴァ港)→第3国仕向け港(ニューヨーク) 内訳:陸上輸送費500-600ユーロ、海上輸送費1300~1500ドル、BAF500ドル(10年1月時点)、CAF50ドル(2010年1月時点) (3)対日輸入:横浜港→最寄り港(ジェノヴァ港)→工場(ミラノ) 内訳:海上輸送費1500~2000ドル、BAF750ドル(2010年1月時点)、CAF17%(2010年1月時点)、陸上輸送費500~600ユーロ
	27.レギュラーガソリン価格 (1リットル)	1.945	1.35	出所:ミラノ市中心部スタンド
	28.軽油価格 (1リットル)	1.69	1.174	同上
為 替	29.為替レート(1ドル)	1米ドル=0.	6960ユーロ	
	30.法人所得税 (表面税率%)	国税	: 27.5	出所:統一所得税法・大統領令1986年12月22日第 917号 ほかに地方税として州事業税があるが、税率は州および業種により異なる (2008-09年までは33%→27.5%に減税されており、 2010年についても同様の減税が検討されているが、 2010年1月時点で未定)
税制	31.個人所得税 (最高税率%)	4:		出所:統一所得税法·大統領令1986年12月22日第 917号 23%(1万5,000ユーロ以下) 27%(1万5,000.01~2万8,000ユーロ) 38%(2万8,000.01~5万5,000ユーロ) 41%(5万5,000.01~7万5,000ユーロ) 43%(7万5,000.01ユーロ以上)
	32.付加価値税(VAT) (標準税率%)	20	0	出所:大統領令1972年第633号 国税 食料品など特定商品・サービスについては、4%、 10%の軽減税率あり
	33.日本への利子送金課税 (最高税率%)	10	0	出所:日本との租税条約(法律1972年12月18日第 855号)第11条
	34.日本へ配当送金課税 (最高税率%)	10、	15	出所:日本との租税条約(法律1972年12月18日第 855号)第10条 受取人が送金人の議決行使株式の25%以上を6ヵ 月保有している場合:10%、それ以外の場合:15%
	35.日本へのロイヤルティ一送 金課税(最高税率%)	10	0	出所:日本との租税条約(法律1972年12月18日第 855号)第12条
車	*1.乗用車購入価格	18,391	12,800	出所:フィアット グランデ・プント1.4 77cv、国産、1368cc 車体価格のみ(VAT込み、諸経費別)
車両	*2.大型乗用車購入価格	76,580	53,300	出所:メルセデス・ベンツ ベンツE 350 CDI BlueEFFICIENCY、輸入車、2987cc (VAT・諸経費込み、県登記税別)

		現地通貨		特に追記がない場合はVAT(16%)を含む。	
		米ドル	ユーロ	備考	
	1.ワーカー(一般工職)(月額)	n.a.	n.a.	マドリード州金属産業労働協約によれば、2010年の最低基本給(月額換算)は611~650ユーロ これは、労働協約によって定められる最低基本給であり、社会保障や 賞与、その他の手当てを含まない金額 通常、これに経験・勤務年数に応じた加算、営業歩合給、企業業績加 算、諸手当(交通・食事補助など)が上乗せされる	
	2.エンジニア(中堅技術者) (月額)	n.a.	n.a.	マドリード州金属産業労働協約によれば、2010年の最低基本給(月額換算)は1,105~1,461ユーロこれは、労働協約によって定められる最低基本給であり、社会保障や賞与、その他の手当てを含まない金額通常、これに経験・勤務年数に応じた加算、営業歩合給、企業業績加算、諸手当(交通・食事補助など)が上乗せされる	
	3.中間管理職(課長クラス) (月額)	n.a.	n.a.	マドリード州金属産業労働協約によれば、2010年の最低基本給(月額換算)は1,310~1,413ユーロこれは、労働協約によって定められる最低基本給であり、社会保障や賞与、その他の手当てを含まない金額通常、これに経験・勤務年数に応じた加算、営業歩合給、企業業績加算、諸手当(交通・食事補助など)が上乗せされる	
賃	4.店舗スタッフ(アパレル) (月額)	n.a.	n.a.	マドリード州衣料販売業労働協約によれば、2010年の最低基本給(月額換算)は838~889ユーロ これは、労働協約によって定められる最低基本給であり、社会保障や 賞与、その他の手当てを含まない金額 通常、これに経験・勤務年数に応じた加算、営業歩合給、企業業績加 算、諸手当(交通・食事補助など)が上乗せされる	
金	5.店舗スタッフ(飲食)(月額)	n.a.		マドリード州ホテル外食産業労働協約によれば、2010年の最低基本給(月額換算)は858~949ユーロ これは、労働協約によって定められる最低基本給であり、社会保障や 賞与、その他の手当てを含まない金額 通常、これに経験・勤務年数に応じた加算、営業歩合給、企業業績加 算、諸手当(交通・食事補助など)が上乗せされる	
	6.法定最低賃金	827.30/月	633.30/月	改定日:2010年1月1日	
	7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	通常、給与2ヵ	月相当	基本的に雇用契約は年棒制 一般的には、年棒額を12ヵ月+賞与2ヵ月分(14ヵ月等分)に分け、賞 与は7月と12月の2回に分けて支給する その他労働協約(Convenio Colectivo)に従い、12~16ヵ月等分する業 界や企業もあり 但し営業などでは、売上実績に応じたコミッション制度(ボーナス支給) を採用する業界もある	
	8.社会保険負担率	雇用者負担率:29.90%+5 被雇用者負担率:6.35% 雇用者負担分の内訳: 医療保険:23.60% 失業保険:5.50% 職業訓練:0.60% 倒産保険:0.20%	労災保険	出所:労働移民政策省令2010年1月12日付被雇用者の職種に応じた基本額(2010年は738.90~3,198.00ユーロの範囲内)に左記負担率を掛けて算出労災保険率は、業種により異なる(0.9~7.15%)2008年11月に日本との二国間社会保障協定に署名現時点では未発効発は、駐在期間が5年以内の場合、日本の年金制度のみの加入で済む	
	9.名目賃金上昇率 (2007年→2008年→2009年)	4.0%→4.8%−		出所:国家統計局、労働賃金統計	
地価	10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり)	2,033		出所 : 商業不動産会社AguirreNewman マドリード自治州内平均 前年比△10.5%の下落	
事	11.工業団地借料(月額) (m2当たり)	9.67	6.73	出所:同上 マドリード自治州内平均 前年比△8.6%の下落	
務所賃	12.事務所賃料(月額) (m2当たり)	17~49		出示 CDUズャードエリフ	
料	13.駐在員用住宅借上料(月 額)	2,155~3,161	1,500~2,200	出所:ジェトロ・マドリード調べ サラマンカ地区マンション、100~150m2、駐車場付き 家具付き物件あり、共益費は物件による、契約時に1ヵ月の敷金	
	14.電話架設料	199.22		出所:テレフォニカ	
	15.電話利用料	月額基本料:27.49 1分当たり市内通話料: 0.19	19.13	出所:同上 1分当たり市内通話料は時間帯により価格設定あり	
通	16.国際通話料金 (日本向け3分間)	3.13		出所:同上	
信費	17.携帯電話加入料	35.04	24.39	出所:テレフォニカ・モビスター	
貸	18.携帯電話基本通話料	0.75	0.52	出所:同上 1分当たりの通話料、月額基本料なし 通話先の電話会社、時間帯により価格設定あり	
	19.インターネット接続料金 (ブロードバンド)	68.17	47.44	出所:テレフォニカ 月額定額、最高通信速度6Mbps、ADSL 回線開設料:44.2ユーロ	

			特に追記がない場合はVAT(16%)を含む。		
		米ドル	現地通貨 ユーロ	備考	
気料	20.業務用電気料金 (kW当たり)	月額基本料: 24.94 1kWh当たり料金: 0.147	17.36 0.102	出所:エンデサ 2008年7月より自由化 契約電圧36~72.5kV、消費電力1,000kWの場合の平均的な料金(使用量に よって料金異なる) 特別税(4.864%)含む	
	21.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料:3.16 1kWh当たり料金:0.22		出所:産業観光商務省 使用量によって料金異なる	
	22.業務用水道料金 (m3当たり)	1.35~3.72	0.94~2.59	出所:カナル・デ・イサベルII 月額基本料は建物の戸数や供給力、汚染率によって異なる VAT(7%)含む	
소	23.一般用水道料金 (m3当たり)	1.19 <b>~</b> 4.45	0.83~3.10	同上	
l ス	24.業務用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料:0.140 1kWh当たり料金の上限: 0.042	0.094	出所:ガス・ナトゥラル 2007年7月より自由化	
料 金 ———	25.一般用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料(1kWh当たり 契約料金):13.06 1kWh当たり料金:0.062	0.043	出所:産業観光商務省 基本料固定額は年間使用量によって異なる	
	26.コンテナ輸送	(1)3,142 (2)3,124	(1)2,187	出所:運輸会社 工場(都市名):マドリード 最寄り港:バルセロナ港 第3国仕向け港:ニューヨーク港 (1)対日輸出:工場(マドリード)→最寄り港(バルセロナ港)→横浜港 (2)第3国輸出:工場(マドリード)→最寄り港(バルセロナ港)→第3国仕向け 港(ニューヨーク港)	
輸送	(40ftコンテナ)	(3) 4,241		<ul> <li>(3)対日輸入:横浜港→最寄り港(バルセロナ港)→工場(マドリード)</li> <li>(1)国内輸送費(2,042ドル)+海上輸送費(1,100ドル、BAF/CAF含む)</li> <li>(2)国内輸送費(同上)+海上輸送費(600ドル+BAF482ドル)</li> <li>(3)国内輸送費(同上)+海上輸送費(2,200ドル、BAF/CAF含む)</li> <li>(注)10年1月現在、いずれも海上保険料、通関諸経費、港経費、テンポラルサーチャージを除く輸送費のみ</li> </ul>	
	27.レギュラーガソリン価格 (1リットル)	1.52	1.06	出所:産業観光商務省 全国ガソリンスタンド平均販売価格 諸税含む	
	28.軽油価格 (1リットル)	1.38	0.96	同上	
為 替	29.為替レート(1ドル)	1米ドル=0.696	0ユーロ		
	30.法人所得税 (表面税率%)	30		出所:法35/2006 実効税率との差異無し 全ての法人所得が課税対象 中小企業向け軽減税率(25%、20%)あり 25%:前事業年度の純売上高が800万ユーロ未満の場合、課税対象額12万 202.41ユーロまで適用 20%:2009~2011年の特別減税として、新規雇用創出・雇用維持に貢献した 中小企業(純売上高500万ユーロ未満)について課税対象額12万202.41ユーロまで適用 原則としてキャピタルゲイン、受取配当金、受取利子を含むが、スペイン所在 の持株会社(Entidades de Tenencia de Valores Extranjeros)における国外子 会社からの受取配当金ならびにキャピタルゲインは、法人税課税対象外となる(さらに、本邦本社へこれらの再配当を実施した場合は、34. の配当源泉 税免除が適用される)	
税制	31.個人所得税 (最高税率%)	43		出所: 勅令439/2007 最低0%から最高43%までの5段階(0、24、28、37、43%)の累進課税制。配 当金・利子・その他国外での所得も含むすべての所得が課税対象、各種控 除あり	
	32.付加価値税(VAT) (標準税率%)	16		出所:法37/1992 軽減税率7%:アルコール飲料・清涼飲料を除く食品、飼料、医薬品などに適用 特別軽減税率4%:パン、小麦、ミルク、チーズ、書籍、特定の薬品などに適用 (注)2010年7月1日より、標準税率および軽減税率をそれぞれ18%、8%に引き上げ、特別軽減税率は据え置き(出所:法26/2009)	
	33.日本への利子送金課税 (最高税率%)			出所:日西租税条約(第11条)	
	34.日本へ配当送金課税 (最高税率%)	0、10、15		出所:法43/1995、日西租税条約(第10条) 持株会社が海外子会社からの受配金を再配当した場合(非課税扱い):0% 当該子会社に25%以上出資のうえ、保有期間6ヵ月以上の場合:10% 上記を満たさない場合:15%	
	35.日本へのロイヤルティー送 金課税(最高税率%)	10		出所: 日西租税条約(第12条)	
車	*1.乗用車購入価格	25,546	17,780	出所:セアト(SEAT)、Automercado(自動車雑誌) 車種:セアト・レオン1.6Reference(国産車) 排気量:1,595cc 車体価格、輸送費、登録税含む	
南	*2.大型乗用車購入価格	57,471	40,000	出所:メルセデス・ベンツ、Automercado(自動車雑誌) 車種:メルセデス・ベンツC230 排気量:2,496cc 車体価格、輸送費、登録税含む	

特に追記がない場合はVAT(20%)を含む。

		44.19	現地通貨	特に追記がない場合はVAT(20%)を含む。	
		米ドル	ユーロ	備考 	
	  1.ワーカー(一般工職)(月額)	1,115~1,226	776 <b>~</b> 853	出所:雇用社会保健省 企画・研究オフィス 2008年リスボン市の平均賃金、基本給のみ	
	2.エンジニア(中堅技術者) (月額)	1,407~2,177	979 <b>~</b> 1,515	同上	
	3.中間管理職(課長クラス) (月額)	1,888~4,523	1,314~3,148	同上	
	4.店舗スタッフ(アパレル) (月額)	938	653	同上	
	5.店舗スタッフ(飲食)(月額)	810	564	同上	
賃金	6.法定最低賃金	682/月	475/月	以定日:2010年1月15日	
	7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	基本給の2	2ヵ月相当	出所:労働法第254条、255条 休暇手当て(夏季)およびクリスマス助成金:各1ヵ月相 当	
	8.社会保険負担率	雇用者負担率:23.75% 被雇用者負担率:11.00% 内訳: 雇用保険:5.22% 医療保険:3.05% 年金:16.01% その他:10.47%		出所:政令199/1999(1999年6月8日)3条、政令 200/1999(1999年6月8日) 非営利団体、農業、漁業などに対する軽減措置あり	
	9.名目賃金上昇率 (2007年→2008年→2009年)	3.4%→3.	0%→n.a.	出所:ポルトガル中央銀行年次報告書2008年	
	10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり)	144~158	100~110	出所:SAPEC工業団地 Industrial Park Sapecbay - Setubal - Portugal 不動産譲渡税6.5%、固定資産税(年間)0.4%、SAPEC 工業団地管理費用0.39ユーロ/m2(年間)	
地価・事	11.工業団地借料(月額) (m2当たり)	4.3 <b>~</b> 6.5	3∼4.5	出所 : 同上 Industrial Park Sapecbay - Setubal - Portugal SAPEC工業団地管理費用0.39ユーロ/m2(年間)	
事務所賃料等	12.事務所賃料(月額) (m2当たり)	26~29	18~20	出所: Diario Economico紙(2009年12月19日) 市内ビジネス街 通常、入居時に賃貸料2ヵ月相当前払い VAT非課税 2009年2月現在	
	13.駐在員用住宅借上料(月額)	2,371~2,514	1,650~1,750	出所:SAPO不動産 リスボンのアパート、100~115m2、駐車場付き 入居時に家賃2ヵ月相当前払い VAT非課税	
	14.電話架設料	ISDN : 255.2 アナログ : 123.85	177.6 86.20	出所:ポルトガルテレコム(PT)	
	15.電話利用料	ISDN: 45.62 アナログ: 21.82 1分当たり通話料: 0.06		同上	
通信	16.国際通話料金 (日本向け3分間)	5.42	3.77	同上	
信費	17.携帯電話加入料	0	0	出所:TMN	
	18.携帯電話基本通話料	月額基本料:21.94 1分当たり通話料:0.22	15.27 0.15	同上	
	19.インターネット接続料金 (ブロードバンド)	(a) 78.88 (b) 93.25 (c) 359.05	(b) 64.90	出所:ZON 月額定額料金 (a)50MB、(b)100MB、(c)1GB	

特に追記がない場合はVAT(20%)を含む。

			TH LLL '圣 化	特に追記がない場合はVAT(20%)を含む。	
		米ドル	現地通貨 ユーロ	備考	
電気	20.業務用電気料金 (kW当たり)	月額基本料:81.25 1kWh当たり料金:0.090		出所:EDP(ポルトガル・エネルギー会社) 1kWh当たり料金:夏季、通常料金	
料金	21.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料:41.35 1kWh当たり料金:0.19		同上	
水道	22.業務用水道料金 (m3当たり)	月額基本料: 128.36 1m3当たり料金: 2.03	1.4141	出所:EPAL(リスボン水道会社) 月額基本料は口径サイズ50ミリの場合	
上 料 金 ——————————————————————————————————	23.一般用水道料金 (m3当たり)	月額基本料:23.33 1m3当たり料金:0.86	16.24 0.5993	出所:同上 月額基本料は口径サイズ20ミリの場合 1m3当たり料金は使用量6~20m3/月の場合	
ガス	24.業務用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料:3,382 1kWh当たり料金:0.03		出所:リスボンガス会社 年間200万m3以上の契約	
料 金	25.一般用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料: 4.93 1kWh当たり料金: 0.08		出所:同上 年間221~500m3までの契約	
輸送	26.コンテナ輸送 (40ftコンテナ)	(1)1,861 (2)2,672 (3)6,250	(1)1,295 (2)1,860 (3)4,350	出所:日本通運ポルトガル 内訳:コンテナ(20フィート)国内輸送費+海上輸送費 +BAF (1)対日輸出:工場名(リスボン)→最寄り港(リスボン 港)→横浜港 (2)第3国輸出:工場名(リスボン)→最寄り港(リスボン 港)→第3国仕向け港(ニューヨーク港) (3)対日輸入:横浜港→最寄り港(リスボン港)→工場名 リスボンから20km(リスボン)	
	27.レギュラーガソリン価格 (1リットル)	1.85	1.29	出所: Oil Bulletin	
	28.軽油価格 (1リットル)	1.51	1.05	同上	
為替	29.為替レート(1ドル)	1米ドル=0.	.6960ユーロ		
	30.法人所得税 (表面税率%)	2	5	政令159/2009(13/07) なお、この国税とは別に、地方税として最高1.5%まで法 人税課税対象利益に課税される(2007年1月15日付法 2/2007) 課税標準額のうち、12,500ユーロまでには12.5%の軽減 税率	
	31.個人所得税 (最高税率%)	4	2	出所:2006年予算法(法60-A/2005) 所得に応じ7段階(10.5、13、23.5、34、36.5、40、42)の税 率を適用	
税制	32.付加価値税(VAT) (標準税率%)		: : 20 ゾアゾレス諸島 : 14	出所:法26-A/2008(6/27) 軽減税率: 本土:5%、12% マデイラ諸島およびアゾレス諸島:4%、8%	
	33.日本への利子送金課税 (最高税率%)	2	0	出所:政令442-B/88(1988年11月30日)80条 政令192/2005(2005年11月7日)80条	
	34.日本へ配当送金課税 (最高税率%)			出所:政令442-B/88(1988年11月30日)80条 政令192/2005(2005年11月7日)80条	
	35.日本へのロイヤルティー送 金課税(最高税率%)	15		出所:政令442-B/88(1988年11月30日)80条 政令192/2005(2005年11月7日)80条	
車	*1.乗用車購入価格	33,089	23,030	出所: トヨタ・ポルトガル 車種:トヨタ・カローラ セダン1.4D4-D LUNA(輸入車) 排気量:1,799cc 自動車税含む	
両	*2.大型乗用車購入価格	96,336	67,050	出所: トヨタ・ポルトガル 車種:レクサス GS GS450(輸入車) 排気量:3456cc 自動車税含む	

		M 1 %	現地通貨	特に追記がない場合はVAT(19%)を含む。
		米ドル	ユーロ	横考 ————————————————————————————————————
	1.ワーカー(一般工職)(月額)	1,843	1,283	出所:国家統計局 2009年平均給与は未公表 2008年の年額13,852.39ユーロ(2ヵ月の賞与を含む)に社会保障の雇 用者負担分(28.06%)と2009年の年間平均物価上昇率1.22%を加算 して算出 基本給、社会保障、賞与、所得税含む
	2.エンジニア(中堅技術者) (月額)	5,172		出所:同上 2009年平均給与は未公表 2008年の年額38,378.01ユーロ(2ヵ月の賞与を含む)に社会保障の雇 用者負担分(28.06%)と2009年の年間平均物価上昇率1.22%を加算 して算出 基本給、社会保障、賞与、所得税含む
	3.中間管理職(課長クラス) (月額)	6,802		出所:同上 2009年平均給与は未公表 2008年の年額51,132.82ユーロ(2ヵ月の賞与を含む)に社会保障の雇 用者負担分(28.06%)と2009年の年間平均物価上昇率1.22%を加算 して算出 基本給、社会保障、賞与、所得税含む
	4.店舗スタッフ(アパレル)  (月額)	n.a.	n.a.	統計資料なし
	5.店舗スタッフ(飲食)(月額)	n.a.	n.a.	同上
賃金	6.法定最低賃金	1,062.59~1,466.67/月 47.47~65.72/日	33.04~45.74/日	出所:全国集団労働契約 改定日:2009年5月1日 月額は未婚・職務未経験者から既婚・職務経験3年まで、日額は月額 と同様の項目で6年までの幅がある
	7.賞与支給額  (固定賞与+変動賞与)	給与2ヵ月分相当(キリスト復  月分、およびクリスマスに1ヵ		出所:雇用•社会保障省
	8.社会保険負担率	雇用者負担率:28.06% 被雇用者負担率:16.00% 雇用者負担率の内訳: 雇用保険:5.31% 医療保険:5.10% 年金:13.33% その他:4.32% 被雇用者負担率の内訳:		出所:社会保険基金(IKA) キリスト復活祭、夏季およびクリスマスに対する賞与には雇用者負担 率に0.04166%が加算
	9.名目賃金上昇率	雇用保険:3.03% 医療保険:2.91% 年金:7.60% その他:2.46%	5%-→n a	出所:国家統計局
	(2007年→2008年→2009年)	4.5070 2.10	77 <b>0</b> Ti.d.	2009年値は未公表 出所:投資庁
地	10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり)	(a) 76.94 (b) 61.55~102.59		(a) ラミア、(b) ボロス 別途、購買税(9~11%) および土地登記のための弁護士費用(価格の約2%) がかかる
価・	11.工業団地借料(月額)  (m2当たり)	-	_	出所:同上 工業団地における賃貸物件はない
事務所賃料等	12.事務所賃料(月額) (m2当たり)	(a) 23.16/26.35 (b) 18.52 (c) 12.08	(a) 16.12/18.34 (b) 12.89 (c) 8.41	(a)ソンダクマ/コロナイ、(b)マルーン、(c)ピレリス  倭料は5555000000000000000000000000000000000
等 等	13.駐在員用住宅借上料 (月額)	(a) 2,086 (b) 1,076 (c) 1,392	(b) 749	出所:同上 (a)コロナキ、(b)キフィシア、(c)グリファダ 借上料は5物件の平均的価格 約100m2のマンション 別途、公共部分の清掃、セキュリティー等諸経費がかかる 通例、入居時に1ヵ月の敷金および家賃を大家に支払う
	14.電話架設料	50.16		出所:電信電話公社(OTE) 入居する建物にすでにその他の稼動する電話回線が入っていれば、 この架設料はかからない
	15.電話利用料	月額基本料:21.21 1分当たり通話料:0.04	0.03	出所:同上 通話開始後の2分間は左記1分当たりの通話料が適用され、それ以 降は時間帯によって0.000476~0.000515ユーロ/秒が加算される
	16.国際通話料金 (日本向け3分間)	1.26	0.88	出所:同上 0.004889ユーロ/秒×180秒
通 信	17.携帯電話加入料	0	0	出所: COSMOTE ただし最低契約期間は半年間
<b>費</b>	18.携帯電話基本通話料	月額基本料:12.49 1分当たり通話料:0.37	0.26	出所:同上「COSMOTE BASIC」プラン 0.0044ユーロ/秒×60秒(通話時間が3時間/月の場合) 通話料が3~6時間の場合:0.186ユーロ/分、6時間以上の場合: 0.144ユーロ/分 他社携帯電話との通話:0.282ユーロ/分
	19.インターネット接続料金 (ブロードバンド)	設置料:59.83 月額接続料:100.43		出所:同上 「Conn-x@Work Office 24Mbps」プラン WiFiモデム(無料)の設定をOTEに依頼した場合53.54ユーロが別途 かかる

			現地通貨	特に追記がない場合はVAT(19%)を含む。 
		米ドル	- 九一口	備考 
電気	20.業務用電気料金 (kW当たり)	月額基本料:3.76 1kWh当たり料金:0.20		出所:電力供給公社(PPC) 契約容量25kVA以下の場合。請求は2ヵ月ごと
料金	21.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料:3.69 1kWh当たり料金:0.11		出所:同上 単相で4ヶ月間の消費量が800kWhまでの場合。請求は2ヵ月ごと
水道料	22.業務用水道料金 (m3当たり)	月額基本料:7.47~74.58 1m3当たり料金:1.31~1.55	0.91 <b>~</b> 1.08	出所:水道供給公社(EYDAP) 月額基本料および1m3当たりの料金は消費量により異なる 別途、下水道料金(水道料金の75%)、供給公社従業員の社会保障 費(水道料金の1%)が請求される 請求は3ヵ月ごと
金	23.一般用水道料金 (m3当たり)	月額基本料:096~2.80 1m3当たり料金:0.65~5.07	0.67~1.95 0.45~3.53	同上
ガス	24.業務用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料:4.32~22.50 1m3当たり料金:0.80	0.56	出所:アッティカ・ガス供給公社 月額基本料金は消費量により異なる 1m3当たりの料金は1m3x11.3350kWh/Nm3(月間変換指数)x0.04562 ユーロ/kWhで算出 請求は2ヵ月ごと 天然ガス
<b>料</b> 金	25.一般用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料:4.32~22.50 1m3当たり料金:0.69	0.48	出所:同上 月額基本料金は消費量により異なる 1m3当たりの料金は1m3x11.3350kWh/Nm3(月間変換指数)x0.03906 ユーロ/kWhで算出 請求は2ヵ月ごと 天然ガス
				出所:日系海運会社代理店
				(1)対日輸出:工場(アテネ)→最寄り港(ピレウス港)→横浜港 陸送料(200ユーロ+VAT19%)+荷積料(240ユーロ)+海上輸送料 (1,250ドル+CAF11%)+BAF(500ドル)+CAS(6ドル)+スエズ通過料(8 ドル)+対アデン湾海賊保険料(44ドル) CAF11%は2010年1月時点 CAS:輸送保全追加料
輸送	26.コンテナ輸送 (40ftコンテナ)	(1)2,632 (2)2,386 (3)3,948	(2) 1,661 (3) 2,748	(2)第3国輸出:工場(アテネ)→最寄り港(ピレウス港)→第3国仕向 け港(ニューヨーク) 陸送料(200ユーロ+VAT19%)+荷積料(240ユーロ)+海上輸送料 (1,700ドル) 代理店によると、過去にこのルートでの依頼がないため、1,700ドルは あくまで概算
				(3)対日輸入:横浜港→最寄り港(ピレウス港)→工場(アテネ) 海上輸送料(2,400ドル+CAF11%)+BAF(500ドル)+CAS(6ドル)+スエズ通過料(8ドル)+対アデン湾海賊保険料(44ドル)+荷下料(267ユーロ)+陸送料(200ユーロ+VAT19%) CAF11%は2010年1月時点
	27.レギュラーガソリン価格 (1リットル)	1.39~1.84	0.97~1.28	出所 : gasprice.gr
	28.軽油価格 (1リットル)	0.75~1.22	0.52~0.85	同上
為 替	29.為替レート(1ドル)	1米ドル=0.696		
	30.法人所得税 (表面税率%)	国税:24	1	出所:国家経済・財務省(投資庁) ホテルなどの宿泊施設は左記以外に2%の宿泊税が地方税としてかかる キャピタルゲイン、受取配当金、受取利子含む
	31.個人所得税 (最高税率%)	40		出所:同上 税率は0%、27%、37%、40%の4段階
税制	32.付加価値税(VAT) (標準税率%)	19		出所:同上 国税 食品、医薬品、交通機関などは9%、新聞や書籍類は4.5% 島嶼部ではそれぞれ13%、6%、3%
	33.日本への利子送金課税 (最高税率%)	10		出所:同上 日本との租税条約は未締結
	34.日本へ配当送金課税 (最高税率%)	10		同上
	35.日本へのロイヤルティ一送 金課税(最高税率%)			同上
声	*1.乗用車購入価格	22,557		出所: autotriti.gr Nissan Tiida 1.6 Motiva 4DR 排気量1598cc 輸入車 ナンバープレート等諸経費500ユーロを含む。
車両	*2.大型乗用車購入価格	101,580	/0,/00	出所: autotriti.gr Mercedes E350 CGI BLUEEFFICIENCY 排気量3489cc 輸入車 ナンバープレート等諸経費800ユーロを含む。

		米ドル	ユーロ	現地通貨	特に追記がない場合はVAT(17.5%)を含む。 <b>備考</b>
		<b>ホドル</b>	<u> </u>	ポンド	
	1.ワーカー(一般工職)(月額)	3,137	2,183	1,930	出所: 国民統計局(ONS)「2009 Annual Survey of Hours and Earnings(ASHE)」 年額を月額換算 基本給、残業代、賞与、各種手当含む
	2.エンジニア(中堅技術者) (月額)	5,271	3,668	3,243	同上
	3.中間管理職(課長クラス) (月額)	6,717	4,675	4,133	同上
	4.店舗スタッフ(アパレル) (月額)	2,041	1,421	1,256	同上
	5.店舗スタッフ(飲食)(月額)	1,721	1,198	1,059	
賃	6.法定最低賃金	(1)5.80/時 (2)7.85/時 (3)9.43/時	(2)5.46/時	(2)4.83/時	出所: 歳入関税庁 改定日: 2009年10月1日 (1)16-17歳 (2)18-21歳 (3)22歳以上
金	7.賞与支給額(固定賞与+変動賞与)		n.a.		出所:国民統計局 賞与支給率について一般的な定義はない
					出所:歳入関税庁、厚生労働省(日本) 基準レート
	8.社会保険負担率	雇用者負担率:12.8% 被雇用者負担率:11% 雇用者負担率の内訳:5 た国民保険を採用	- 業保険、医療保険、	、年金などを一括し	雇用者負担率について 「第一種保険料Secondary(Employers' secondary Class1)」: 週110ポンド以上の賃金に対して課税 「第一種A保険料(Class1A)」: 雇用者が提供する一定の現 物給付(例、社用車、医療保険等)に対して課税
					被雇用者負担率について 「第一種保険料Primary(Employees' primary Class1)」: 週 110ポンド〜844ポンドまでの賃金に対して課税(週844ポン ド以上の賃金に対しては更に1%加算)
	9.名目賃金上昇率 (2007年→2008年→2009年)	4.0	%→3.5%→1.4%		出所:国民統計局 2009年最終値は前年同記(第3四半期)比における上昇率
地	10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり)	221~301	154~209	136~185	出所:インベスト・ミルトンキーンズ ミルトン・キーンズ VAT非課税 諸経費含まず
価·事	11.工業団地借料(月額) (m2当たり)	9.18 <b>~</b> 16.04	6.39~11.16	5.65 <b>~</b> 9.87	出所:同上 ミルトン・キーンズ 年額を月額換算 VAT非課税 事業税、手数料、保険料を含む
務所賃料等	12.事務所賃料(月額) (m2当たり)	111.00	77.00	68.00	出所 : CB Richard Ellis「Global Office Rents November 2009」 シティ 税・諸経費を含む総コスト
等	13.駐在員用住宅借上料(月 額)	2,817~4,754	1,960~3,308	1,733~2,925	出所: ロンドン-東京プロパティーサービス セントジョンズウッドのアパート 2寝室、85m2 VAT非課税 契約に1ヵ月相当の敷金が必要な場合が多い
	14.電話架設料	189~203	131~141	116~125	出所:BT 契約年数に応じて電話架設料が設定される 12ヶ月契約の場合116ポンド、24ヶ月契約の場合125ポンド
	15.電話利用料	月額基本料:28~29 1分当たり通話料:0.13			出所:同上 1分当たり通話料はロンドン市内(月~金、7~19時)
	16.国際通話料金 (日本向け3分間)	1.15	0.8	0.71	出所:同上 1時間までの国際電話で別途接続料金0.04ポンドがかかる 1時間超の場合の日本向け3分当たりの通話料は、接続料金0.04ポンドに通話料金0.08ポンド/分×3分=0.28ポンド
通信費	17.携帯電話加入料	n.a.	n.a.	n.a.	出所:Vodafone、O2、T-Mobile、Orange 長期契約(通常18ヶ月以上)の場合、携帯電話加入料や 携帯電話機代はかからない 但し、最新かつ高性能機種を選択した場合やプリペイド方 式の契約の場合、携帯電話加入料に相当する携帯電話 機代を支払うことがある
	18.携帯電話基本通話料	月額基本料:24~57 1分当たり通話料: (a)0.15~0.20 (b)0.57	1/~40 (a)0.10~0.14	(a) 0.09~0.12	付以上、無料通話300~500分とみ)を選定   他社との通話料は自社との通話料よりも高く設定されている場合がある
	19.インターネット接続料金 (ブロードバンド)	24~29	17~20		出所:BT ADSL 下り最大20MB 同一サービスプランであっても地域差あり ルーター設置費用は1台目のPCが116ポンド、2台目以降 41ポンド/台

		米ドル	ユーロ	現地通貨 ポンド	特に追記がない場合はVAI(17.5%)を含む。 <b>備考</b>
_	20.業務用電気料金 (kW当たり)	n.a.	n.a.		非公表
電気料金	21.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料:0 1kWh当たり料金: (a)0.31 (b)0.18	0 (a)0.21 (b)0.12	(a)0.19	出所: EDF Energy 基本料金なしの単一料金メニュー (a) 年間使用量900kWh以下 (b) 年間使用量900kWh超 気候変動税非課税
水道	22.業務用水道料金 (m3当たり)	月額基本料:7.80 1m3当たり料金:3.07	5.43 2.14	4.80 1.89	出所:テムズ・ウォーター、OfWAT 月額基本料はパイプ径が15mm以下の料金 1m3当たり料金は年間使用量に応じて単価が異なる 1m3当たり料金の内訳は上水道1.33ユーロ、下水道は0.56 ユーロ 上水道はVAT課税、下水道VAT非課税
料金	23.一般用水道料金 (m3当たり)	月額基本料:7.18 1m3当たり料金:2.75	5.00 1.91	4.42 1.69	出所:同上 月額基本料はパイプ径が15mm以下の料金 1m3当たり料金は年間使用量に応じて単価が異なる 1m3当たり料金の内訳は上水道1.13ユーロ、下水道は0.56 ユーロ 上下水道ともにVAT非課税
ガ	24.業務用ガス料金 (m3当たり)	n.a.	n.a.	n.a.	非公表
ス ス 料 金	25.一般用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料:0 1kWh当たり料金: (a)1.32 (b)0.59	0 (a) 0.92 (b) 0.41	(a) 0.81 (b) 0.36	出所: EDF Energy 基本料金なしの単一料金メニュー (a)年間使用量243m3以下 (b)年間使用量243m3超 1m3=11.02kWhで換算 天然ガス
	26.コンテナ輸送	(1)1,876		(1)1,154	
輸送	(40ftコンテナ)	(2)2,534 (3)3,151	(2)1,763 (3)2,193	(3)1,939	<ul> <li>(1)対日輸出:ミルトン・キーンズ→最寄り港(サウザンプトン港)→横浜港</li> <li>(2)第3国輸出:ミルトン・キーンズ→最寄り港(サウザンプトン港)→第3国仕向け港(ニューヨーク港)</li> <li>(3)対日輸入:横浜港→最寄り港(サウザンプトン港)→ミルトン・キーンズ</li> </ul>
	27.レギュラーガソリン価格 (1リットル)	1.84	1.28		出所:英国自動車連盟(AA) ロンドン市内平均価格 市況価格 2009年12月値(2010年1月発表)
	28.軽油価格 (1リットル)	1.85	1.29	1.14	同上
為替	29.為替レート		ドル=0.6153ポンド ーロ=0.8841ポンド		
	30.法人所得税 (表面税率%)				出所:歳入関税庁 21%:年間利潤額が0~30万ポンド 28%:年間利潤額が30万~150万ポンドまで(年間利潤額に 応じて課税額が控除) 年間利潤額150万ポンド超は一律28%が適用 キャピタルゲイン、受取利子含む
	31.個人所得税 (最高税率%)	50			出所:同上 所得の性質により税率は異なる 利子所得:10%~50%、配当所得:10%~42.5% 非留保所得(給与所得など上記以外のその他所得):20%~ 50%
税制	32.付加価値税(VAT) (標準税率%)	17.5			出所:同上 軽減税率:VAT特別減税対象商品(サービス(一般用電力、 公認の省エネ商品など)):5% VATゼロレート対象商品(サービス(一般用上下水道、食料 雑貨類など)):0% VAT免除商品(サービス(教育、金融サービスなど)):0%
	33.日本への利子送金課税 (最高税率%)		0,10		出所:財務省、国税庁 日英租税条約第11条 一定の主体(政府、中央銀行、年金基金、一定の金融機関 等)が受け取る利子所得については源泉地国免税
	34.日本へ配当送金課税 (最高税率%)	0、5、10			出所:同上 日英租税条約第10条 一定の親子間配当(株式(議決権ベース)で10%以上保有している子会社からの配当)は5%、一般の配当は10% 一定の親子間配当(50%以上の株式(議決権ベース)を保有している子会社からの配当)及び年金基金が受け取る配当については源泉地国免税
	35.日本へのロイヤルティ一送 金課税(最高税率%)	0			出所:同上 日英租税条約第12条 使用料については、一律源泉地国免税
車	*1.乗用車購入価格	32,922	22,913	20,257	出所:vauxhall社 New Astra1,600cc 5ドアハッチバック エリート 英国製(Elles Mere Port, UK) 諸経費含む
両	*2.大型乗用車購入価格	56,875	39,583		出所 : Mercedes-Benz社 Mercedes-Benz 2987cc E350 CDI BlueEfficiency Saloon 輸入車(ドイツ製)

		米ドル	現地通貨 ユーロ	特に追記がない場合はVAT(20%)を含む。 <b>備考</b>
	1.ワーカー(一般工職)(月額)	4,346		出所:アイルランド中央統計局(CSO)Earnings and Labour Costs Quarter 4 2008 (Final) Quarter 1 2009 (Preliminary Estimates) 2009年第1四半期の週給データを月額換算基本給、残業代、賞与、各種手当含む
	2.エンジニア(中堅技術者) (月額)	7,362 <b>~</b> 8,266	5,124 <b>~</b> 5,753	世界: アイルランド技術者協会(IEI)、Salary Survey 2008 IEIアソシエート・メンバーの年俸平均値(2008年値・男性11年~20年勤続)に2009年の名目賃金上昇率を加算したもの基本給、残業代、賞与、各種手当含む
	3.中間管理職(課長クラス) (月額)	6,915	4,813	出所:アイルランド中央統計局(CSO)Earnings and Labour Costs Quarter 4 2008 (Final) Quarter 1 2009 (Preliminary Estimates) 2009年第1四半期の週給データを月額換算 基本給、残業代、賞与、各種手当含む
	4.店舗スタッフ(アパレル) (月額)	4,983	3,468	出所:アイルランド中央統計局(CSO)Earnings in Distribution and Business Services September 2008 Final Figures, December 2008 Final Figures 2008年週給データに2009年の名目賃金上昇率を加算し月額換算 基本給、残業代、賞与、各種手当含む
賃	5.店舗スタッフ(飲食)(月額)	3,010	2,095	同上
金	6.法定最低賃金	12.43/時	8.65/時	出所:国家雇用権利局(NERA)
	7.賞与支給額	-	_	賞与支給率について一般的な定義はなく、雇用主の判断に よる
	(固定賞与+変動賞与)	雇用者負担率:10.75%		oa
	8.社会保険負担率	被雇用者負担率:8.00% 雇用者負担率の内訳: 一括で徴収され内訳なし 被雇用者負担率の内訳: 給与関連社会保険(PRSI):4.0 健康保険:4.0%		出所:国税庁(The Office of the Revenue Commissioners)被雇用者負担率は年収7万5,036ユーロ以下の場合年収7万5,036ユーロ超の所得に対しては5.0%の健康保険料を徴収
	9.名目賃金上昇率 (2007年→2008年→2009年)	4.9%→1.4		出所:アイルランド中央統計局(CSO) Industrial Earnings and Hours Worked March and June 2007 (Final)およびEarnings and Labour Costs Quarter 1 2008 (Final)、Quarter 2 2008 (Preliminary Estimates)、Quarter 4 2008 (Final)、Quarter 1 2009 (Preliminary Estimates) 2007年値は前年同月(6月)比 2008年値は前年同期(第2四半期)比 2009年値は前年同期(第1四半期)比 2007年7月値以降CSOは統計方法を変更
	10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり)	188~421	131~293	出所:ウィリアム・ハーヴェイ&Co ダブリン首都圏内 印紙税(購入価格が8万ユーロ超を想定し6%) VAT(土地購入価格の13.5%)含む
地価・事務	11.工業団地借料(月額) (m2当たり)	11~14	8~10	出所:同上 ダブリン南西地区工業団地(「Clondalkin Industrial Estate」 および「Greenogue Business Park」) 印紙税(35年以内の賃貸の場合、年間賃料の1%) VAT非課税 年額を月額換算
75所賃料等	12.事務所賃料(月額) (m2当たり)	20~49	14~34	出所:「アイリッシュ・タイムズ」紙ウェブサイト(myhome.ie欄) ダブリン市街地の数箇所 印紙税(35年以内の賃貸の場合、年間賃料の1%) VAT非課税
•1	13.駐在員用住宅借上料(月 額)	1,451~3,628		出所:同上 ダン・レアリー(ダブリン南郊外) アパート(2~3寝室)、1軒家(3寝室) 印紙税(35年以内の賃貸の場合年間賃料の1%) VAT非課税
	14.電話架設料	175	122	出所:エアコム 新規引込の場合
	15.電話利用料	月額基本料:36 1分当たり通話料:0.07	25	出所:同上 法人向け料金(standard phone line) 1分当たり通話料はダブリン市内(月〜金、8時〜18時) 平日夜間及び休日は0.01ユーロ
通信費	16.国際通話料金 (日本向け3分間)	平日昼間:3.69 平日夜間:2.96 休日:1.88	2.06	出所:同上 平日昼間:月~金、8時~18時 平日夜間:月~金、18時~8時
^	17.携帯電話加入料	0		出所:Vodafone
	18.携帯電話基本通話料	月額基本料:27~128 1分当たり通話料:0.26~0.50	0.18~0.35	話分を含む   分当にり通話科は科金ノブン母に異なる
	19.インターネット接続料金 (ブロードバンド)	36	25	出所:エアコム ADSL常時接続 下り1MB 初期接続費用:なし

		米ドル	現地通貨 ユーロ	特に追記がない場合はVAT(20%)を含む。 <b>備考</b>
電気料	20.業務用電気料金 (kW当たり)	月額基本料:20 1kWh当たり料金: (a)0.24 (b)0.23	14 (a)0.17 (b)0.16	出所:アイルランド電力庁(ESB) 中小企業向け料金 日額基本料を月額換算 (a)年間使用量4万7,815kWh以下 (b)年間使用量4万7,815kWh超
金	21.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料:13 1kWh当たり料金:0.23	9 0.16	出所:同上 Urban 24hr Tariff 日額基本料を月額換算
水道	22.業務用水道料金 (m3当たり)	月額基本料:32.93 1m3当たり料金:2.36		出所 : ダブリン市役所 VAT非課税
料金	23.一般用水道料金 (m3当たり)	_	-	出所:the Citizens Information Board 通常は一般水道料金は課金されていない
ガス	24.業務用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料:8.16 1m3当たり料金:0.43		出所:ガス供給局、サステナブル・エナジー・アイルランド 年間使用量:約7,012m3超、供給容量:約360m3 まで 天然ガス(1m3=10.41kWhで換算) 中規模企業向け料金
料金	25.一般用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料:8.16 1m3当たり料金:0.73		出所:同上 年間使用量:約7,012m3超、供給容量:約360m3 まで 天然ガス(1m3=10.41kWhで換算) 月額基本料ありの通常料金
輸送	26.コンテナ輸送 (40ftコンテナ)	(1)2,425 (2)2,749 (3)3,253	(2)1,913	(1)対日輸出:ダブリン市内工業団地→最寄り港(ダブリン港)→横浜港 (2)第3国輸出:ダブリン市内工業団地→最寄り港(ダブリン港)→第3国仕向け港(ニューヨーク港) (3)対日輸入:横浜港→最寄り港(ダブリン港)→ダブリン市
	27.レギュラーガソリン価格 (1リットル)	1.75		内工業団地 出所:アイルランド自動車協会 上記協会が実施した小売平均価格の公表値 レギュラー無鉛 諸税含む
	28.軽油価格 (1リットル)	1.65	1.15	出所:同上 上記協会が実施した小売平均価格の公表値 ディーゼル油 諸税含む
為 替	29.為替レート(1ドル)	1米ドル=0.	6960ユーロ	
	30.法人所得税 (表面税率%)	12	5	出所:国税庁(The Office of the Revenue Commissioners) 国税:12.5%、地方税:0%、その他公租公課:0% キャピタルゲイン、受取利子を含む
TH.	31.個人所得税 (最高税率%)	4		出所:同上 所得税は以下2種類 (a)Personal Tax:税率は世帯・収入体系に依拠しており、基 本税率(20%)と高額税率(41%)の2段階 (b)Income Levy: (a)とは別途、総所得に課せられる所得税 であり、税率は個人の総所得により、基本税率(2%)、高額 税率(4%)、最高税率(6%)の3段階
税 制 ———————————————————————————————————	32.付加価値税(VAT) (標準税率%)	21		出所:同上 軽減税率あり 特定の燃料、建築サービス、特定の新聞など:13.5% 家畜など:4.8% 特定の食料品、飲料、医薬品など:0%
	33.日本への利子送金課税 (最高税率%)	1	0	出所:同上および日本・アイルランド租税条約 日本との租税条約:第12条
	34.日本へ配当送金課税 (最高税率%)	(	)	出所:同上 日本との租税条約:第11条
	35.日本へのロイヤルティ―送 金課税(最高税率%)	10		出所:同上 日本との租税条約:第13条
車	*1.乗用車購入価格	26,580		出所:キャロル・キンセラ トヨタ・カローラ Saloon 1.4VVT-i ガソリン車 諸経費込み
両	*2.大型乗用車購入価格	63,937		出所:Dennis Mahony ベンツE200 Saloon 1.8L ガソリン車 諸経費込み

	「M 直 和 II ・ / ユクビルドルン)		特に追記がない場合はVAT(19%)を含む。	
		米ドル	ユーロ	備考 
	1.ワーカー(一般工職)(月額)	4,374	3,044	出所:ドイツ連邦統計局 基本給、残業代、賞与含む 2009年第3四半期実績 旧西ドイツ(ベルリン含む)
	2.エンジニア(中堅技術者) (月額)	5,951	4,142	同上
	3.中間管理職(課長クラス) (月額)	9,938	6,917	出所:managermagazin誌 基本給、残業代、賞与、その他手当含む ノルトライン・ヴェストファーレン州
	4.店舗スタッフ(アパレル) (月額)	3,740	2,603	出所:ドイツ連邦統計局 基本給、残業代、賞与含む 2009年第3四半期実績 旧西ドイツ(ベルリン含む)
	5.店舗スタッフ(飲食)(月額)	2,707	1,884	同上
賃金	6.法定最低賃金	10.79~18.53/時	7.51~12.9/時	出所:同上 改定日:2010年1月1日 西部ドイツ 最低賃金は労使間の労働協約により規定 ただし、一部の業種では適用すべき最低賃金が法的に定め られており、左記はその数値
	7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	月給の55	5 <b>~</b> 100%	出所:Hans Boeckler財団経済社会科学研究所 業種により異なる
	8.社会保険負担率	雇用者負担率:19.325% 被雇用者負担率:20.225% 雇用者負担率の内訳: 雇用保険:1.4% 医療保険:7.0% 年金:9.95% 介護保険:0.975% 被雇用者負担率の内訳: 雇用保険:1.4% 医療保険:7.9% 年金:9.95% 介護保険:0.975%		出所:ドイツ連邦保険保健省、ドイツ連邦労働社会省
	9.名目賃金上昇率 (2007年→2008年→2009年)	1.5%→3.6	6%→2.8%	出所:ドイツ連邦統計局
	10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり)	216	150	出所:デュッセルドルフ市経済振興局 Duderstaedter Str.の工業団地 VAT含まず 土地取得税は賃料の3.5%、公証手続等1.5%、仲介手数料 3.0%(交渉可)
地価・事務所	11.工業団地借料(月額) (m2当たり)	6.98		出所:同上 Connecta parcの工業団地 VAT含まず 敷金は賃料の2〜3ヵ月分、仲介手数料は10年分賃料の2〜 3%(交渉可)
所賃料等	12.事務所賃料(月額) (m2当たり)	19.40	13.50	出所:現地不動産会社 Immermanstr.40の工業団地 VAT、雑費3.3ユーロ含まず 敷金は賃料の2~3ヵ月分、仲介手数料は10年分賃料の2~ 3%(交渉可)
	13.駐在員用住宅借上料(月 額)	1408.00	980.00	出所:同上 Derendorfのフラット、102m2、バルコニー付き VAT、暖房費200ユーロ含まず 敷金は家賃3ヵ月分
	14.電話架設料	86.14	59.95	出所:ドイツテレコム(T-Home)
遙	15.電話利用料	月額基本料:27.23 1分当たり通話料: (a)0.02 (b)0.04	18.95 (a) 0.016 (b) 0.03	出所:同上 1分当たり通話料:(a)市内通話、(b)国内通話
通信費	16.国際通話料金  (日本向け3分間)	0.08	0.0537	出所:VERIVOX(価格比較ウェブサイト)
質	17.携帯電話加入料	35.85	24.95	出所:ドイツテレコム(T-Home)
	18.携帯電話基本通話料	月額基本料:35.85 1分当たり通話料:0~0.42		出所:同上
	19.インターネット接続料金 (ブロードバンド)	加入料:100.55 月額利用料:43.03		出所:同上 ADSL 2M(T-DSL2000)の場合

		米ドル	現地通貨 ユーロ	横弓を含む。 横考
電気料	20.業務用電気料金 (kW当たり)	月額基本料:9.58 1kWh当たり料金:0.25	6.67	出所: デュッセルドルフ現業公社 基本料は年額で一括支払 VAT含まず VATは一旦支払った後、還付申請を受ける
金	21.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料:8.55 1kWh当たり料金:0.30		出所:同上 基本料は年額で一括支払
水道料	22.業務用水道料金 (m3当たり)	月額基本料:17.96 1m3当たり料金:2.50	12.5	出所: 同上 基本料は年額で一括支払 VAT(7%) 含まず VATは一旦支払った後、還付申請を受ける
金	23.一般用水道料金 (m3当たり)	月額基本料:19.22 1m3当たり料金:2.67		出所:同上 基本料は年額で一括支払
ガス料	24.業務用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料:10.13 1m3当たり料金:0.80	0.56	出所:同上 年間使用量2,746kWh以上の場合 基本料は年額で一括支払 VAT含まず VATは一旦支払った後、還付申請を受ける 天然ガス
<b>金</b>	25.一般用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料:12.05 1m3当たり料金:0.94	8.39	出所:同上 年間使用量2,746kWh以上の場合 基本料は年額で一括支払 天然ガス
輸送	26.コンテナ輸送 (40ftコンテナ)	(1)2,468 (2)2,368 (3)3,267	(1)1,718 (2)1,648 (3)2,274	出所:日系物流会社 工場名:デュッセルドルフ 最寄り港:ロッテルダム港(オランダ) 第3国仕向け港:ニューヨーク港 (1)対日輸出:工場名(デュッセルドルフ)→最寄り港(ロッテルダム港(オランダ))→横浜港 (2)第3国輸出:工場名(デュッセルドルフ)→最寄り港(ロッテルダム港(オランダ))→第3国仕向け港(ニューヨーク港) (3)対日輸入:横浜港→最寄り港(ロッテルダム港(オランダ))→工場名(デュッセルドルフ)
	27.レギュラーガソリン価格 (1リットル)	1.86	1.29	出所 : clever-tanken.de (価格比較ウェブサイト)
	28.軽油価格 (1リットル)	1.57	1.094	出所:esyoil(価格比較ウェブサイト)
為 替	29.為替レート(1ドル)	1米ドル=0.	6960ユーロ	
	30.法人所得税 (表面税率%)	国科 地方 <sup>。</sup>	Ź∶15 院∶16	出所:連邦財務省、ドイツ経済研究所 キャピタルゲイン、受取配当金、受取利子含む 2008年の実効税率は平均29%
	31.個人所得税 (最高税率%)	4	5	出所:連邦財務省 累進課税
税制	32.付加価値税(VAT) (標準税率%)	1	9	出所:同上 軽減税率あり 食品、書籍等:7%
	33.日本への利子送金課税 (最高税率%)	1	0	出所:ドイツ連邦財務省 日独租税協定第11条
	34.日本へ配当送金課税 (最高税率%)	1	5	出所:同上 日独租税協定第10条
	35.日本へのロイヤルティ一送 金課税(最高税率%)	1	0	出所:同上 日独租税協定第12条
車	*1.乗用車購入価格	30,598	21,296	出所:フォルクスワーゲン(VW) 車種:VWゴルフ confortline 1.6
両	*2.大型乗用車購入価格	67,427	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	出所:メルセデス・ベンツ 車種:メルセデス・ベンツ E250 CGI BlueEFFICIENCY Limousine

来部トイク(調査部内:イエブ) 特に追記がない場合はVAT(19%)を含む。ただし一部物品等は軽減税率				
		米ドル	現地通貨 ユーロ	備考
	1.ワーカー(一般工職)(月額)	3,033(月額)	2,111(月額)	出所:ドイツ連邦統計局 チューリンゲン州、金属工業 基本給、社会保障(雇用者負担分)含む
	2.エンジニア(中堅技術者) (月額)	5,164(月額)	3,594(月額)	出所:同上 チューリンゲン州、金属工業 基本給のみ
	3.中間管理職(課長クラス) (月額)	5,970(月額)	4,155(月額)	同上
	4.店舗スタッフ(アパレル) (月額)	2,920(月額)	2,033(月額)	出所:同上 チューリンゲン州、小売業 基本給のみ
	5.店舗スタッフ(飲食)(月額)	2,027(月額)	1,411(月額)	出所:チューリンゲン州統計局 平均月額賃金=8.14ユーロ/時×40時間(週)×52週(年) /12(月)にて算出
任	6.法定最低賃金	9.45~17.83/時	6.58~12.41/時	出所:ドイツ連邦統計局 改定日:2010年1月1日 法的最低賃金(時給)が適用される建設業界、ビル清掃 業界、郵便配達業界など
賃金	7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	休暇手当:月 クリスマス手当		出所:チューリンゲン州統計局 休暇手当は夏季に支払われることが多い
	8.社会保険負担率	雇用者負担率:19.73~22.23 被雇用者負担率:20.23% 雇用者負担率の内訳: 雇用保険:1.4% 医療保険:7.0% 年金:9.95% 介護保険0.98% 労災保険0.4%~2.9% 被雇用者負担率の内訳: 雇用保険:1.4% 医療保険:7.9% 年金:9.95% 介護保険:0.98%	3%	出所:チューリンゲン州経済振興公社 労災保険は全額雇用者負担 業務上身体にかかるリスクレベルによって異なる
	9.名目賃金上昇率 (2007年→2008年→2009年)	2.5%→2.	7%→0.3%	出所:チューリンゲン州統計局
	10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり)	57.47 <b>~</b> 114.94	40~80	出所:イエナ経済振興機構のヒアリング イエナ市およびイエナ市近郊のJenA4工業団地(イエナ・ ロベダ)
地価	11.工業団地借料(月額) (m2当たり)	<b>4.31∼13.65</b>	3.00∼9.50	出所:イエナ経済振興機構の不動産会社のヒアリングイエナ市およびイエナ市近郊のJenA4の工業団地(イエナ・ロベダ) 特別地域は16.60ユーロ/m2から
事務所賃	12.事務所賃料(月額) (m2当たり)	6.90~11.21	4.80~7.80	出所:ドイツ地域不動産、経済情報システム(2010年2月9日) イエナ市およびイエナ市近郊の複数の事務所 共益費を除く
賃料等	13.駐在員用住宅借上料 (月額)	718~1,552	500∼1,080	出所:イエナ市 イエナ市及びイエナ市近郊の住宅地域のアパート(最新式)、1~5部屋、50m2~150m2 共益費:1m2当り2.5~4.0ユーロ 保証金(家賃1~2ヵ月分)の支払いが必要 時に仲介斡旋料(家賃1~2ヵ月分)が必要(交渉可) 光熱費は別途支払い
	14.電話架設料	86.14	59.95	出所:ドイツテレコム(T-Home)
	15.電話利用料	月額基本料:27.23 1分当たり通話料: (a)0.02 (b)0.04	(a)0.016	出所:同上 1分当たり通話料: (a)市内通話、(b)国内通話
通 信	16.国際通話料金 (日本向け3分間)	0.08	0.0537	出所:VERIVOX(価格比較ウェブサイト)
費	17.携帯電話加入料	35.85	24.95	出所:ドイツテレコム(T-Home)
	18.携帯電話基本通話料	月額基本料:35.85 1分当たり通話料:0~0.42	24.95 0~0.29	出所:同上
	19.インターネット接続料金 (ブロードバンド)	加入料:100.55 月額利用料:43.03		出所:同上 ADSL 2M(T-DSL2000)の場合
	•	•		-

特に追記がない場合はVAT(19%)を含む。ただし一部物品等は軽減税率7%を適用。

		米ドル	現地通貨	(T(19%)を含む。ただし一部物品等は軽減税率7%を適用。     <b>備考</b>
		2/41.22	ユーロ	
電気	20.業務用電気料金 (kW当たり)	月額基本料:12.82 1kWh当たり料金:0.361	8.925 0.2513	出所:イエナ・ベスネック電力水道ガス公社 年間使用量100万kWh以上の場合 年額基本料を月額換算
料金	21.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料:12.82 1kWh当たり料金:0.33	8.925 0.2291	出所:同上 年間使用量4万kWh以上の場合 年額基本料を月額換算
道	22.業務用水道料金 (m3当たり)	月額基本料: 295.17 1m3当たり料金: 2.658		出所:同上 年額基本料を月額換算(40.0m3当たりの料金)
料金	23.一般用水道料金 (m3当たり)	月額基本料:18.448 1m3当たり料金:2.658		出所:同上 年額基本料を月額換算(2.5m3当たりの料金)
ス	24.業務用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料:3.42 1m3当り料金:0.094		出所:同上 年間使用量4万2,505kWh以上の場合 年額基本料を月額換算 天然ガス
料 金	25.一般用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料:23.52 1m3当り料金:0.088		出所:同上 年間使用量5,555~4万2,505kWhの場合 年額基本料を月額換算 天然ガス
輸送	26.コンテナ輸送 (40ftコンテナ)	(1)2,322 (2)2,724 (3)3,842	(1)1,616 (2)1,896 (3)2,674	出所:シェンカードイチェラント 工場名(都市名):イエナ 最寄り港:ハンブルク港 第3国仕向け港:ニューヨーク港 (1)対日輸出:工場名(イエナ)→最寄り港(ハンブルク 港)→横浜港 (2)第3国輸出:工場名(イエナ)→最寄り港(ハンブルク 港)→第3国仕向け港(ニューヨーク港) (3)対日輸入:横浜港→最寄り港(ハンブルク港)→工場 名(イエナ) 内訳: (1)国内陸送費:750ユーロ+海上輸送費(CFR):1,245ドル(866ユーロ) (2)国内陸送費:750ユーロ+海上輸送費:1,647ドル (1,146ユーロ) (3)国内輸送費:770ユーロ+海上輸送費(FOB):3,425ドル(2,384ユーロ) 海上輸送費はBAF、CAF、LSF、PSS、SUEZ含む
	27.レギュラーガソリン価格 (1リットル)	1.95	1.36	出所:イエナ市内のガソリンスタンド7店舗の平均値(2010年1月26日現在)
	28.軽油価格 (1リットル)	1.65	1.15	同上
為 替	29.為替レート(1ドル)	1米ドル=0.	6960ユーロ	
	30.法人所得税 (表面税率%)	国税 地方和		出所:連邦財務省、ドイツ経済研究所 2008年の実効税率は平均29%
	31.個人所得税 (最高税率%)	4	5	出所:連邦財務省 累進課税
176	32.付加価値税(VAT) (標準税率%)	1	9	出所:同上 軽減税率あり 食品、書籍等:7%
制	33.日本への利子送金課税 (最高税率%)	1	0	出所:ドイツ連邦財務省 日独租税協定第11条
	34.日本へ配当送金課税 (最高税率%)	1	5	出所:同上 日独租税協定第10条
	35.日本へのロイヤルティ一送 金課税(最高税率%)	1	0	出所:同上 日独租税協定第12条
車	*1.乗用車購入価格	25,862 ~ 36,997	18,000 ~ 25,750	出所:フォルクスワーゲン 車種:フォルクスワーゲン・ゴルフ(VW Golf) VAT含む、基本価格、オプションなし
両	*2.大型乗用車購入価格	51,652 <b>~</b> 70,618	35,950 <b>~</b> 49,150	出所:アウディ 車種:アウディA6(Audi A6) VAT含む、基本価格、オプションなし

		米ドル	現地通貨	特に追記がない場合はVAT(20%)を含む。 <b>備考</b>	
	    1.ワーカー(一般工職)(月額)	3,381		L 出所:オーストリア統計局 カテゴリー「C」労働者	
		3,361	2,333	基本給、社会保障(雇用者負担分)、賞与含む	
	2.エンジニア(中堅技術者)  (月額)	4,855	3,379	同上	
	3.中間管理職(課長クラス) (月額)	7,114	4,951	出所:連邦会計検査院国民平均収入報告書2008(2006/2007年対象) カテゴリー「上級管理職公務員」 基本給、社会保障(雇用者負担分)含む 上記報告書は隔年発表のため、前年のデータ数値に名目賃金 上昇率5.3%を乗じて算定	
	4.店舗スタッフ(アパレル) (月額)	2,974	2,070	出所:オーストリア統計局 カテゴリー「N」会社員 基本給、社会保障(雇用者負担分)、賞与含む	
	5.店舗スタッフ(飲食)(月額)	2,601	1,810	出所:オーストリア統計局 カテゴリー「I」会社員 基本給、社会保障(雇用者負担分)、賞与含む	
賃金	6.法定最低賃金	-		出所:連邦労働院 法律で最低賃金は定められていないが、労使協定により定められている業種もある	
	7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	-		出所:同上 法律で定められていないが、慣例として1ヵ月相当分を夏・冬の 2回(合計2ヵ月分)支給	
	8.社会保険負担率	雇用者負担率:20.78% 被雇用者負担率:17.07% 雇用者負担率の内訳: 雇用保険:3.0% 医療保険:3.83% 年金:12.55% その他(傷害保険):1.40% 被雇用者負担率の内訳: 雇用保険:3.0% 医療保険:3.82% 年金:10.25% その他(傷害保険):-	ò	出所:オーストリア社会保険組合連合会(2009年9月1日時点)	
	9.名目賃金上昇率 (2007年→2008年→2009年)	5.1%→5.3%	→1.5%	出所:オーストリア経済研究所(Wifo)	
	10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり)	921		出所: REMAX Immobilien Austria パーフェクタシュトラーセ(地下鉄U6に直近)、ウィーン市23区 8,084m2の価格より1m2当たり価格を算出 購入手数料3.6%を含む	
地価・事	11.工業団地借料(月額) (m2当たり)	1.39		出所:同上 パーフェクタシュトラーセ/ケッツァーガッセ、ウィーン市23区 4万1,509m2の価格より1m2当たり価格を算出 税・諸経費を含む 契約手数料3.6%が必要	
務所賃料等	12.事務所賃料(月額) (m2当たり)	32	22.36	出所:同上 カール・ルエーガー・プラッツ、ウィーン市中心部(1区) 328m2の価格より1m2当たり価格を算出 家主が定めた敷金が必要な場合あり。この場合は2万1,226 ユーロならびに賃貸契約手数料(賃料+管理費)3ヵ月分 税・諸経費を含む	
	13.駐在員用住宅借上料 (月額)	2,261	1,574	出所:同上 フライユング/ショッテントア、ウィーン市中心部(1区)のアパート (4階) 103m2(バルコニー17m2を含む) 駐車場、エレベーター付き 税・管理費含む	
	14.電話架設料	240	167	出所:テレコム・オーストリア	
	15.電話利用料	月額基本料:23 1分当たり通話料:0.085		出所:同上 通話料は平日8~18時の料金	
<b>.</b> _	16.国際通話料金 (日本向け3分間)	1.59	1.1082	同上	
通信	17.携帯電話加入料	なし	なし	出所:A1	
費	18.携帯電話基本通話料	月額基本料:42 1分当たり通話料:0.36	29 0.25	出所:同上 「A1 Smart 1100」料金 1分当たり通話料は1,100分までは全ての回線に対して無料、その後もA1回線に対しては無料	
	19.インターネット接続料金 (ブロードバンド)	架設料:240 月額使用料(固定):29		出所:テレコム・オーストリア 「Aon Kombi」料金 ADSL上限上り768kbits/秒、下り8,192kbits/ 秒	

		米ドル	現地通貨 ユーロ	横考
電気料	20.業務用電気料金 (kW当たり)	月額基本料:3.11 1kWh当たり料金: (a)0.121 (b)0.123	(a) 0.08433	出所:ウィーン・エネルギー 年額25.7780ユーロを月額換算 (a)夏季:4月1日~9月30日 (b)冬季:10月1日~3月31日 「GIGA」プラン
金	21.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料:4.93 1kWh当たり料金:0.25		出所:同上 年額41.16ユーロを月額換算
水道	22.業務用水道料金 (m3当たり)	月額基本料:なし 1m3当たり料金:4.43		出所:ウィーン市水道局(MA31) 1m3当たり料金の内訳:上水1.30ユーロ+下水1.78ユーロ
料金	23.一般用水道料金 (m3当たり)	月額基本料:なし 1m3当たり料金:4.43	なし 3.08	同上
ガス料金	<b>24.業務用ガス料金</b> 月額基本料: 6.7 (m <b>3当たり</b> ) 1m3当たり料金: 0.93		4.67 0.6489735	出所:ウィーン・エネルギー 月額基本料は年額56.99ユーロ(メーター読み取り手数料5.09 ユーロを含む)を月額換算 1m3当たりの料金は使用量によって異なり、左記は年間使用量 8,000m3以下の場合(1kW当たり0.061807ユーロ、1kWh=10.5m3 を換算) いずれも2010年1月1日以降の料金 天然ガス
	25.一般用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料:6.71 1m3当たり料金:0.93	4.67 0.6489735	
輸送	26.コンテナ輸送 (40ftコンテナ)	(1)3,213 (2)2,548 (3)7,009	(2)1,773	出所:日系フォワーダー 工場所在地(都市名):ウィーン 最寄港:ハンブルク港(ドイツ) 第3国仕向け港:ニューヨーク港 (1)対日輸出:ウィーン→ハンブルク港(ドイツ)→横浜港 ハンブルク港までの陸送費1,025ユーロを含む (2)第3国輸出:ウィーン→ハンブルク港(ドイツ)→ニューヨーク 港 ハンブルク港までの陸送費1,025ユーロを含む (3)対日輸入:横浜港→ハンブルク港(ドイツ)→ウィーン ハンブルク港からの陸送費2,350ユーロを含む
	27.レギュラーガソリン価格 (1リットル)	1.58	1.10	出所:市内ガソリンスタンド(BP) 2010年1月11日
	28.軽油価格 (1リットル)	1.59	1.11	出所:同上 ディーゼル油
為 替	29.為替レート(1ドル)	1米ドル=0.69	60ユーロ	
	30.法人所得税 (表面税率%)	25		出所:オーストリア連邦産業院、インベスト・イン・オーストリア 企業登記後、最初の1年は一律273ユーロ/四半期、それ以降 赤字の場合は有限会社で437.50ユーロ/四半期、株式会社で 875ユーロ/四半期が課される
	31.個人所得税 (最高税率%)	50		出所:同上 2009年税制改正法 税区分:(1)年収1万1,000ユーロ以下:0% (2)1万1,000ユーロ超~2万5,000ユーロ:36.5% (3)2万5,000ユーロ超~6万ユーロ:43.214% (4)6万ユーロ超:50%
税制	32.付加価値税(VAT) (標準税率%)	20		出所:同上 軽減税率あり 食品、書籍、絵画、観劇、公共交通機関運賃、農業機械など: 10%
	33.日本への利子送金課税 (最高税率%)	0		出所:同上 日本との租税条約第10条
	34.日本へ配当送金課税 (最高税率%)	一般:20、親-	子間 : 10	出所:同上 日本との租税条約第9条 親子間要件:(1)持株比率50%を超えること、(2)事業年度終了 まで12ヵ月以上保有
	35.日本へのロイヤルティ一送 金課税(最高税率%)	10		出所:同上 日本との租税条約第11条
車	*1.乗用車購入価格	41,739	29,050	出所:BMW正規ディーラー BMW316iセダン 90kW 1,796cc
両	*2.大型乗用車購入価格	65,252	45,415.08	出所:メルセデスベンツ正規ディーラー メルセデスベンツE220 CDI Blue Efficiency 2,143cc

特に追記がない場合はVAT(7.6%)を含む。

	Ι	<u> </u>		特に追記がない場合はVAT(7.6%)を含む。	
		米ドル	ユーロ	現地通貨 スイス・フラン	備考
	1.ワーカー(一般工職)(月額)	5,863	4,080	6,017	出所:ジュネーブ州統計局 製造業平均給与(2008年のデータ) 基本給、賞与、収入税、保険、諸手当含む
	2.エンジニア(中堅技術者) (月額)	6,696	4,660	6,872	同上
	3.中間管理職(課長クラス) (月額)	7,812	5,437	8,017	同上
	4.店舗スタッフ(アパレル) (月額)	4,436	3,087	4,553	出所:同上 小売業平均給与(2008年のデータ) 基本給、賞与、収入税、保険、諸手当含む
	5.店舗スタッフ(飲食)(月額)	4,299	2,992	4,412	出所:同上 ホテル・レストラン業の平均給与(2008年のデータ) 基本給、賞与、収入税、保険、諸手当含む
	6.法定最低賃金		_	出所:スイス労働組合連合会 法定最低賃金制度はないが、各業界団体ごとに労 使協定により設定した目安がある 最低賃金額は職種や地域によって大幅に異なり、 詳細な値は公開されていないが2008年の場合、月 額3,300~3,600フラン程度の業界が多い	
金金	7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)		1ヵ月分	「13ヵ月目の給与」と呼ばれ、多くの企業がビジネス 慣行として支給している 業績により2~3ヵ月分支給する企業がある一方で、 支給しない企業もある 公務員は年棒制でボーナスはない	
		雇用者負担率:15.47% 被雇用者負担率:11.87%			
	8.社会保険負担率	雇用者負担率の内訳: 雇用保険:1.0% 年金:11.85%(AVS義務的 その他:2.62% (家族手当1.4%、労働災害			出所:国際比較(2008/2009、ジュネーブ州政府発 行)
		被雇用者負担率の内訳: 義務的老齡年金:5.05% 失業保険:1.0% 出産保険:0.02% 老齡年金(任意):4.2% 労働災害(職場外)保険:1	1.6%		
	9.名目賃金上昇率 (2007年→2008年→2009年)		1.6%→2.0%→n.a.	出所:連邦経済省経済事務局(SECO)、経済月報 2010年3月号	
地価	10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり)	n.a.	n.a.		出所:ジュネーブ州政府経済振興局より聴取 市内数ヵ所の産業団地では、土地売買は一般的でなく、価格は公表されていない 通常は賃貸契約で物件によっては賃貸契約期間が 99年に及ぶものもある
事	11.工業団地借料(月額) (m2当たり)	7.87	5.48	8.08	出所:国際比較(2008/2009、ジュネーブ州政府発 行)
事務所賃	12.事務所賃料(月額) (m2当たり)	41~63	28~44	42~65	出所:同上 市内商業地域(Central Business Districts) 税・諸経費含まず
賃料等	13.駐在員用住宅借上料 (月額)	6255.00	4353.00	6,420.00	出所:同上 市内高級住宅地域3か所の平均 3ベッド・ルーム、120~160m2 駐車場、地下物置倉庫付き 家具なし、管理費、電気代含まず ドル建て
	14.電話架設料	42	29		出所:スイスコムSwisscom
	15.電話利用料	月額基本料:25 1分当たり通話料:0.04~ 0.08	17 0.05~0.05	25.25 0.04~0.08	出所:同上 固定電話から外国の携帯電話にかける場合は、1 分当たり0.3フラン加算される
	16.国際通話料金 (日本向け3分間)	0.73	0.51		出所:同上 1分当たり平日0.25フラン、祝祭日0.20フラン 固定電話から日本の携帯電話にかける場合は1分 当たり0.30フラン加算
通信費	17.携帯電話加入料	39	27	40	出所:同上 SIMカード購入代金 このほかに携帯電話端末機が必要
	18.携帯電話基本通話料	月額基本料:12 1分当たり通話料:0.58		12 0.60	出所:同上 「NATEL Business Basic」プラン
	19.インターネット接続料金 (ブロードバンド)	月額基本料:77	54	79	出所:同上 「NATEL Business Internet standard」プラン 上り500kbps/下り5,000kbpsの場合 各種契約形態あり

		米ドル	ューロ	現地通貨 スイス・フラン	特に追記がない場合はVAT(7.6%)を含む。     <b>備考</b>
<b>電</b> 気 料	20.業務用電気料金 (kW当たり)	月額基本料:一 1kWh当たり料金:0.24	 0.17	_	出所:SIG(ジュネーブ州電気ガス水道公社) 年間利用量が3万kWh以下の価格 3万kWhを超える場合、契約電圧、季節、昼夜などに よって1kWh当たり料金が変動する
金	21.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料: 1kWh当たり料金:0.24	— 0.17	— 0.2495	
道	22.業務用水道料金 (m3当たり)	月額基本料:14 1m3当たり料金:1.26	9.62 0.87	1.29	出所:同上 産業用、一般用の区別はない
料 金	23.一般用水道料金 (m3当たり)	月額基本料:13.82 1m3当たり料金:1.26	9.62 0.87	14.19 1.29	同上
ガス料金	24.業務用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料:3.90~373 1m3当たり料金:0.62~0.69		4∼383.33 0.6372∼0.71154	出所:同上 天然ガス 月額基本料は年間契約料を月額換算 年間契約料は契約量に応じ5段階設定されており、 年間契約量0~12万kWh:48フラン 100万~200万kWh:4,600フラン 別途、契約量1kW当たり年間20フランの契約料がかかる 1m3当たり料金は1m3=10.62kWhで換算
	25.一般用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料:3.90~373 1m3当たり料金:0.62~0.69		4~383.33 0.6372~0.71154	同上
輸送	26.コンテナ輸送 (40ftコンテナ)	(1)4,003 (2)4,470 (3)7,355	(2)3,111	(2)4,588 (3)7,548	出所:日通スイス支店 工場名(都市名):ジュネーブ 最寄り港:ロッテルダム港(オランダ) 第3国仕向け港:ニューヨーク港 (1)対日輸出:工場名(ジュネーブ)(陸上輸送)2,450フラン→最寄り港(ロッテルダム港(オランダ))1,450ドル(海上輸送)→横浜港 BAF、CAF含む(2)第3国輸出:工場名(ジュネーブ)(陸上輸送)2,550フラン→最寄り港(ロッテルダム港(オランダ))(海上輸送)1,819ドル→第3国仕向け港(ニューヨーク港) BAF、CAF、THC含む(3)対日輸入:横浜港(海上輸送)4,250ドル→最寄り港(ロッテルダム港(オランダ))(陸上輸送)2,300フラン→工場名(ジュネーブ)バーゼルでの積み替え手数料等を含む(1)~(3)ともロッテルダム港(オランダ)のハンドリングチャージを含む
	27.レギュラーガソリン価格 (1リットル)	1.578	1.10	1.62	出所:ジュネーブ市内Tamoilより聴取(2010年2月8日 現在) オクタン価95
	28.軽油価格 (1リットル)	1.64	1.139	1.68	出所:同上 ディーゼル油
為 替	29.為替レート	-	「ル=1.0263フラン -ロ=1.4746フラン		
	30.法人所得税 (表面税率%)		5.24 <b>~</b> 24.24		出所:国際比較(2008/2009、ジュネーブ州政府発行)、スイス貿易投資振興会(OSEC)、国税局ジュネーブ州の実効税率スイスの法人税は連邦税8.5%に州・地方自治体税(自治体ごとに異なる)を加算して算出するが、新規進出企業に最長10年間の地方税免除など、自治体レベルで各種軽減措置を実施しており実効税率は表面税率より大幅に低いKPMGによる2008年の調査によればスイス全体の平均税率は連邦税を含め19.2%
	31.個人所得税 (最高税率%)		34.75	出所:同上 ジュネーブ州の最高税率 個人所得税は累進課税で、配偶者や子供の数、扶養 親族の有無、資産、住宅費など各種経費を控除したう えで、世帯全体の収入に対し地方自治体が一括で税 率を決定する このうち、連邦税の最高税率は11.5%	
	32.付加価値税(VAT) (標準税率%)		7.6	出所:国税局、OSEC 軽減税率:食品、飲料、新聞、書籍、水道等:2.4% 宿泊料:3.6%	
	33.日本への利子送金課税 (最高税率%)		10		出所: 国税局、日本の財務省 日本との租税条約第11条 0%(政府・銀行など)
	34.日本へ配当送金課税 (最高税率%)	一般	设:15、親子間:10		出所:日本との租税条約第10条 親子間要件:25%以上の株式を保有
	35.日本へのロイヤルティー送 金課税(最高税率%)		10		出所:日本との租税条約第12条
車	*1.乗用車購入価格	21,923	15,258	23,000	出所:スイス・ホンダ ジャズ1.4i 排気量1,339cc
両	*2.大型乗用車購入価格	72,980	50,793	71,500	出所:メルセデスベンツ・スイス E250 CDI Blue Efficiency 2,143cc

		米ドル	ユーロ	現地通貨 ノルウェー・クローネ	特に追記がない場合はVAT(25%)を含む。 備考
	1.ワーカー(一般工職)(月額)	5,419	3,771		出所:ノルウェー統計局 2009年統計 基本給、賞与、残業代などを含む平均賃金
	2.エンジニア(中堅技術者) (月額)	8,362	5,820	47,510	同上
	3.中間管理職(課長クラス) (月額)	10,012	6,968	56,881	同上
	4.店舗スタッフ(アパレル) (月額)	4,400	3,062	25,000	出所:同上 2009年統計 基本給、賞与、残業代などを含む小売店舗従業員の平均 賃金
	5.店舗スタッフ(飲食)(月額)	4,256	2,962	24,179	出所:同上 2009年統計 基本給、賞与、残業代などを含むホテル・レストラン従業 員の平均賃金
賃金	6.法定最低賃金		_		出所:ノルウェー産業連盟(NHO) 法定最低賃金はない 労使協議により定められる 分野により、賃金レベルは異なるが、最低100クローネ/ 時
	7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)		1週間~1ヵ月分		出所:ノルウェー産業連盟(http://www.nho.no) 一般的な制度ではないが、業種に応じて1週間から1ヵ月 給与がクリスマスに支給される 物品で支給される場合もある ノルウェー産業連盟の統計によると、賞与が給与全体に 占める比率は、石油分野で4.1%、その他産業分野で 3.1%となっている(2008年10月1日時点)
	8.社会保険負担率	雇用者負担率:14.1% 被雇用者負担率:7.8%		出所:税務局 オスロ市の負担率 負担率の明細は非公表 地域により、雇用者負担率は異なり、0~14.1%の幅があ る 被雇用者負担は、年収のうち3万9.600クローネを超えた 分に課される	
	9.名目賃金上昇率 (2007年→2008年→2009年)		5.5%→6.0%→3.9%		出所:ノルウェー統計局 2009年は統計局による予測値
地	10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり)	542	377	3,079.00	出所:フィン オスロ市内 土地購入には印紙税2.5%がかかる VAT非課税
価・	11.工業団地借料(月額) (m2当たり)	13	9.19	75.00	出所:同上 オスロ市内
事務所	12.事務所賃料(月額) (m2当たり)	19	13		同上
/賃料等	13.駐在員用住宅借上料(月額)	3,168	2,205	18,000	出所:同上 オスロ市内 3部屋、約100m2 税・諸経費含む 通常3ヵ月分の保証金を事前に支払う必要がある
	14.電話架設料	176	122		出所:テレノール(通信大手)
	15.電話利用料	月額基本料:31 1分当たり通話料:0.04 通話開始料:0.13	21 0.03 0.09	175 0.23 0.74	出所:同上 固定アナログ回線プラン
	16.国際通話料金 (日本向け3分間)	0.67	0.47	3.8125	出所: 同上 1.025/分×3分+通話開始料0.7375
通信	17.携帯電話加入料				出所:同上
費	18.携帯電話基本通話料	月額基本料:22 1分当たり通話料:0.13	15.2 0.09		出所:同上 ビジネス用プラン
	19.インターネット接続料金(ブロードバンド)	108	75	611.25	出所:同上 ADSLビジネスプランを18ヵ月間契約した場合 上り600kbps/下り4,000kbps ダウンロード速度、契約期間により、料金プランが変わる

特に追記がない場合はVAT(25%)を含む。

	1			特に追記がない場合はVAT(25%)を含む。	
		米ドル	ᅺㅡㅁ	現地通貨 ノルウェー・クローネ	備考
電気料金	20.業務用電気料金 (kW当たり)	月額基本料:15 1kWh当たり料金:0.15			出所:ハフスルンドおよびノルウェー競争局より聴取 月額基本料は年額を月額換算
	21.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料:24 1kWh当たり料金:0.14			出所:ハフスルンド 月額基本料は年額を月額換算
水道料金	22.業務用水道料金 (m3当たり)	月額基本料:19 1m3当たり料金:3.76			
	23.一般用水道料金 (m3当たり)	月額基本料:19 1m3当たり料金:3.76			同上
ガス料金	24.業務用ガス料金 (m3当たり)	_	_	_	出所:ガススペシアリステン 電力が豊富で安価なため、ガス利用は一般的でなく、プロパンガスのみ利用可能 11kgプロパンガス(容器代含む):849クローネ ガス充填料:229クローネ
	25.一般用ガス料金 (m3当たり)		-	_	同上
輸送	26.コンテナ輸送 (40 <del>t</del> コンテナ)	(1)2,340 (2)2,379	(2)1,656	(1)13,294 (2)13,516	出所:レマン(海運大手:http://www.leman.no) 工場名(都市名):オスロ 最寄り港:オスロ港 第3国仕向け港:ニューヨーク港 (1)対日輸出:オスロ→オスロ港→横浜港 BAF、CAF含まず (2)第3国輸出:オスロ→オスロ港→ニューヨーク港
		(3)5,917	(3)4,118		BAF、CAF含む (3)対日輸入:横浜港→オスロ港→オスロ BAF、CAF含まず、スエズ運河通航料含む すべてVAT非課税
	27.レギュラーガソリン価格 (1リットル)	2.2	1.53	12.48	出所:スタットオイル(2010年1月8日) オクタン価95
	28.軽油価格 (1リットル)	2.02	1.41	11.48	出所:同上 ディーゼル
為替	29.為替レート	1米ドル=5.6814ノルウェー・クローネ 1ユーロ=8.1634ノルウェー・クローネ			
	30.法人所得税 (表面税率%)	国税:28			出所:財務省税務局、貿易産業省
税制	31.個人所得税 (最高税率%)	47.8			出所:同上 社会保障負担分を含む最高税率 地方税(28%)+国税(0、9、12%の3段階)+社会保障負担分(7.8%) 基礎控除額は所得の36%(ただし上限7万2,800クローネ) または3万1,800クローネ(年金受給者の場合) 国税の税率は課税対象所得45万6,400クローネ以下:0% 45万6,400クローネ超:9% 74万1,700クローネ超:12% (いずれも所得が超える部分について、税率が適用される) フィンマルク・北トロムス県では地方税は24.5%
	32.付加価値税(VAT) (標準税率%)	25			出所:同上 軽減税率あり 食品等:14% 映画チケット、公共交通機関等:8%
	33.日本への利子送金課税 (最高税率%)				出所:同上 日本との租税条約第11条
	34.日本へ配当送金課税 (最高税率%)	一般:15、親子間:5			出所:同上 日本との租税条約第10条 親子間要件:議決権付株式を25%以上6ヵ月以上保有
	35.日本へのロイヤルティ一送 金課税(最高税率%)				出所:同上 日本との租税条約第12条
車両	*1.乗用車購入価格	48,386	33,675	274,900	出所:スバル・ノルウェー スバル・インプレッサ1.5Rコンビ、輸入車 排気量:1,498cc 登録税込み
	*2.大型乗用車購入価格	110,783	77,099	629,400	出所:メルセデスベンツ、ノルウェー メルセデスベンツ E250 CDI 輸入車 排気量:1,795cc 登録税込み

		米ドル	ューロ	現地通貨	特に追記がない場合はVAT(25%)を含む。 <b>備考</b>
		714.77		クローナ	出所:中央統計局
	1.ワーカー(一般工職)(月額)	3,375	2,349		2009年10月時点 基本給、諸手当含む 時給138.71クローナを月給換算(週40時間x4.3週)
	2.エンジニア(中堅技術者)  (月額)	4,527	3,150	32,000	出所:同上 2008年9月時点 基本給、諸手当含む
	3.中間管理職(課長クラス) (月額)	6,026	4,194		出所:同上 2008年9月時点 基本給、諸手当含む
	4.店舗スタッフ(アパレル) (月額)	3,168	2,205	22,394	出所:同上 2008年9月時点 基本給、諸手当含む 時給130.20クローナを月給換算(週40時間×4.3週)
	5.店舗スタッフ(飲食)(月額)	2,701	1,880	19,092	出所:同上 2008年9月時点 基本給、諸手当含む 時給111.00クローナを月給換算(週40時間x4.3週)
賃金	6.法定最低賃金	_			出所:スウェーデン投資庁(ISA) 法定最低賃金はない 業種・企業により労使協定で最低賃金を定めている場合 がある
	7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	_			出所:同上 賞与の制度はない 最近は業績に応じて賞与を支給する企業もある
	8.社会保険負担率	雇用者負担率:31.42% 被雇用者負担率:0% 雇用者負担率の内訳: 年金:10.21% 遺族年金保険:1.70% 医療保険:5.95% 労働災害保険:0.68% 両親保険:2.20% 労働市場(雇用)保険:4.65% 一般賃金税:6.03%			出所:国税庁 2010年の適用率 被雇用者が1945年〜83年生まれの場合 1984年生まれ以降の場合は、年金以外の保険料が4分の 1となり全体で15.49% 1938年〜44年生まれの場合、年金のみで10.21%
	9.名目賃金上昇率 (2007年→2008年→2009年)	3.	.3%→4.3%→3.1%		出所:財務省「政府2010年予算案」資料
	10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり)	99~368	69~256		出所:ストックホルム市開発局(Stockholm City Development Administration)より聴取、国税庁(税率) ウルブスンダ工業団地:2,600クローナ、フッディンゲ工業団地:700クローナ 土地購入の際には不動産税(不動産の評価価値の0.5%) が加算される 物件は少ない VAT非課税
地価・事務に	11.工業団地借料(月額) (m2当たり)	1.30~1.47	0.91~1.02	9.20~10.4	出所:同上 ベストベリア リース契約は普通5年間 ストックホルム市内には物件がほとんどない 不動産税(不動産の評価価値の0.5%)が加算される 上下水工事および道路建設費用は自治体負担 VAT非課税
務所賃料等	12.事務所賃料(月額) (m2当たり)	13~46	9.06 <b>~</b> 32	92~325	出所:ジョーンズ・ラング・ラサール(不動産業社)、スウェー デン投資庁(ISA)、国税庁 ストックホルム市内および近郊 不動産税(不動産評価価値の1%)が加算される 基本的にVAT非課税だが、契約によってVAT(25%)が加算される 寛されることもある 暖房費・空調費・水道費・管理費を含む
	13.駐在員用住宅借上料 (月額)	2122	1477		出所:ボースタドディレクト(不動産仲介インターネットサイト)、国税庁 オステルマルムのアパート、2.5DK、108m2、暖房、電気、 上下水道、ブロードバンド、ごみ収集費含む デポジット15,000クローナ VAT非課税
	14.電話架設料	138	96	975	出所:テリア インターネット経由の申し込みの場合、675クローナ 架設工事が必要な場合、架設費として350クローナ+材料 費がかかる
	15.電話利用料	月額基本料:21 1分当たり通話料:0.03 接続料:0.06	14 0.02 0.04	145 0.23 0.45	出所:同上 Telia Basプラン さまざま契約形態あり
	16.国際通話料金 (日本向け3分間)	1.4	0.97	9.9	出所:同上 3.15クローナx3分+接続料0.45クローナ/回
通 信	17.携帯電話加入料	14~35	9.85~25	100~250	出所:同上
信費	18.携帯電話基本通話料	月額基本料:4.10~85 1分当たり通話料:0~			24ヵ月の契約の場合、さまざまな契約形態あり 出所:同上 接続料0~0.99クローナ/回が加算される 契約形態により月額基本料、通話料、接続料が異なる
	19.インターネット接続料金 (ブロードバンド)	0.10 32~51	23~35		契約形態により月額基本料、通話料、接続料が異なる 出所:同上 ADSL:上り0.128Mbps/下り0.25Mbps~上り2.5Mbps/下り 24Mbps 初期費用:18ヵ月の固定契約の場合:接続料無料、モデム 料99クローナ 上記以外の場合:接続料1,495クローナ、モデム料495ク ローナ テリアとの電話契約があることが条件

		米ドル	ユーロ	現地通貨クローナ	特に追記がない場合はVAT(25%)を含む。 <b>備考</b>
電気料	20.業務用電気料金 (kW当たり)	月額基本料:26~676 1kWh当たり料金:0.17		185~4,779 1.2342	出所:フォットゥム 月額基本料=(年間基本料475クローナ+電気配送会社への年間契約料1,745~56,875クローナ)/12ヵ月 1kWh当たり料金=固定制電気料金0.9962クローナ+トランスファー・チャージ(使用量に応じた電気配送会社への料金) 0.238クローナ 緑の認証電気料、エネルギー税等を含む年間使用量50,000kWh以内、1年間契約の場合
<b>金</b>	21.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料:8.19 1kWh当たり料金:0.20		57.9 1.4429	TkWh当たり料金=変動制度電気料金1.0819クローナ+トランスファー・チャージ(使用量による電気配送会社への料金)0.361クローナ 緑の認証電気料・エネルギー税等を含む
水道料金	22.業務用水道料金 (m3当たり)	月額基本料:48~9,604 1m3当たり料金:0.74	,	341~67,891 5.25	出所:ストックホルム市水道局 月額基本料=(年間水道使用量600~300万m3当たりの基本料1,405~812,000クローナ+年間契約料2,690クローナ) /12ヵ月 その他雨水処理を社内で行わなかった場合、土地の1m2当たり年間1.65クローナ徴収
金	23.一般用水道料金 (m3当たり)	月額基本料:23 1m3当たり料金:0.74		5.25	月額基本料金=(年間基本料/65クローナ+年間定額使用料845クローナ+年間下水処理料318クローナ)/12ヵ月
	24.業務用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料:29~118 1m3当たり料金:0.576~ 0.584	0 401 ~0 407	208~833 4.13~4.07	出所:ストックホルム・ガス 月額基本料=使用量に応じた年間基本料2,500クローナ (年間使用量10,000m3以下)~10,000クローナ(年間使用量 50,000m3以上)/12ヵ月 1m3当たり料金には都市ガス税(1m3当たり1.13クローナ)含 む。 VAT(25%)含まず 天然ガス
ガス料金					出所:同上 月額基本料は年額を月額換算 集合住宅の場合、住宅の広さによって異なる また、基本料のみで、1m3あたり料金の課金がないこともある
317	25.一般用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料:19〜38 1m3当たり料金:0〜0.63		136~270 0~4.42	1DK:1,627クローナ/12ヵ月 2DK:1,850クローナ/12ヵ月 3DK:1,993クローナ/12ヵ月 4DK以上:2,144クローナ/12ヵ月 (広さおよび使用量は関係ない) 一戸建て:調理用だけにガスを使用している場合:2,452クローナ/12ヵ月(使用量は関係ない) 暖房にガスを使用している場合:3,245クローナ/12ヵ月+1m3 当たり料金4.42クローナ 都市ガス税含む 天然ガス
輸送	26.コンテナ輸送 (40ftコンテナ)	(1)2,958 (2)3,045 (3)4,253	(2)2,119	(1)20,910 (2)21,523 (3)30,066	出所:マースク・ライン VAT非課税 工場名(都市名):ルンダ工業団地(ストックホルム) 最寄り港:ヨーテボリ港 第3国仕向け港:ニューアーク港(米国) (1)対日輸出:ルンダ工業団地(ストックホルム)→最寄り港 (ヨーテボリ港)→横浜港 陸上輸送費5,616クローナ、海上輸送費1,509米ドルを含む BAF含む (2)第3国輸出:ルンダ工業団地(ストックホルム)→最寄り港(ヨーテボリ港)→第3国仕向け港(ニューアーク港(米国)) 陸上輸送費5,616クローナ、海上輸送費1,580米ドルを含む、BAF含む (3)対日輸入:横浜港→最寄り港(ヨーテボリ港)→ルンダ工業団地(ストックホルム) 陸上輸送費6,600クローナ、海上輸送費2,669ドルを含む
	27.レギュラーガソリン価格 (1リットル)	1.79	1.25		出所:OKQ8 オクタン価95 2010年1月平均価格
	28.軽油価格 (1リットル)	1.70	1.18		出所:同上 ディーセル 2010年1月平均価格
 為 替	29.為替レート		 1米ドル=7.0691クローナ 1ユーロ=10.1573クローナ		A CONTRACTOR OF THE CONTRACTOR
	30.法人所得税 (表面税率%)	国税:26.3 地方税:なし その他公租公課:なし			出所:国税庁、スウェーデン投資庁(ISA) 投資ファンドの場合、税率は30%となる
税	31.個人所得税 (最高税率%)	地方税:37、国税:25			出所:同上 地方税は居住市によって異なり29~37% これに課税対象所得額によって3段階の国税を加算 国税の税率は所得が37万2,100クローナ未満はゼロ、 37万2,100クローナ以上53万2,700クローナ未満の場合は37 万2,100クローナを超えた分に対し20%、 53万2,700クローナ以上の場合は53万2,700クローナを超えた分に対し25%(2010年)
制	32.付加価値税(VAT) (標準税率%)	25			出所:同上 軽減税率:食品、飲料:、ホテル、旅行関係:12% 新聞、書籍、映画等の文化関係、旅客運送関係:6% 医療、教育関係、銀行など:VAT非課税
	33.日本への利子送金課税 (最高税率%)	10			出所:同上 日本・スウェーデン租税条約(1983:203)第11条
	34.日本へ配当送金課税 (最高税率%)	一般:15、親子間:5			出所:同上 日本・スウェーデン租税条約(1983:203)第10条 親子間要件:議決権付き株式を25%以上、6ヵ月以上保有
	35.日本へのロイヤルティー送金 課税(最高税率%)	10			出所:同上 日本・スウェーデン租税条約(1983:203)第12条
車	*1.乗用車購入価格	20,784	14,465	146,925	出所: トヨタ・スウェーデン トヨタ・ヤリス1.33Dual VVT-I, 輸入車,排気量1,329cc, 、諸 税・諸経費込み
十屆	*2.大型乗用車購入価格	69,010	48,029	487,840	出所:メルセデス・ベンツ・スウェーデン ベンツE350 CGI Blue Efficiency(セダン),輸入車,排気量 3,498cc, 諸税・諸経費込み

		米ドル	ユーロ	現地通貨: デンマーク・クローネ	特に追記がない場合はVAT(25%)を含む。 <b>備考</b>
賃金	1.ワーカー(一般工職)(月額)	4,774	3,322		出所: デンマーク産業連盟(2008年) 基本給、賞与、年金拠出金含む
	2.エンジニア(中堅技術者) (月額)	8,937	6,220		
	3.中間管理職(課長クラス) (月額)	9,964	6,935	51,610	同上
	4.店舗スタッフ(アパレル) (月額)	4,832	3,363	25,026	出所:デンマーク統計局(2007年) 商業・修理業従事者 基本給、賞与、年金拠出金含む
	5.店舗スタッフ(飲食)(月額)	4,958	3,450	25,677	出所:同上 ホテル・レストラン業従事者 基本給、賞与、年金拠出金含む
	6.法定最低賃金		_	改定日:2009年4月1日 法定最低賃金は無いが、労使協定で定められる 最低賃金あり 産業連盟会員企業の推奨最低賃金は、2009年4 月に定められたもので、103.15クローネ/時(18歳 以下は59.40クローネ/時)	
	7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)		約1ヵ月分	おおむね80%以上の企業において、クリスマス ボーナスを支給 通常給与の1ヵ月分もしくは相当額の物品	
	8.社会保険負担率	雇用主負担分: 労働市場賦課税(ATP):1 出産育児休暇基金(Barse 労働市場保険スキーム(A 経営者還付システム(AER 被雇用者負担分: 労働市場賦課税(ATP):9 医療保険:8.0%	l dk):60.41クローネ(月8 LES):218.67クローネ(月8 R):172.25クローネ(月額)	出所:インベスト・イン・デンマーク、労働市場基金など 医療費・年金などは税金から支出されており、雇 用主の社会保障負担率という形では算出されていない しかし、労働市場賦課税(ATP)、出産育児休暇基金(Barsel dk)、労働市場保険スキーム(AES)、経営者還付システム(AER)※などの掛金を支払う義務がある 労使協定により、民間老齢年金を国民年金に上乗せして掛ける企業もある(※労働者の職業訓練時に給与等を経営者、訓練校等に還付)	
	9.名目賃金上昇率 (2007年→2008年→2009年)		4.1%→4.6%→3.3%	出所:財務省「経済観測」2009年12月、時給ベース の伸び率	
	10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり)	114~ 212	79 <b>~</b> 148	590 <b>~</b> 1,100	出所:サドリン・アルベクより聴取(不動産業者) ターストロップ市の工業団地 土地税0.025%、登記料として価格の0.6%+1,400ク ローネが別途必要
地価・車	11.工業団地借料(月額) (m2当たり)	5.31	3.70	27.50	出所:同上 ファーオランド、グロストロップ市の工業団地 電気、水道、光熱費を除く年額を月額換算 およその相場は1m2当たり25~50クローネ
事務所賃料等	12.事務所賃料(月額) (m2当たり)	23	16	121	出所:同上 コペンハーゲン中心のピレストレーデ通り 電気、水道、光熱費を除く年額を月額換算 およその相場は1m2当たり80~170クローネ
等	13.駐在員用住宅借上料(月 額)	3,572	2,486	18,500	出所:スカンディア・ハウジングより聴取 コペンハーゲン中心地の家具つきアパート、 130m2 通常消費量に基づく電気、水道、光熱費を含む 契約時に敷金(家賃3ヵ月分)を支払う 駐在員向けの物件(90~150m2)の相場はおよそ1 万5.000~2万クローネ
	14.電話架設料	183	128	950	出所:TDC
	15.電話利用料	月額基本料:33 1分当たり通話料:0.05 通話開始料:0.06	23 0.03 0.04	0.25	同上
	16.国際通話料金 (日本向け3分間)	3.97	2.76		出所:同上 6.75クローネ/分×3分+通話開始料0.29クローネ
通信費	17.携帯電話加入料	18	13	93.75	出所:同上 Flex go料金プラン
	18.携帯電話基本通話料	月額基本料:12 1分当たり通話料:0.14~ 0.24 通話開始料:0.06	8.40 0.10~0.17 0.04	63 0.75~1.25 0.2875	出所:同上 Mobile Flex料金プラン
	19.インターネット接続料金(ブロードバンド)	月額基本料:90	62	465	出所:同上 下り10Mbts/上り1Mbts 工事費:995クローネ

		米ドル	ユーロ	現地通貨:	特に追記がない場合はVAT(25%)を含む。 <b>備考</b>
		-	<u> </u>	デンマーク・クローネ	
電気料	20.業務用電気料金 (kW当たり)	月額基本料:15~164 1kWh当たり料金:0.23~ 0.36	11~114 0.16~0.25	80~850 1.1938~1.8444	出所:ドング・エナジー 年間契約量、プランによって月額基本料、1kWh当 たり料金は異なる
金	21.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料:15 1kWh当たり料金:0.36	11 0.25	80 1.8444	出所:同上
水道料	22.業務用水道料金 (m3当たり)	月額基本料:7.24~434 1m3当たり料金:8.92	5.04 ~ 302 6.21	37.50~2,249.375 46.19	出所:コペンハーゲン・エネルギー 月額基本料は、メーター容量により異なり、37.50クローネ(Qn2.5)から2,249.375クローネ(Qn150以上)
金	23.一般用水道料金 (m3当たり)	月額基本料:7.24 1m3当たり料金:8.92	5.04 6.21	37.50	年間契約料を月額換算 出所:同上
ガス料金	24.業務用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料:11~45 1m3当たり料金:0.85~ 1.70	7.73 ~ 31.24 0.59~1.18	57.50 ~ 232.50 4.4091~8.7838	出所:同上 天然ガス 月額基本料: 5m3(/時)以下:57.50 100m3(/時)超:232.50 1m3当たり料金: 200m3以下:8.7838 200m3超1,000m3以下:5.4713 1,000m3超:4.4091
	25.一般用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料:11.10 1m3当たり料金:0.89~ 1.70	7./3 0.62 <b>~</b> 1.18	57.50 4.5838~8.7838	出所:同上 天然ガス 1m3当たり料金:8.7838(冷房)/4.5838(暖房)
					出所:リーマン 工場名(都市名):グロストロップ 最寄り港:コペンハーゲン港 第3国仕向け港:ニューヨーク港
輸送	26.コンテナ輸送 (40ftコンテナ)	(1)1,654 (2)2,761 (3)2,657	(1)1,151 (2)1,921 (3) 1,849	(2)14,299 (3)13,762	(1)対日輸出:グロストロップ→最寄り港(コペンハーゲン港)→横浜港アデン湾通行料含む (2)第3国輸出:グロストロップ→最寄り港(コペンハーゲン港)→第3国仕向け港(ニューヨーク港) BAF含む (3)対日輸入:横浜港→最寄り港(コペンハーゲン港)→グロストロップ BAF、スエズ・アデン湾通行料含む
	27.レギュラーガソリン価格 (1リットル)	2.03	1.41	10.53	出所:シェル・デンマーク(2010年1月15日) オクタン価95
	28.軽油価格 (1リットル)	1.75	1.22	9.07	出所: 同上 ディーゼル
為替	29.為替レート		ル=5.1794デンマーク・クロース・420デンマーク・クロース・4420デンマーク・ク		
	30.法人所得税 (表面税率%)		国税:25 地方税:0 その他公租公課:0		出所:国税庁
— — — — — —	31.個人所得税 (最高税率%)		51.5	出所:同上 国税と地方税、医療賦課税(8%)を合わせた税率 の上限 国税は、累進課税 42,900クローネ以下:控除 42,900クローネ超:3.67% 38万9,900クローネ超:15% 地方税は固定税率で自治体ごとに異なるが全国 平均で24.8% 教会税を含まず	
制	32.付加価値税(VAT) (標準税率%)		25	出所:同上 軽減税率: 医療サービス、郵便、保険、新聞、テレビ・ラジオ 受信料、スポーツ、文化・アートなど:0%	
	33.日本への利子送金課税 (最高税率%)	0			出所:同上 日本デンマーク租税条約第11条 2006年のデンマーク持ち株会社法改正により、課 税が撤廃された
	34.日本へ配当送金課税 (最高税率%)	一般:10、親子間:0			出所:同上 日本デンマーク租税条約第10条 親子間要件:株式10%以上保有のこと
	35.日本へのロイヤルティー送   金課税(最高税率%)	10			出所:同上 日本デンマーク租税条約第12条
車両	*1.乗用車購入価格	56,954	39,638	294,989	出所:トヨタ・デンマーク アベンシス 1.6V T1 排気量:1,598cc 自動車税 他諸経費込、セダン、輸入車
両	*2.大型乗用車購入価格	168,128	117,012	870,800	(出所)メルセデス・ベンツ・デンマーク E250 CDI Blue Efficiency 自動車税他諸経費込、 セダン、輸入車

		米ドル	現地通貨 ユーロ	特に追記がない場合はVAT(22%)を含む。 <b>備考</b>
	1.ワーカー(一般工職)(月額)	3,726		出所:雇用者連盟 2008年10月に会員企業から収集した数値 基本給、賞与含む
	2.エンジニア(中堅技術者) (月額)	4,659	3,243	同上
	3.中間管理職(課長クラス) (月額)	6,680	4,649	同上
	4.店舗スタッフ(アパレル) (月額)	2,658	1,850	同上
	5.店舗スタッフ(飲食)(月額)	2,711	1,887	同上
賃金	6.法定最低賃金	_	_	出所:労働安全衛生局 法定最低賃金はないが、業種ごとの協約で労働熟練度別に定められている 各業種の最も熟練度の低い層の最低賃金は 建設業:8.95ユーロ/時(2009年3月1日~) 金属産業:8.13ユーロ/時(2008年10月1日~) 清掃業:7.62ユーロ/時(2008年5月1日~) 宿泊飲食業:8.99ユーロ/時(2008年9月1日~)
	7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	賞与として年俸の6.7% +夏期休暇手当として	万給の50%	出所:雇用者連盟 賞与の他、団体協約により、月給の50%が夏季休暇手当として 支給されるのが官民を問わず通例となっている
	8.社会保険負担率	雇用者負担率:19.451%~31.1 被雇用者負担率:7.3%~8.5% 雇用者負担率の内訳: 雇用保険:0.75%~2.95% 医療保険:2.23% 年金:16.1%~17.9% その他:労災保険0.3~8.0%、 0.071% 被雇用者負担率の内訳: 雇用保険:0.40% 医療保険:2.40% 年金:4.5%~5.7%		出所:イルマリネン年金保険会社 保険料率は事業所の規模、支払給与総額により異なる
	9.名目賃金上昇率 (2007年→2008年→2009年)	3.4%→5.5%−	→3.9%	出所:統計局
	10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり)	263	183	出所:国土調査局「Kauppahintatislasto 2008」 ヘルシンキ首都圏の2008年の平均価格 諸税含む
地価・	11.工業団地借料(月額) (m2当たり)	14	10	出所:オイコティエ(不動産情報サイト) ヘルシンキ首都圏 諸税含む
事 務 所	12.事務所賃料(月額) (m2当たり)	39.00	27.00	出所:同上 ヘルシンキ中心部における賃貸物件の平均値 諸税含む
<b>汽賃料等</b>	13.駐在員用住宅借上料(月 額)	3142.00	2187.00	出所:同上 ヘルシンキ中心部カンピ地区のフラット (2寝室、80m2の平均的な物件の価格) 27.3ユーロ/m2/月 バスタブの代わりにサウナとシャワーのみの物件が多い 賃貸物件は極めて少なく個々の差が大きい 諸税含む
	14.電話架設料	142	99	出所:エリサ
	15.電話利用料	月額基本料:18 1分当たり通話料:0.02 接続料:0.17	12.45 0.012 0.12	出所:同上 接続料は通話のたびにかかる
通	16.国際通話料金 (日本向け3分間)	2.54	1.77	出所:同上 0.55ユーロ/分×3分+接続料0.12ユーロ
信費	17.携帯電話加入料	4.17	2.90	出所:同上 最もシンプルなElisa Olivaプラン 料金形態は契約によって異なる
	18.携帯電話基本通話料	月額基本料:2.86 1分当たり通話料:0.11	1.99 0.079	同上
	19.インターネット接続料金 (ブロードバンド)	開設費:112 月額基本料:49	78 33.9	出所:同上   LU512kbpg/下U2Mbpgの場合

	プント (調査部川: ベルシンギ)	414.16		特に追記がない場合はVAT(22%)を含む。	
		米ドル	ユーロ	備考	
電気	20.業務用電気料金 (kW当たり)	月額基本料:5.26 1kWh当たり料金:0.09	3.66 0.0609	出所:ヘルシンギン・エネルギア 年間使用量が10万kWh未満の利用者向けの料金 大口契約者は個別契約 電力税含む	
料 金	21.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料:8.05 1kWh当たり料金:0.15		出所:同上 電力税含む	
水道料	22.業務用水道料金 (m3当たり)	月額基本料: 72 1m3当たり料金:3.13		出所:ヘルシンキ環境サービス局(HSY) 月額基本料は建物用と建物面積によって細かく分かれている 数値は工業用建物で建物面積が501~1,000m2の場合 同じ面積で商業用の場合は45ユーロ、オフィス用は41ユーロ、倉庫は 22.5ユーロ 1m3当たり料金の内訳は上水道0.9ユーロ、下水道1.28ユーロ、水道維 持税を含む	
<b>金</b>	23.一般用水道料金 (m3当たり)	月額基本料:5.39 1m3当たり料金:3.13	2.18	出所:同上 月額基本料は建物の種類と面積によって異なり、数値は100m2以下の フラットの場合 1m3当たり料金の内訳は上水道0.9ユーロ、下水道1.28ユーロ、水道維 持税を含む	
75	24.業務用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料:961 1m3当たり料金:0.39	669 0.27	出所:ガスム・パイカリスヤケル 年間基本料を月額換算 年間使用量が1,000kWの小口利用者の場合 中・大口利用者向け料金もあり、個別に契約する 使用量に応じて月額基本料の他に追加託送費(年間使用量400kW超過分1kWh当たり16.80ユーロ)が必要 天然ガス VAT含まず	
	25.一般用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料:23 1m3当たり料金:0.75		出所:同上 家庭用パッケージの年間基本料を月額換算 VAT、備蓄税含む	
				出所:ヴァロヴァ 工場名(都市名):ヘルシンキ 最寄り港:ヘルシンキ港 第3国仕向け港:ニューヨーク港 (1)対日輸出:工場名(都市名)→最寄り港(ヘルシンキ港)→横浜港	
輸送	26.コンテナ輸送 (40ftコンテナ)	(1) 1,836 (2) 2,361 (3) 3,895	(1)1,278 (2)1,643 (3)2,711	(2)第3国輸出:工場名(都市名)→最寄り港(ヘルシンキ港)→第3国仕向け港(ニューヨーク港) (3)対日輸入:横浜港→最寄り港(ヘルシンキ港)→工場名(都市名)	
	27.レギュラーガソリン価格 (1リットル)	1.98	1.38	出所:ポロットアイネ(ガソリン価格サイト) オクタン価95	
	28.軽油価格 (1リットル)	1.57	1.09	出所: 同上 ディーゼル	
為 替	29.為替レート(1ドル)	1米ドル=0.69			
<u> </u>	30.法人所得税 (表面税率%)	国税:	26	出所: 国税庁	
税	31.個人所得税(最高税率%)	国税30.0、地方税21.0		出所:同上 国税は累進制で所得により6.5%から30.0%の4段階、地方税は一律で 自治体により16.5%から21%まで幅があり、ヘルシンキは17.5% このほか教会税:1~2% 国税の所得別税率は以下のとおり (1)15,200~22,600:6.5%(固定額8ユーロ+下限額の超過分x税率、以 下同様で固定額のみを記載) (2)22,600~36,800:17.5%(固定489ユーロ) (3)36,800~66,400:21.5%(固定2,974ユーロ) (4)66,400超:30.0%(固定9,338ユーロ)	
制	32.付加価値税(VAT) (標準税率%)	22		出所:同上 軽減税率:8%:本、医薬品、運賃、宿泊費、スポーツ・文化・レジャー関連、放送受信料、芸術、理髪料、修理費、著作権料等 17%:食品、飼料、飲料、たばこ(一部免税品目あり)	
	33.日本への利子送金課税 (最高税率%)	10		出所:同上 日本フィンランド租税条約第11条	
	34.日本へ配当送金課税 (最高税率%)	一般:15、親子間:10		出所:同上 日本フィンランド租税条約第10条 親子間要件:持株比率25%以上または議決権付株式を10%以上保有 していること	
	35.日本へのロイヤルティ一送 金課税(最高税率%)	10		出所:同上 日本フィンランド租税条約第12条	
車両	*1.乗用車購入価格	34,700		出所:トヨタ・オート・フィンランドOy アベンシスマリスト1.6リネアテラ 輸入車 セダン 自動車税込	
ਜ਼ਰ	*2.大型乗用車購入価格	87,618	22.222	出所:メルセデスベンツ・フィンランド ベンツ E250 CDI 輸入車 セダン 自動車税込	

1.ワーカー(一般工職)(月額) 1.010 703 11.000 出所:エンタープライズエストニアへのヒアリング 基本給、残業代を含む (月額) 1.332 927 14.500 同上 3.中間管理職(課長クラス) 3.040 2.115 33.100 同上 4.店舗スタップ(アパレル) 459~551 320~383 5,000~6,000 同上 5.店舗スタップ(飲食)(月額) 735~826 511~575 8,000~9,000 同上 地所:官報 2007年12月28日付 改定日:2008年1月1日 2009年、2010年は据え置き 地所:エンタープライズエストニアへのヒアリング 業績に応じ最大1ヵ月分程度支給する企業、全 社員に一定額を支給する企業、全 社員に一定額を支給する企業、全 社員に一定額を支給する企業、全 全 展用者負担率: 2.8% 雇用者負担率の内訳:						特に追記かない場合はVAT(20%)を含む。
(月報) 1.300 3.040			米ドル	ユーロ	現地 <b>通</b> 貨 クローン	備考
(月報) 1.3.52 9.7 1,5.50 同正 1,5.52 9.7 1,5.52 9.		1.ワーカー(一般工職)(月額)	1,010	703	11,000	出所:エンタープライズエストニアへのヒアリング 基本給、残業代を含む
(月報) 3.00m (上月報) 4.52m (本語 本語 1 年			1,332	927	14,500	同上
1. 工業 日			3,040	2,115	33,100	同上
1			459~551	320~383	5,000~6,000	同上
6.法定最低賃金   399/月   278/月   4,350/月   2020年、2010年は展元曹令   2020年、2010年は展元曹令   2020年、2010年は展元曹令   2020年、2010年は展元曹令   2020年、2010年は展元曹令   2020年、2010年は展元曹令   2020年、2010年は展元曹令   2020年、2010年は展元曹令   2020年、2010年は展元曹令   2020年、2020		5.店舗スタッフ(飲食)(月額)	735~826	511 <b>~</b> 575	8,000~9,000	同上
□		6.法定最低賃金	399/月	278/月	4,350/月	改定日:2008年1月1日
核屈用者負担率 2,996	賃金			_		
10.工業団地(土地)購入価格		8.社会保険負担率	被雇用者負担率:2.8% 雇用者負担率の内訳: 雇用保険:1.4% 医療保険:13% 年金:20% 被雇用者負担率の内訳:			出所:医療保険·年金:社会保障税法第10条第2項、雇用保険:社会省 2009年8月1日改正
1. 工業団地(土利用人画作 (元2当たり)   11   12.			2	0.5%→13.9%→△3.8%		2009年はタリン市の2009年第3四半期の前年同
1.1.工業団地管料(月観)	地		61 <b>∼</b> 78	42 <b>~</b> 54	660~850	タバサル・テクノパーク
14.電話架設料	価・事		11	7.67	120.00	タバサル・テクノパーク
14.電話架設料	務   所   信		15~29	11~20	168~318	出所:アルコヴァラへのヒアリング タリン市中心地区
14.電話集設料	   等 		551 <b>~</b> 1,102	383 <b>~</b> 767	6,000~12,000	タリン市中心地区、コンドミニアム、3ベッドルーム
15.電話利用料 15.電話利用料 15.電話利用料 15.電話利用料 15.電話利用料 16.国際通話料金 (日本向け3分間) 17.携帯電話加入料 18.携帯電話基本通話料 16.出際・電話料・15.51 1分当たり通話料: 0.10~ 0.14 0.073~0.096 0.022 0.023 0.073~0.096 0.073~0.0		14.電話架設料	_	-	_	
16.国際通話料金		15.電話利用料	(a)11 (b)9.09 1分当たり通話料: (a)0.026	(b)6.33 (a)0.018	(b)99 (a)0.288	(a)法人ビジネスパッケージ (b)個人ホームパッケージ
月額基本料:5.51 18.携帯電話基本通話料 月額基本料:5.51 1分当たり通話料:0.10~ 0.14 0.073~0.096 1.14~1.50 プレミアムパッケージ	信		2.27	1.58		8.088クローン/分×3分+通話開始料0.488クローン
18.携帯電話基本通話料 1分当たり通話料: 0.10~ 0.073~0.096 1.14~1.50 プレミアムパッケージ		17.携帯電話加入料	9.18	6.39	100	出所:EMT
19.インターネット接続料金(ブロードバンド)       初期契約料:165 月額基本料:110       115 1,800 ビジネスインターネット 上り1Mbps、下り1Mbps		18.携帯電話基本通話料	1分当たり通話料:0.10~			
					1,800 1,200	出所:エリオン ビジネスインターネット 上り1Mbps、下り1Mbps

		米ドル	ユーロ	現地通貨 クローン	特に追記かない場合はVAI(20%)を含む。 <b>備考</b>
電気料金	20.業務用電気料金 (kW当たり)	月額基本料:契約量に よって異なる 1kWh当たり料金:0.11	契約量によって異なる 0.075	契約量によって異なる 1.16724	
	21.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料:契約量に よって異なる 1kWh当たり料金:0.14	契約量によって異なる 0.099	契約量によって異なる 1.5503	出所:同上 ホーム1という一番利用量が少なく電気暖房を使 わない場合の料金体系 2010年1月1日~2月28日までの料金
水道料金	22.業務用水道料金 (m3当たり)	月額基本料:一 1m3当たり料金:6.93~10	_ 4.82~7.11	— 75.492∼111.3	出所:タリン水道 上水料金 下水の汚染度に応じて下水処理料金が異なる
_	23.一般用水道料金 (m3当たり)	月額基本料: 一 1m3当たり料金: 2.99	 2.08	 32.57	出所:同上 1m3当たり料金は上水18.00タリン、下水14.57タリンの合計
	24.業務用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料:一 1m3当たり料金:0.47~ 0.48	_ 0.33 <b>~</b> 0.34	_ 5.12∼5.24	出所:エストニアガスへのヒアリング 年間使用量が1億m3以上の場合 重油価格、軽油価格、対米ドルレートを変数とす る料金公式によって算出 左記はは2010年1月時点で算出したおおよその 平均価格 天然ガス
金	25.一般用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料:一 1m3当たり料金:0.54~ 0.83	_ 0.38 <b>~</b> 0.58	 5.88536∼9.00656	出所:同上(ウェブサイトより) 1m3当たり料金は年間使用量によって異なる 2009年10月改定 ガス税を含む 天然ガス
輸送	26.コンテナ輸送 (40ftコンテナ)	(1)1,500 (2)2,500 (3)3,800	(2)1,740		
	27.レギュラーガソリン価格 (1リットル)	1.56	1.08	16.95	出所:スタットオイル 2010年1月15日
	28.軽油価格 (1リットル)	1.55	1.08	16.90	同上
為替	29.為替レート		1米ドル=10.8895クローン 1ユーロ=15.6465クローン		
	30.法人所得税 (表面税率%)		国税:21	出所:所得税法 地方税:0% その他公租公課:0%	
	31.個人所得税 (最高税率%)		21	出所:同上 年収27,000クローン以下は控除	
税制	32.付加価値税(VAT) (標準税率%)	20			出所:付加価値税法 軽減税率あり 書籍・定期刊行物、医薬・衛生用品、身体障害者 用医療器具、宿泊料など:9%
	33.日本への利子送金課税 (最高税率%)	0			出所:所得税法 日本との租税条約はない 市場金利を大幅に上回る場合:21%
	34.日本へ配当送金課税 (最高税率%)	0			同上
	35.日本へのロイヤルティ一送 金課税(最高税率%)		10		同上
	*1.乗用車購入価格	21,709	15,109	236,400	出所:日産バルティ Note Visia 1.5dCi (輸入車)、排気量1,461cc
車両	*2.大型乗用車購入価格	62,482	43,486	680,400	出所:シルベルアウト メルセデスベンツE250 CDI ブルーエフィシエン シー(輸入車)、排気量2,143cc

		<u> </u>		現地通貨	特に追記がない場合はVAT(21%)を含む。
		米ドル	ユーロ	現地通貝 ラッツ	備考
	1.ワーカー(一般工職)(月額)	770 <b>~</b> 1,054	536 <b>~</b> 734	380~520	出所:フォンテスR&Iより聴取 2008年9月 基本給、賞与含む
	2.エンジニア(中堅技術者) (月額)	1,328~1,916	924~1,333	655 <b>~</b> 945	同上
	3.中間管理職(課長クラス) (月額)	2,352 <b>~</b> 4,967	1,637~3,457	1,160~2,450	同上
	4.店舗スタッフ(アパレル) (月額)	624	435	308	出所:中央統計局 2009年第3期 小売業被雇用者の名目賃金 基本給、賞与含む
	5.店舗スタッフ(飲食)(月額)	531	370		出所:同上 2009年第3期 ケータリングサービス業被雇用者の名目賃金 基本給、賞与含む
賃	6.法定最低賃金	365/月	254/月	180/月	出所∶同上 2009年1月1日改訂
金	7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)		_		賞与に関する法的規定はなく企業の判断に委ねられているフォンテスR&Iによると、年に1回賞与の形で支給するのが一般的だが、職種により四半期毎、毎月の場合もある
	8.社会保険負担率	雇用者負担率:24.09%被雇用者負担率:9% 雇用者、被雇用者合わせ年金保険:21.66% 失業保険:3.81% 労働災害保険:0.29% 障害保険:3.18% 出産および疾病保険:2.4両親保険:1.68%		3.09%)の内訳:	出所: ラトビアの労働法、社会保険法、2010年国から給付される社会保険規則 両親保険とは両親のどちらかが育児休暇中に収入 の75%を取得できる制度 雇用者は企業主税(倒産の際の保障に相当)を支 払う義務がある 企業主税の額は2006年以来、被雇用者1人につき 0.25ラッツ/月
	9.名目賃金上昇率 (2007年→2008年→2009年)		n.a.		出所:ラトビア中央統計局 名目賃金は非公開、実質賃金上昇率のみが発表されている 実質賃金上昇率: 2007年:19.9%→2008年:6.2%→2009年:△5.6%
	10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり)	96	97	47	出所:オーバー・ハウス、レント・イン・リガ リガ市内の工業用地の平均価格 別途、印紙税(2%)登記料やブローカー手数料(通 常約3%)、不動産税(不動産評価価値の1.5%/年) などがかかる VAT(21%)含まず ユーロ建て
地価・	11.工業団地借料(月額) (m2当たり)	6.93	4.82	3.42	出所:オーバー・ハウス 工業および倉庫用地の平均借料 公共設備使用料(0.4~0.8ユーロ/m2) VAT(21%)含まず ユーロ建て
事務所賃料等	12.事務所賃料(月額) (m2当たり)	9.25	6.44		出所:同上 リガ市内の事務所の平均賃料 A級地:9~12ユーロ/m2 B級地:6~8ユーロ/m2 C級地:4~6ユーロ/m2 公共設備使用料(0.5~0.8ユーロ/m2) VAT(21%)含まず ユーロ建て
	13.駐在員用住宅借上料(月 額)	1,149~1,581	800 <b>~</b> 1,100	567 <b>~</b> 780	出所:オーバー・ハウス、レント・イン・リガリガ中心部のコンドミニアム、75~100m2、3ベッドルームの場合 駐車場付き 家賃には公共設備使用料、VAT(21%)含まず 家賃は1ヵ月~3ヵ月分先払いが一般的 (家賃は前払いが条件になっている)
	14.電話架設料	40	28		出所:ラテレコム
	15.電話利用料	月額基本料:15 1分当たり通話料:0.05 ~0.15			出所:同上 1分当たり通話料は、市内0.02ラッツ、市外0.07ラッツ 別途、通話開始料0.01ラッツがかかる
     通	16.国際通話料金 (日本向け3分間)	2.59	1.81	1.28	出所:同上 1分当たり通話料0.425ラッツx3分 別途、通話開始料0.01ラッツがかかる
信費	17.携帯電話加入料	10.4	7.24	5.13	出所: ラトビアン・モーバイル・テレフォン(LMT) 新規契約料金
	18.携帯電話基本通話料	月額基本料:9.93~ 20.58 1分当たり通話料: 0.2060	6.91~14.32 0.1433	4.90~10.15 0.1016	出所:同上 月額基本料は契約プランにより料金が異なる 4.90ラッツ(国内通話のみ)、10.15ラッツ(国際通話 可) 1分当たり通話料は平日7~20時の料金
	19.インターネット接続料金 (ブロードバンド)	架設料:60 月額基本料:60			出所:ラテレコム ADSL、下り6Mbps
	<u> </u>				· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

		米ドル	ユーロ	現地通貨 ラッツ	荷に垣記がない場合はVAT(21物)を含む。 備考
電気料金	20.業務用電気料金 (kW当たり)	月額基本料:1.78 1kWh当たり料金:0.14	1.24 0.09	0.88 0.06694	出所:ラトベネルゴ 月額基本料=年間基本料10.56ラッツ/12ヵ月 0.4kVの通常の線による契約の場合 1kWh当たり料金は、0.4kV、6~20kV、110kV以上と 3段階の契約量によって異なる この他1MWh当たり0.17ラッツの電気税がかかる VAT(21%)含まず
	21.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料:ー 1kWh当たり料金:0.15	_ 0.10		出所:同上 この他1MWh当たり0.17ラッツの電気税がかかる
水道料	22.業務用水道料金 (m3当たり)	月額基本料: 1m3当たり料金:1.46	_ 1.02	_ 0.720	出所:リガス・ウーデンス 上水供給料0.361ラッツ/m3+下水処理料0.359ラッツ /m3 VAT(21%)含まず
金	23.一般用水道料金 (m3当たり)	月額基本料:- 1m3当たり料金:1.77	_ 1.23		出所:同上 上水供給料0.437ラッツ/m3+下水0.434ラッツ/m3
ガ	24.業務用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料: ― 1m3当たり料金:029~ 0.77	 0.20∼0.54	 0.14093∼0.38103	出所:ラトビアス・ガーゼ 1m3当たり料金は、年間消費量や季節によって異なる VAT(21%)含まず 天然ガス
ス料金	25.一般用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料:'一 1m3当たり料金:0.47~ 0.85	 0.33~0.59	_	出所:同上 2010年1月1日以降 1m3当たり料金は年間消費量によって異なる 年間消費量0~500m3:0.41913ラッツ 500m3~25,000m3:0.23065ラッツ 天然ガス
輸送	26.コンテナ輸送 (40ftコンテナ)	(1)1,725 (2)2,265 (3)2,500	(2)1,576	(2)1,117 (3)1,233	出所:トランスポータースLV社 工場名(都市名):リガ 最寄り港:リガ港 第3国仕向け港:ニューヨーク港 (1)対日輸出:都市名(リガ)→最寄り港(リガ港)→ 横浜港 BAF、CAF含まず (2)第3国輸出:都市名(リガ)→最寄り港(リガ港)→ 第3国仕向け港(ニューヨーク港) BAF含む (3)対日輸入:横浜港→最寄り港(リガ港)→都市名 (リガ) 別途BAF、CAF、スエズ通行料などが必要
	27.レギュラーガソリン価格 (1リットル)	1.49	1.04	0.74	出所: SIAスタットオイル・ラトビア 小売価格には1,000リットルにつき269〜300ラッツの 消費税を含む オクタン価95
	28.軽油価格 (1リットル)	1.43	0.99	0.71	出所:同上 小売価格には1,000リットルにつき234ラッツの消費 税を含む
為 替	29.為替レート		米ドル=0.4933ラッツ  ユーロ = 0.7088ラッツ		
	30.法人所得税 (表面税率%)		国税:15 地方税:0 その他公租公課:0		出所:歳入庁 キャピタルゲイン含む
	31.個人所得税 (最高税率%)		26	出所:同上 2010年1月1日より個人で営業活動を行っている場合は定額所得税の払い込みが可能 税率は所得によって異なるが一般的には15%	
税制	32.付加価値税(VAT) (標準税率%)		21	出所:同上 軽減税率: 医薬品、子供用品、通信サービス、一般用電気料 金、一般用ガス料金、汚水廃棄物処理サービスな ど:10% 輸出関連サービス:0% 教育、郵便、文化、金融サービスなど:課税対象外	
	33.日本への利子送金課税(最高税率%)	5 10			出所:同上 日本との租税条約はない 商業銀行から非居住者に支払われる金利の場合 は5%
	34.日本へ配当送金課税 (最高税率%)		10	出所:同上	
	35.日本へのロイヤルティー送 金課税(最高税率%)		5、15		出所:同上 15%は芸術作品の場合
車	*1.乗用車購入価格	20,992	14,610	10,356	出所:ビジネス誌「ダイナス・ビジネス」の自動車市 場調査「オート2010」 オペル・アストラ1.6 輸入車
両	*2.大型乗用車購入価格	44,021	30,637	21,716	出所:同上 ボルボS80 2.521CC 輸入車

		米ドル	ユーロ	現地通貨 リタス	特に追記がない場合はVAT(21%)を含む。 <b>備考</b>
	1.ワーカー(一般工職)(月額)	761	529		出所:リトアニア統計局 2008年第4四半期、全国民間企業平均 基本給、賞与含む
	2.エンジニア(中堅技術者) (月額)	2,081~2,705	1,448~1,882	5,000 <b>~</b> 6,500	出所:クラフトン・リクルートメント・リトアニア(人材紹介所)より聴取 基本給のみ
	3.中間管理職(課長クラス) (月額)	1,665~3,121	1,158~2,172	4,000~7,500	同上
	4.店舗スタッフ(アパレル) (月額)	395 <b>~</b> 562	275 <b>~</b> 391	950~1,350	同上
	5.店舗スタッフ(飲食)(月額)	395~562	275 <b>~</b> 391	950 <b>~</b> 1,350	同上
	6.法定最低賃金	333/月	232/月	800/月	出所:労働·社会政策省 改定日:2010年1月1日
賃金	7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)		月給0~3ヵ月分		出所:クラフトン・リクルートメント・リトアニア(人材紹介所)より聴取 業績に応じ月給3ヵ月分まで支給する企業がある
	8.社会保険負担率	雇用者負担率:30.98~31.79被雇用者負担率:9.0% 雇用者負担率の内訳: 雇用保険:1.1% 医療保険:3.0% 年金:23.3% 出産・育児・疾病:3.4% 労災保険(業務の危険度に 被雇用者負担率の内訳: 年金:3.0% 医療保険:6.0%		出所:リトアニア社会保険基金、社会保険労働省	
	9.名目賃金上昇率 (2007年→2008年→2009年)	20	).5%→19.4%→△4.6%	出所:リトアニア統計局 2010年1月28日現在発表のグロス賃金上昇率 2009年は速報値	
	10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり)	134	93	321	出所:オーバーハウス ヴィリニュスの工業団地 土地税1.5%は土地所有者が負担 商工業用地の土地税は0.5% 不動産税(建物など土地以外にかかり利用者負担) は0.3%~1%
地価・事務	11.工業団地借料(月額) (m2当たり)	工場•倉庫:7.18 事務所:10		17 24	出所:レゾリューション クライペダ・ビジネス・パーク(自由経済特区)の工業 団地 経済特区内のため不動産税1%不要 手数料は通常、借上料の3% 諸経費含まず ユーロ建て
仍所賃料等	12.事務所賃料(月額) (m2当たり)	8.3~17	5.79 <b>~</b> 12	20~40	出所∶オーバーハウス ヴィリニュスの工業団地 VAT・諸経費含まず
·等	13.駐在員用住宅借上料 (月額)	1,248	869	3,000	出所:同上 ヴィリニュスの住宅 3部屋、約100m2 駐車場付き 家主が個人の場合は家主の所得税(20%)が含まれ、法人の場合は通常VATを賃貸料に追加 諸経費含まず 不動産業者手数料は賃料1ヵ月分の50% 不動産税は課されない
	14.電話架設料	104	72	249.99	出所:テオ
	15.電話利用料	月額基本料:個人9.57、法 人12 発信料:0.06 1分当たり通話料:0.01~ 0.31			出所:同上 通話料は市内外、時間帯、通話先の電話会社など により異なる
通信	16.国際通話料金 (日本向け3分間)	9.78	6.81	23.51	出所:同上 7.79リタス/分(日中料金)×3分+発信料0.14リタス
費	17.携帯電話加入料	_	_	_	出所:オムニテル
	18.携帯電話基本通話料	最低月額利用料:17.62 1分当たり通話料:0.05~ 0.18	12.27 0.03 <b>~</b> 0.13	42.35 0.11~0.42	出所:同上 最もシンプルな契約「Klasikinis」プラン 契約内容により基本料や通話料は異なる
	19.インターネット接続料金 (ブロードバンド)	架設料:108 月額基本料:121	75 84	260 290.99	出所:テオ ビジネス向け「ユニバーサル・インターネット」プラン 通信速度(下り):1~6Mbps

		米ドル	ユーロ	現地通貨 リタス	特に追記がない場合はVAT(21%)を含む。 <b>備考</b>
電気料	20.業務用電気料金 (kW当たり)	月額基本料:契約量により 異なる 1kWh当たり料金:0.10~ 0.18	契約量により異なる 0.07~0.13	契約量により異なる	出所:イースタン・ディストリビューション・ネットワーク 月額基本料、1kWh当たり料金は電圧、ネットワーク の種類、平日・土日、時間帯、年間使用量などにより変動する 月額基本料は契約量1kW当たり1.1~1.3リタス
金	21.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料:なし 1kWh当たり料金:0.12~ 0.20	なし 0.08~0.14	ري 0.29 <b>~</b> 0.49	出所:同上 電圧ネットワークや平日・土日、時間帯、電気コンロ 利用有無、年間使用量などにより異なる
	22.業務用水道料金 (m3当たり)	月額基本料:なし 1m3当たり料金:1.74	なし 1.21		出所:ヴィリニュス・ヴァンデニース 上水(製造業:1.94リタス、それ以外は1.88リタス)、 下水処理(2.24リタス)
料金	23.一般用水道料金 (m3当たり)	月額基本料:なし 1m3当たり料金:1.76	なし 1.22		出所:同上 上水(1.92リタス)、下水処理(2.3リタス)
ガス料金	24.業務用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料:年間契約量 により異なる 1m3当たり料金:0.02~0.31	年間契約量により異な る 0.02~0.21	年間契約量により異な る 0.052~0.738	出所:リトアニアガス 3つのメニューの内、最も一般的な業務・産業用料金(年間使用量により個別に契約) 月額基本料は年間契約容量が10億m3以下か10億m3超かで異なり、さらに流量基本料金が加算される 月額基本料: 年間契約容量10億m3以下:6,325.39リタス+14.42リタス/1,000m3×契約使用量 年間契約容量10億m3超:3,601.15リタス+6.16リタス/1,000m3×契約使用量 1m3当たり料金は年間使用量に応じて7段階の料金設定 料金は(年間契約容量料金+流量基本料金単価×契約使用量)+従量料金単価×ガス使用量 VAT(21%)含まず 天然ガス
	25.一般用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料:0.83~5.85 1m3当たり料金:0.53~0.78		2.00~14.05 1.28~1.87	出所:同上 年間使用量により異なる (1)500m3まで: 月額基本料:2.00リタス、1m3当たり料金:1.87リタス (2)500m3~20,000m3: 月額基本料:14.05リタス、1m3当たり料金:1.29リタス (3)20,000m3~: 月額基本料:14.05リタス、1m3当たり料金:1.28リタス
輸送	26.コンテナ輸送 (40ftコンテナ)	(1)2,550 (2)3,800 (3)5,200	(2)2,645	(1)6,128 (2)9,132 (3)12,496	出所:トランスオーシャンリエトゥヴァより聴取 工場名(都市名):カウナス 最寄り港:クライペダ港 第3国仕向け港:ニューヨーク港 (1)対日輸出:カウナス→クライペダ港→横浜港 (2)第3国輸出:カウナス→クライペダ港→ニュー ヨーク港 (3)対日輸入:横浜港→クライペダ港→カウナス すべてBAF、CAF含む 保険料、通関手数料含まず VAT非課税、ドル建て
	27.レギュラーガソリン価格 (1リットル)	1.62	1.13	3.9	出所:アレクサ オクタン価95
	28.軽油価格 (1リットル)	1.37	0.96	3.3	出所:同上 ディーセル
為 替	29.為替レート		  米ドル=2.4031リタス  ユーロ=3.4529リタス		<del></del>
<u> </u>	30.法人所得税 (表面税率%)		ユーロー3.4529ウダス		出所:財務省、リトアニア開発局 法人税法 一定条件を満たす従業員が10人以下、年間所得が 50万リタス以下の零細企業は5%
	31.個人所得税 (最高税率%)		15		出所:同上 所得税法
	32.付加価値税(VAT) (標準税率%)	21			出所:同上 付加価値税法 軽減税率:医療品等:5%、書籍等:9%
	33.日本への利子送金課税 (最高税率%)	10			出所:同上 日本とリトアニアの間には二国間租税条約はない
	34.日本へ配当送金課税 (最高税率%)		一般15、親子間0		同上 親子間要件:(10%以上の株式を12ヵ月以上保有)
	35.日本へのロイヤルティー送 金課税(最高税率%)		10		同上
車	*1.乗用車購入価格	25,134	17,493	60,400	出所: トヨタ・リトアニア トヨタカローラ1.6Vリネアテラ(セダン、輸入車) 排気量: 1,330cc
両	*2.大型乗用車購入価格	62,421	43,443	150,004	出所:シルベルアウト メルセデスベンツE250 CDI (セダン、輸入車) 排気量:1,795cc

		米ドル	ユーロ	現地通貨コルナ	特に追記がない場合はVAT(20%)を含む。 <b>備考</b>
	1.ワーカー(一般工職)(月額)	937	652	. •	出所:チェコ日本商工会 基本給、賞与含む
	2.エンジニア(中堅技術者) (月額)	1,566	1,090	28,266	
	3.中間管理職(課長クラス) (月額)	3,476	2,419	62,748	同上
	4.店舗スタッフ(アパレル) (月額)	871	606	15,721	出所:チェコ統計局 一般的な販売スタッフの2008年平均賃金 基本給、残業代、賞与含む
	5.店舗スタッフ(飲食)(月額)	918	639	16,565	出所:同上 一般的な接客スタッフの2008年平均賃金 基本給、残業代、賞与含む
賃	6.法定最低賃金	443/月	308/月	8,000/月	出所:労働·社会福祉省 改定日:2007年1月1日
金	7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	給-	与の1~2ヵ月分相当が目	安	
		雇用者負担率:34% 被雇用者負担率:11% 雇用者負担率の内訳:			出所:チェコインベスト(ビジネス・投資開発庁)
	8.社会保険負担率	雇用保険:1.2% 医療保険:9.0% 年金:21.5% その他:2.3%(疾病保険	)		原典:法律No. 585/2006 病欠保険法及び関連 法改正法、No.2/2009 所得税法及び関連 正法、No.592/1992 一般健康保険法、No. 48/1997 公共健康保険法
		被雇用者負担率の内訳 年金保険:6.5% 医療保険:4.5%	:		
	9.名目賃金上昇率 (2007年→2008年→2009年)		7.2%→8.3%→3.6%		出所:チェコ統計局 2009年は第3四半期まで
	10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり)	(a) 133~266 (b) 66~80 (c) 22~60	(b)46 <b>∼</b> 56	(a) 2,400~4,800 (b) 1,200~1,440 (c) 396~1,080	出所: (a) プルゼニュ市、(b) 現地土地開発業者、(c) チェコインベスト (a) ボルスカー・ポレ西(プルゼニュ市)工業団地 (b) ホドニーン(ホドニーン市)工業団地 (c) モラビア・シレジア地方自治体経営工業団地 平均
地価・	11.工業団地借料(月額) (m2当たり)	(a)7.76 (b)4.43 (c)5.17	(a) 5.4 (b) 3.08 (c) 3.6	(a) 140 (b) 80 (c) 93	同上 (a)、(c)はユーロ建て
事務所賃料等	12.事務所賃料(月額) (m2当たり)	(a)34~40 (b)22~30	(a)24.00~27.60 (b)15.60~21.00	(a)622 <b>~</b> 716 (b)405 <b>~</b> 545	出所:コリアーズ・インターナショナル (Colliers International) (a)プラハ中心部 (b)プラハ郊外 ユーロ建て
	13.駐在員用住宅借上料(月額)	1,729~3,657	1,203~2,545	31,200~66,000	出所:現地不動産検索会社(reality.cz、maxima.cz)WEBサイト プラハ6区(日本人学校の近く)の一戸建て(家具付き)、駐車場付き 100~450m2 光熱費含まず
	14.電話架設料	55	38	990	出所:テレフォニカO2
	15.電話利用料	月額基本料:33 1分当たり通話料:0.07	23 0.05		出所:同上 1分当たり通話料は固定電話向け 通話料が無料になる定額プラン(月額料金958.8 コルナ)もある
通信	16.国際通話料金 (日本向け3分間)	1.53	1.07	27.69	出所:同上 「O2ビジネス」プラン 9.23コルナ/分
費	17.携帯電話加入料	5.26	3.66	95	出所:同上
	18.携帯電話基本通話料	月額基本料:13~213 1分当たり通話料:0~ 0.23	9.02 <b>~</b> 148 0 <b>~</b> 0.16	234~3,840 0~4.20	出所:同上 契約形態による
	19.インターネット接続料金(ブロードバンド)	42~59	29~41	750 <b>~</b> 1,059	出所:同上 ADSL下り8~16Mbps 月額
	I .	ı			I .

		米ドル	ユーロ	現地通貨コルナ	備考
 電 気	20.業務用電気料金 (kW当たり)	月額基本料:3.01~486 1kWh当たり料金:0.10 ~0.30	2.10~338 0.07~0.21	54.36~8,769.60	出所:チェコ電力 環境税(1MWhあたり28.30コルナ)含む
電気料金	21.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料:2.67~50 1kWh当たり料金:0.09 ~0.36	1.86~35 0.06~0.25	48.24~909.60 1.66~6.53	同上
水道料金	22.業務用水道料金 (m3当たり)	月額基本料: 1m3当たり料金:3.13	 2.18		出所:プラハ水道局 上水道30.63コルナ+下水道25.88コルナ
料 金 ———	23.一般用水道料金 (m3当たり)	月額基本料: 1m3当たり料金:3.13	 2.18	 56.51	同上
ガス料金	24.業務用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料:4.13〜23 1m3当たり料金:0.57〜 0.76	2.87~16 0.40~0.53	74.46~409.02 10.28~13.79	出所:プラハ・ガス 年間使用量が63MWh以下の場合 63MWhを超える場合は年額制で1m3当たり 9.42+2.09コルナ ガスの使用目的により1MWh当たり0〜30.60コル ナの環境税が加算される 天然ガス
	25.一般用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料:4.13~23 1m3当たり料金:0.57~ 0.76	2.87~16 0.40~0.53	74.46~409.02 10.28~13.79	
輸送	26.コンテナ輸送 (40ftコンテナ)	(1)3,989 (2)5,097 (3)6,316	(2)3,547	(1)72,000 (2)92,000 (3)114,000	出所:チェコ所在日系ロジスティックス企業 工場名:プラハ 最寄り港:ハンブルグ港(ドイツ) 第3国仕向け港:ニューヨーク港 (1)対日輸出:工場名(プラハ)→最寄り港(ハン ブルグ港(ドイツ))→横浜港 (2)第3国輸出:工場名(プラハ)→最寄り港(ハン ブルグ港(ドイツ))→第3国仕向け港(ニューヨー ク港) (3)対日輸入:横浜港→最寄り港(ハンブルグ港
	27.レギュラーガソリン価格 (1リットル)	1.69	1.18	30.53	(ドイツ))→工場名(プラハ) 出所:チェコ通信(CTK)発行「日刊ビジネス・ニュース」 2010年1月17日付全国平均価格(物品税含む) オクタン価95
	28.軽油価格 (1リットル)	1.61	1.12	29.02	同上 ディーゼル油
為 替	29.為替レート		1米ドル=18.0499コルナ 1ユーロ=25.9350コルナ		
	30.法人所得税 (表面税率%)	19			出所:所得税法改正法(法律第261/2007号) キャピタルゲイン、受取利子含む 受取配当金の税率は15%
	31.個人所得税 (最高税率%)		15	出所:所得税法改正法(法律第2/2009号) 課税の基になる課税標準は、グロス賃金に法人 負担の社会・健康保険料(合わせてグロス賃金 の34%)を加算したもの	
税制	32.付加価値税(VAT) (標準税率%)		20	出所:付加価値税法改正(法律362/2009) 軽減税率(食品、書籍、医薬品等):10%	
	33.日本への利子送金課税 (最高税率%)		10		出所:日本・チェコニ国間租税条約第11条
	34.日本へ配当送金課税 (最高税率%)		一般:15、親子間:10	出所:日本・チェコニ国間租税条約第10条	
	35.日本へのロイヤルティー送金 課税(最高税率%)		10		出所:日本・チェコニ国間租税条約第12条 文化・芸術品の使用料は免税
車両	*1.乗用車購入価格	21,490	14,957	387,900	出所: シュコダ・オート 車種:シュコダ・オクタビア1.6MPI/75kwクラシック (セダン、国産車) 排気量:1595cc
両   	*2.大型乗用車購入価格	47,197	32,848	851,900	出所:シュコダ・オート 車種:シュコダ・スパーブ3.6FSI V6/191kw 4× 4AP コンフォート(セダン、国産車) 排気量:3597cc

		米ドル	ユーロ	現地通貨 フォリント	特に追記がない場合はVAI(25%)を含む。 <b>備考</b>
	1.ワーカー(一般工職)(月額)	705 <b>~</b> 1,665	<b>490∼1</b> ,158	131,250~310,000	出所:ハンガリードイツ商工会議所賃金調査 2009/2010 年額を月額換算 基本給のみ
	2.エンジニア(中堅技術者) (月額)	1,957	1,362	364,500	同上
	3.中間管理職(課長クラス) (月額)	3,766	2,021	701,417	同上
	4.店舗スタッフ(アパレル) (月額)	606	422		出所:中央統計局 2008年「商業、自動車、家庭用品修理業」 基本給のみ
	5.店舗スタッフ(飲食)(月額)	524	365	97,562	出所:同上 「ホテル・レストラン従業員」 基本給のみ
賃金	6.法定最低賃金	395/月	275/月	73,500/月	出所:シュミット・サイモン会計事務所 改定日:2010年1月1日
312	7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	2	「ロス賃金の約1~2ヵ月分	}	出所:同上
	8.社会保険負担率	雇用者負担率:28.5% 被雇用者負担率:17% 雇用者負担率の内訳: 雇用保険:1% 医療保険:2% 年金:24% その他:(職業訓練基金: 被雇用者負担率の内訳 雇用保険:1.5% 医療保険:6% 年金:9.5%		出所:同上	
	9.名目賃金上昇率 (2007年→2008年→2009年)		3.0%→7.0%→n.a.		出所:中央統計局
地	10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり)	(1)43~47 (2)32	(1)30 <b>~</b> 32.5 (2)22.5	(1)8,028~8,697	出所:ハンガリー投資貿易促進公社(ITDH) (1)タタバーニャ・インダストリアルパーク (2)ソルノク ユーロ建て
価・事務	11.工業団地借料(月額) (m2当たり)	(1)土地:なし、建物: 8.98~11 (2)土地:3.23、建物:な し	(1)なし、6.25~7.5 (2)2.25、建なし	(1)なし、1,672~2,007 (2)602、なし	同上
所賃料等	12.事務所賃料(月額) (m2当たり)	28.00	19.38	5,185.00	出所:IMMO Hungary Ltd. ECEビジネスセンター(ブダペスト市内) 別途、管理費:1,625フォリント/m2/月 ユーロ建て
	13.駐在員用住宅借上料 (月額)	2299.00	1600.00	428,152.00	駐車場、物直スペース付き  共益費、光熱水道費含まず
	14.電話架設料	16	11	2990	出所 : T-Home アナログ回線
	15.電話利用料	月額基本料:20~25 1分当たり通話料:0.05 ~0.08	14~17 0.03~0.05	3,650~4,680 10~15	出所:同上 通話料は契約形態によって異なる
通	16.国際通話料金 (日本向け3分間)	1.93~2.65	1.34~1.84	360∼495	出所:同上 通話料は契約形態によって異なる 120フォリント/分~165フォリント/分
信費	17.携帯電話加入料	_	_	_	出所:T-Mobile
	18.携帯電話基本通話料	月額基本料:12~47 1分当たり通話料:0.20 ~0.58	8.41~33 0.14~0.40	2,250~8,750 37.5~108	
	19.インターネット接続料金 (ブロードバンド)	月額基本料:47	33		出所:T-Home 1年契約の場合 ADSL、下り最高5Mbps 加入料、モデムレンタル料なし

		米ドル	ユーロ	現地通貨 フォリント	特に追記かない場合はVAT(25%)を含む。 <b>備考</b>
電	20.業務用電気料金 (kW当たり)	月額基本料:19 1kWh当たり料金:0.26		3,552.5 48.19	
	21.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料:1.05 1kWh当たり料金: (a)0.25 (b)0.26	0.73 (a)0.17 (b)0.18	(a)46.11	出所:同上 (a)使用量110kW以下/月 (b)使用量110kW超/月
	22.業務用水道料金 (m3当たり)	月額基本料: (a)6.58 (b)20 (c)39 1m3当たり料金:1.22		(a) 1,225 (b) 3,641.7 (c) 7,312.5 227.9	
317	23.一般用水道料金 (m3当たり)	月額基本料:1.01 1m3当たり料金:1.22	0.70 0.85		出所:同上 別に下水利用料がかかる(340.25フォリント/m3)
ガス料金	24.業務用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料: (1)6.71 (2)11 (3)0.56 1m3当たり料金: (1)0.64 (2)0.55 (3)0.48	(1)0.44 (2)0.38	(3) 104.17 (1) 119.4	出所:ブダペストガス (1)使用量20m3未満/時 (2)使用量20m3以上~100m3以下/時 (3)使用量101m3以上~500m3未満/時 エネルギー税含む
	25.一般用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料:6.71 1m3当たり料金:0.62	4.67 0.43		出所:同上 エネルギー税含む
輸送	26.コンテナ輸送 (40ftコンテナ)	(1)2,861 (2)2,461 (3)5,964	(1)1,991 (2)1,713 (3)8,390		出所: Yusen Air and Sea Service G. GmbH 工場名(都市名): ブダペスト 最寄り港: ハンブルク港(ドイツ) 第3国仕向け港: 香港  (1)対日輸出: 工場名(ブダペスト)→最寄り港 (ハンブルク港)→横浜港 内訳: 輸送費2,633ドル、BRC184ドル、EMS44ドル  (2)第3国輸出: 工場名(ブダペスト)→最寄り港 (ハンブルク港)→第3国仕向け港(香港) 内訳: 輸送費2,233ドル、BRC184ドル、EMS44ドル  (3)対日輸入: 横浜港→最寄り港(ハンブルク港)→工場名(ブダペスト) 内訳: 輸送費4,614ドル、BAF482ドル、CAF756ドル、CSF12ドル、アデン湾通行費82ドル、スエズ運河通行費18ドル
	27.レギュラーガソリン価格 (1リットル)	1.66	1.15	308.90	米ドル建て 出所:ホールトンコイヤックWEBサイト オクタン価95
	28.軽油価格 (1リットル)	1.56	1.09	290.90	出所:同上 ディーゼル油
為 替	29.為替レート(1ドル)		米ドル=186.237フォリン ユーロ=267.595フォリン	,	
	30.法人所得税 (表面税率%)		国税:19		以下地方税 地方事業税:0~2%(地方自治体の決定による) 建物税:1m2当たり最大900フォリント/年もしくは 建物市場価格の最大3% 土地保有税:1m2当たり最大200フォリント/年も しくは土地市場価格の最大3% 地域税:雇用者1人当たり最大2,000フォリント/年
税	31.個人所得税 (最高税率%)		32	個人所得税法(ACTCXVII/1995) 年間グロス給与500万フォリント以下:17% 同500万フォリント超:32%	
制	32.付加価値税(VAT) (標準税率%)	25			付加価値税法(ACTCXXVII/2007) 軽減税率あり 牛乳、パン、ホテル宿泊費など:18% 医薬品、教科書など:5%
	33.日本への利子送金課税 (最高税率%)	10			日本・ハンガリー租税条約第11条
	34.日本へ配当送金課税 (最高税率%)	10			日本・ハンガリー租税条約第10条
	35.日本へのロイヤルティ一送 金課税(最高税率%)		10		日本・ハンガリー租税条約第12条 工業的使用料: 10% 文化的使用料: 0%(免除)
車	*1.乗用車購入価格	21,999	15,310	4,097,000	Suzuki Swift 1.5 GS (cc 1,490, 5-door model)
両	*2.大型乗用車購入価格	77,643	54,037	14,460,000	Mercedes-Benz E 350 CDI BlueEFFICIENCY (cc 2,987, V6 engine).

		米ドル	ユーロ	現地通貨 <i>ズ</i> ロチ	特に追記かない場合はVAI(22%)を含む。 <b>備考</b>
	1.ワーカー(一般工職)(月額)	586 <b>~</b> 1,123	408 <b>~</b> 781		出所:労務コンサルティング企業「AGテスト」 職種:「Fitter」、「Production Operator」 グロス賃金の下位25%~上位25%の値 (2009年秋季・全国調査に基づく) 基本給、残業代、賞与含む
	2.エンジニア(中堅技術者) (月額)	1,104~1,602	768 <b>~</b> 1,115	3,103~4,502	出所:同上 職種:「Process Engineering Specialist」、「Pruduct Engeneer」 グロス賃金の下位25%~上位25%の値 (2009年秋季・全国調査に基づく) 基本給、残業代、賞与含む
	3.中間管理職(課長クラス) (月額)	2,134~3,207	1,485~2,232	6,000~9,015	出所:同上 職種:「Pruduction Manager」 グロス賃金の下位25%~上位25%の値 (2009年秋季・全国調査に基づく) 基本給、残業代、賞与含む
賃金	4.店舗スタッフ(アパレル) (月額)	616~1,227(月額)	429~854(月額)	1,733~3,450(月額)	出所:同上 職種:「Shop Assistant」 グロス賃金の下位25%~上位25%の値 (2009年秋季・全国調査に基づく) 基本給、残業代、賞与含む
	5.店舗スタッフ(飲食)(月額)	同上	429~854(月額)		同上
	6.法定最低賃金	468/月	326/月	1,317/月	出所:最低賃金に関する政令(2009年7月24日発表)
	7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	給与1ヵ月相	当額を年1回支給する	ことが多い	給与以外に「乗用車」「携帯電話」などを支給してい る企業もある
		雇用者負担率:17.48~2 被雇用者負担率:13.719			
	8.社会保険負担率	雇用者負担率の内訳: 年金保険:9.76% 生活保護保険:4.50% 傷害保険:0.67~3.33% 失業保険(a):0.1% 失業保険(b):2.45%		出所:社会保険庁 (a)再就職のための職業訓練支援保険 (b)企業倒産の場合の給付保険	
	9.名目賃金上昇率 (2007年→2008年→2009年)		9.3%→10.3%→4.4%		出所:中央統計局(GUS)
地	10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり)	37~72	26~50	105~202	出所:コリアーズ・インターナショナル ワルシャワ市中心部から10~25km VAT(22%)含まず ユーロ建て
価・事	11.工業団地借料(月額) (m2当たり)	4.10~5.03(月額)	2.85~3.50	12~14(月額)	同上
務	12.事務所賃料(月額) (m2当たり)	30~33(月額)	21~23	85~93(月額)	出所:同上 ワルシャワ市中心部 共益費含まず ユーロ建て
所賃料等	13.駐在員用住宅借上料 (月額)	1,423~3,557(月額)	990 <b>~</b> 2,476	4,000~10,000(月額)	出所:同上 モコトゥフ(ワルシャワ市内)のアパート、92~140m2 光熱、警備、ゴミ処理などの経費負担は価格交渉 時に決定 駐車場付き、管理費含まず
	14.電話架設料	130	91	366	出所:ポーランドテレコム(TP) ISDN
	15.電話利用料	30 (a) 0.04 (b) 0.09 (c) 0.11 ~ 0.22	21 (a)0.03 (b)0.06 (c)0.08~0.15	82.96 (a) 0.12 (b) 0.24 (c) 0.32~0.61	出所:同上 ISDN、Biznes150プラン 月額基本料は150分間の無料通話含む 1分当たり通話料:(a)市内、(b)市外、(c)携帯電話向け 携帯電話向けはキャリアによって料金が異なる このほか1通話あたり0.12ズロチの料金がかかる
	16.国際通話料金 (日本向け3分間)	1.37	0.95	3.84	出所:同上 ISDN、Biznes150プラン このほか1通話あたり0.12ズロチの料金がかかる
通 信 費	17.携帯電話加入料	130	91	366	出所:同上 法人向け ブランド:オレンジ(フランステレコム系)
<b>費</b>	18.携帯電話基本通話料	月額基本料:38 1分当たり通話料: (a)0.15 (b)0.26	26 (a)0.11 (b)0.18	106.75 (a) 0.43 (b) 0.73	出所:同上 法人向け、Firm 250プラン ブランド:オレンジ(フランステレコム系) 月額基本料は250分間の無料通話含む 1分当たり通話料: (a)固定電話向け、同キャリアと一部の他キャリア 携帯電話向け (b)他キャリア携帯電話向け
	19.インターネット接続料金 (ブロードバンド)	設置料:0.43 月額基本料: (a)65 (b)121	0.30 (a)45 (b)84	(-)10170	出所: 同上 2年間継続使用プラン DSL、4Mbps(接続無制限) 月額基本料: (a)1~6ヵ月目 (b)7~24ヵ月目

		米ドル	ユーロ	現地通貨 ズロチ	特に追記がない場合はVAI(22%)を含む。 <b>備考</b>
電気	20.業務用電気料金 (kW当たり)	月額基本料:7.80 1kWh当たり料金:0.14	5.43 0.10		出所:RWE(ドイツ系電力会社) VAT(22%)含まず 低電圧、昼夜共通料金(C11) 契約によって料金体系が異なる
料金	21.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料:2.40 1kWh当たり料金:0.13	1.67 0.09	6.74 0.3733	出所:同上 VAT(22%)含まず 12カ月契約、年間500kWhまで 昼夜共通料金(G11) 契約によって料金体系が異なる
水道	22.業務用水道料金 (m3当たり)	月額基本料:1.90 1m3当たり料金:1.17	1.32 0.82	5.35 3.30	
料金	23.一般用水道料金 (m3当たり)	月額基本料:1.90 1m3当たり料金:1.17	1.32 0.82		出所:同上
ガス	24.業務用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料:21 1m3当たり料金:0.42 供給サービス料:0.01 (1m3・1時間当たり)	14 0.29 0.01	58.0 1.1843 0.033	出所:マゾヴィエツキ・ガス VAT(22%)含まず 1時間当たり使用量:10m3超~65m3以下(W-5) 契約によって料金体系が異なる 天然ガス
料 金 	25.一般用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料:3.11 1m3当たり料金:0.48	2.17 0.33		出所:同上 年間使用量:300m3超~1,200m3以下(W-2) 契約によって料金体系が異なる VAT(22%)含まず 天然ガス
					出所:日本郵船(NYK)ポーランドより聴取 工場名(都市名):ワルシャワ 最寄り港:グディニャ港
輸送	26.コンテナ輸送 (40ftコンテナ)	(2)na	a. (2) n.a.		(1)対日輸出:工場名(ワルシャワ)→最寄り港(グディニャ港)→東京港 海上運賃4,990ドル+サーチャージ420ドル+内陸輸送2,500ドル ドル建て (2)第3国輸出:n.a. (3)対日輸入:東京港→最寄り港(グディニャ港)→ 工場名(ワルシャワ) 海上運賃2,700ドル+サーチャージ400ドル+内陸輸送2,500ドル ドル建て
	27.レギュラーガソリン価格 (1リットル)	1.56	1.09		出所:BLISKA 物品税(1リットルあたり1.565ズロチ)
	28.軽油価格 (1リットル)	1.43	1.00	4.02	出所:同上 物品税(1リットルあたり1.180ズロチ)
為 替	29.為替レート		米ドル=2.8111ズロチ ユーロ=4.0392ズロチ		
	30.法人所得税 (表面税率%)		19		法人所得税法(19条)
	31.個人所得税 (最高税率%)		32	個人所得税法(27条) (a)年間課税所得8万5,528ズロチ以下の場合:18% (556.02ズロチまで控除) (b)同8万5,228ズロチ超の場合:基本税額1万 4,839.02ズロチ+8万5,228ズロチ超分の所得×32%	
<b>TY</b>					付加価値(物品・サービス)税法 名称:付加価値税 標準税率:22%(41条)
税制	32.付加価値税(VAT) (標準税率%)		22	軽減税率: 7%: 骨董品、水道、アルコール飲料、ミネラルウォーターなど一部の飲料 3%: 一部の食品、医薬品、観光サービスなど 0%: 教育用の物品・サービス、医療・福祉サービスなど	
	33.日本への利子送金課税 (最高税率%)	10			日本との租税条約(官報1983年12号60項)第11条
	34.日本へ配当送金課税 (最高税率%)	10			日本との租税条約(官報1983年12号60項)第10条
	35.日本へのロイヤルティ一送 金課税(最高税率%)		10		日本との租税条約(官報1983年12号60項)第12条 工業的使用料は10%、文化的使用料は免税
車	*1.乗用車購入価格	28,459	19,806	80,000	出所: トヨタ 車種:カローラ・プレステージ1.6M/T(輸入車、セダン) 排気量:1,598cc エンジン:ガソリン 物品税含む
両	*2.大型乗用車購入価格	75,771	52,733	213,000	出所:メルセデス・ベンツ 車種:E300(輸入車、セダン) 排気量:2,996cc エンジン:ガソリン 物品税含む

		米ドル	現地通貨	特に追記がない場合はVAT(19%)を含む。 <b>備考</b>
		******	ユーロ	
	1.ワーカー(一般工職)(月額)	884		出所:スロバキア統計局 基本給、社会保障(雇用者負担分)含む 2008年の平均賃金に2009年の名目賃金上昇率を乗じて 算出 統計局の正式な2009年値は2010年10月頃発表予定
	2.エンジニア(中堅技術者) (月額)	1,052	732	同上
	3.中間管理職(課長クラス) (月額)	1,764	1,228	同上
	4.店舗スタッフ(アパレル) (月額)	628	437	同上
	5.店舗スタッフ(飲食)(月額)	628	437	同上
	6.法定最低賃金	2.440/時 425/月		出所:政令422/2008号 施行日:2009年1月1日
賃金	7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	-	_	支払い義務はない 賞与という概念ではないが、クリスマス前に支払われる事 例あり
	8.社会保険負担率	雇用者負担率:35.2% 被雇用者負担率:13.4% 雇用者負担率の内訳: 雇用保険:1.0% 医療保険:10.0% 年金:14.0% その他(病欠保険:1.40%、傷害信償基金:0.25%、事故保険:0.8% 被雇用者負担率の内訳: 雇用保険:1.0% 医療保険:4.0% 年金:4.0% その他(病欠保険:1.4%、傷害保	)	出所:政令572/2009号 補償基金:倒産などで従業員への給与支払いが不能と なった場合、従業員は同基金から補償を得る
	9.名目賃金上昇率 (2007年→2008年→2009年)	7.2%→8.1	%→3.3%	出所:スロバキア統計局 2009年のデータは第3四半期まで
	10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり)	(a) 29 (b) 51	(a) 20 (b) 35.64	出所 : (a) REMAX Slovakia、(b) FreeImmo (a) ズヴォレン市 (スロバキア中央部) 郊外 (b) トレンチン市 (スロバキア西部)
地価・事務	11.工業団地借料(月額) (m2当たり)	更地 : (a) 0.01、(b) 0.37 上物付 : (c) 1.19、(d) 5.57		
務所賃料等	12.事務所賃料(月額) (m2当たり)	14.00	9.50	出所:Real.sk(地元不動産紹介サイト) ブラチスラバ市中心部 光熱費含まず
<b>等</b>	13.駐在員用住宅借上料 (月額)	2155	1500	出所: Space reality(地元不動産会社) Stare Mesto(ブラチスラバ市旧市街)のアパート(新築、一部自前の内装が必要) 駐車場、エレベーター付き 130m2、3ベッドルーム 手数料、光熱費含まず
	14.電話架設料	57	39.46	出所:T-comスロバキア
	15.電話利用料	月額基本料:28 1分当たり通話料:0.11	19.71 0.075	出所:同上 1分当たり通話料は「ビジネス・アクティブ」料金モデル昼間 料金
通	16.国際通話料金 (日本向け3分間)	1.69	1.173	出所: 同上 0.391ユーロ/分×3分
信	17.携帯電話加入料	16	11	出所:オレンジ・スロバキア
具	18.携帯電話基本通話料	月額基本料:11 1分当たり通話料:0.11	7.9 0.0763	出所:同上 月額基本料は週末の国内時間無制限通話を含む 1分当たり通話料は平日昼間(8~18時)料金
	19.インターネット接続料金(ブロードバンド)	架設料:199 月額使用料(固定):57		

		Ale I V	現地通貨	特に追記がない場合はVAT(19%)を含む。
		米ドル 	ユーロ	備考
電気料	20.業務用電気料金 (kW当たり)	月額基本料:1.19 1kWh当たり料金:0.14		
金	21.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料:1.20 1kWh当たり料金:0.11		出所:同上 一般家庭用料金「STANDARD MAXI(DD2)」
水道	22.業務用水道料金 (m3当たり)	月額基本料:一 1m3当たり料金:2.83		出所:ブラチスラバ水道会社(BVS) 上水0.9837ユーロ+下水0.9871ユーロ
道料金	23.一般用水道料金 (m3当たり)	月額基本料:一 1m3当たり料金:2.83	 1.9708	同上
ガス	24.業務用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料:37 1m3当たり料金:0.79		年间使用量6,500m3以上の場合 天然ガス、1m3=10.55kWh
料 金 ———	25.一般用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料:7.08 1m3当たり料金:0.64	4.9245 0.44521	出所:同上 年間使用量200~1,700m3の場合 天然ガス、1m3=10.55kWh
輸送	26.コンテナ輸送 (40ftコンテナ)	(1)3,593 (2)2,928 (3)7,082	(2)2,038	(2) 第3国制山: ノフナスフハ→ハンノルク港(トイツ) →
	27.レギュラーガソリン価格 (1リットル)	1.73	1.21	出所:OMV給油所(ブラチスラバ市内、2010年2月5日)
	28.軽油価格 (1リットル)	1.49	1.04	同上
為 替	29.為替レート(1ドル)	1米ドル=0	.6960ユーロ	
	30.法人所得税 (表面税率%)	1	9	出所:財務省、単一税率(2004年1月より導入)
	31.個人所得税 (最高税率%)	1	9	出所:同上
	32.付加価値税(VAT) (標準税率%)	1	9	出所:同上 軽減税率(10%)あり:医薬品、医療機器、書籍などに適用
税 制	33.日本への利子送金課税 (最高税率%)	1	0	出所:日本・スロバキア租税条約第11条
	34.日本へ配当送金課税 (最高税率%)	一般:15、	親子間:10	出所:日本・スロバキア租税条約第10条 親子間要件:持株比率25%以上、配当支払日まで6ヵ月以 上株式を保有
	35.日本へのロイヤルティ一送 金課税(最高税率%)	1	0	出所:日本・スロバキア租税条約第12条 文化・芸術品のロイヤルティーは免税
車	*1.乗用車購入価格	22,270	15,500	出所:キア・モーターセールス・スロバキア 車種:起亜自動車 Ceed 1.6 CVVT EX 排気量:1591cc VAT(19%)含む
車両	*2.大型乗用車購入価格	63,945	44,506	出所:メルセデスベンツ・スロバキア 車種:メルセデス・ベンツ E250(CDI) 排気量:2,143cc VAT(19%)含む

				1日 1小 / 宝 化	特に追記がない場合はVAT(19%)を含む。
		米ドル	그ㅡㅁ	現地通貨 レイ	備考
	1.ワーカー(一般工職)(月額)	414~428	288~298	1,183~1,223	出所: 日系メーカー5社の平均 基本給のみ 5社中、1社のみ各種手当てを含む
	2.エンジニア(中堅技術者) (月額)	1,066~1,101	742 <b>~</b> 766	3,048~3,148	同上
	3.中間管理職(課長クラス) (月額)	1,854~1,889	1,290~1,315	5,303 <b>~</b> 5,403	同上
	4.店舗スタッフ(アパレル) (月額)	n.a.	n.a.	n.a.	
	5.店舗スタッフ(飲食)(月額)	363	253	1,038	出所:統計局 ホテルおよびレストラン業の平均給与(グロス) 基本給、残業代、賞与を含む
	6.法定最低賃金	210/月	146/月	600/月	出所:政令2008年1051号 改定日:2009年1月1日
賃金	7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)		給与1~1.5ヵ月相当		出所:2007年〜2010年全国集団平均労働協約 規定 「13ヵ月目の給与」という呼称で1ヵ月分の給与が 支給されたり、業績に応じて支給されたり、企業 によって異なる 賞与の別立てではなく、毎月の給与に含まれる
	8.社会保険負担率	雇用者負担率:28.0~38被雇用者負担率:16.5%雇用者負担率:16.5%雇用者負担率の内訳:雇用保険:0.5%医療保険:5.2%年金:20.8%、25.8%、30傷害保険:0.15~0.85%所得補償保険:0.25%療養補償保険:0.85%费働会議所手数料:0.25被雇用保険:0.5%医雇用保険:5.5%年金:10.5%	9.8%(職種によって異なる %または0.75%	出所:法令2005年403号、法令2006年399号、緊 急法令2008年226号、法令2009年19号 年金の料率は職種によって異なる	
	9.名目賃金上昇率 (2007年→2008年→2009年)		21.8%→26.1%→7.3%		出所:統計局 「全産業の平均月給(グロス)推移1991~2009」 から算出
地	10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり)	43	30	123.00	出所:不動産・土地情報イモビリアーレ A1工業団地(イルフォフ県:県庁はブフテア、首 都ブカレストから北西に17キロ) ユーロ建て
価・事	11.工業団地借料(月額) (m2当たり)	11.97	8.33	34.00	出所:同上 ハラ・ジウレシュティ(ブカレスト市内) ユーロ建て
務所賃料等	12.事務所賃料(月額) (m2当たり)	22.00	15.00	62.00	出所:不動産;・土地情報インモ・ランド ウニリ地区(ブカレスト市内) 占有面積:600m2を換算
等	13.駐在員用住宅借上料 (月額)	3161.00	2200.00	9,041.00	出所:同上 プリマヴェリ地区(ブカレスト市内) マンション、155m2、4部屋、家具、エアコン、駐車 場付き ユーロ建て
	14.電話架設料	_	_	_	出所:ロムテレコム
	15.電話利用料	月額基本料:17 1分当たり通話料:0.01 ~0.23	11.90 0.01~0.16		出所:同上 ユーロ建て
通	16.国際通話料金 (日本向け3分間)	1.81	1.26	5.18	出所:同上 0.42ユーロ/分×3分 ユーロ建て
信費	17.携帯電話加入料	なし		-	出所∶ボーダフォンから聴取
	18.携帯電話基本通話料	月額基本料:5.13 1分当たり通話料:0.06 ~0.19	3.57 0.04~0.13	14.67 0.16~0.53	出所:ボーダフォン 料金形態は契約によって異なる ユーロ建て
	19.インターネット接続料金 (ブロードバンド)	月額基本料: 25.65 架設費: 68.39 加入料: 25.65	47.60	73.36 195.62 73.36	出所:ロムテレコム

		米ドル	ユーロ	現地通貨 レイ	特に追記かない場合はVAI(19%)を含む。 <b>備考</b>
電気	20.業務用電気料金 (kW当たり)	月額基本料: 1kWh当たり料金:0.09 ~0.26		_	出所:電力会社エレクトリカ 別途、物品税(0.5ユーロ/MWh)が加算
料金	21.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料: 2.38 1kWh当たり料金: 0.06 ~0.24		6.8 0.17 <b>~</b> 0.69	出所:同上 月額基本料は0.19レイ×使用日数(30日分) +VAT 別途、物品税(0.001ユーロ/kWh)が加算
水道料	22.業務用水道料金 (m3当たり)	月額基本料: 1m3当たり料金:0.07~ 0.25	_ 0.05~0.17	_ 0.19∼0.71	出所:水道会社アパノヴァ・ブカレストから聴取 地域によって料金は異なる 下水用料金の支払いは無し
金	23.一般用水道料金 (m3当たり)	月額基本料: 一 1m3当たり料金: 9.41	_ 13.52	 3.29	出所:アパノヴァ・ブカレストのウェブサイト 上水道2.69レイ/m3、下水道0.60レイ/m3
ガス料	24.業務用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料: 1MWh当たり料金:30.52 ~31.15	_ 21.24~21.68	 87.30∼89.10	出所:電力規制局(ANRE) 政令2009年65号 大口契約者は個別契約 別途、物品税(業務用は0.17ユーロ/GJ)が加算 天然ガス
金	25.一般用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料: 一 1MWh当たり料金: 40.14	_ 27.94		出所:同上 政令2009年65号 別途、物品税(一般用は0.32ユーロ/GJ)が加算 天然ガス
輸送	26.コンテナ輸送 (40ftコンテナ)	(1)3,250 (2)3,150 (3)6,150	(2)2,192	(1)9,296 (2)9,010 (3)17,590	(1)対日輸出:最寄り港(コンスタンツァ港)→横
	27.レギュラーガソリン価格 (1リットル)	1.40~1.66	0.97~1.16	3.99~4.76	出所:ペトロム 2010年1月23日時点
	28.軽油価格 (1リットル)	1.31~1.49	0.91~1.03	3.75 <b>~</b> 4.25	
為 替	29.為替レート		1米ドル=2.8602レイ 1ユーロ=4.1096レイ		
	30.法人所得税 (表面税率%)		16		出所:立法審議会 法令2005年163号
	31.個人所得税 (最高税率%)		16		出所:同上 法令2003年571号 一律(フラットタックス)
税 	32.付加価値税(VAT) (標準税率%)	19			出所:同上 税法2003年571号 軽減税率: 書籍、見本市入場料、医薬品など:9% 未婚または既婚者で、初めての住居購入、養護 施設向け供給品:5%
	33.日本への利子送金課税 (最高税率%)		10	出所:税管理庁 日本との租税条約1976年213号第11条	
	34.日本へ配当送金課税 (最高税率%)	10			出所:同上 日本との租税条約1976年213号第10条
	35.日本へのロイヤルティー送 金課税(最高税率%)	10または15			出所:同上 日本との租税条約1976年213号第12条 文化的使用料:10%
	*1.乗用車購入価格	11,495	8,000	32,877	出所 : ダチアホームページ ダチア・ロガン 1.5dCi Ambiance
車両	*2.大型乗用車購入価格	75,916	52,836	217,135	出所:メルセデス・ベンツホームページ メルセデス・ベンツ E350 ブルーテック・セダン ユーロ建て

		3/c [* 11		現地通貨	特に追記がない場合はVAT(20%)を含む。 <b>供来</b>
		米ドル	ユーロ	レバ	備考
	1.ワーカー(一般工職)(月額)	397	277	541	出所:統計局 基本給、賞与を含む 出所:同上
	2.エンジニア(中堅技術者) (月額)	795	553		統計局のヒヤリングから算出 基本絵、賞与を含む
	3.中間管理職(課長クラス) (月額)	1,192	830	1,623	出所:同上 基本給、社会保障(雇用者負担分)を含む
	4.店舗スタッフ(アパレル) (月額)	233	162		同上
	5.店舗スタッフ(飲食)(月額)	286	199	390	同上
	6.法定最低賃金	176/月	123/月	240/月	出所:法令2009年/1 改定日:2009年1月1日 2010年にも適用
賃金	7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)		給与1ヵ月分相当		慣習として、13ヵ月目の給料として1ヵ月分相当 がクリスマス前に支払われることが多い
<u> 37</u>	8.社会保険負担率	雇用者負担率:16.9~17.6被雇用者負担率:12.1% 雇用者負担率の内訳: 雇用保険:0.6% 疾病・妊娠保険:2.1% 年金:8.9%(1959年12月3年1月1日以降に生まれた健康保険:4.8% 追加社会保険:2.8%(1960労働災害保険:0.4~1.1% 賃金補償基金:0.1%	1日以前に生まれた被雇用 被雇用者に対して) 0年1月1日以降に生まれた	出所:AFA(現地会計事務所) 労働災害保険の料率は労災・疾病の発生率に 応じて企業によって異なる 賃金補償基金は破産した企業の従業員給与を 補償するもの	
	9.名目賃金上昇率 (2007年→2008年→2009年)		16.8%→12.8%→5.5%		出所:統計局(2009年度は暫定値:第3四半期同 士における対前年比率)
	10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり)	14~733	10~510	20~998	出所:不動産紹介WEBサイト「Indeximoti.bg」 ソフィア 価格は条件によって異なる ユーロ建て
地	11.工業団地借料(月額) (m2当たり)	2.51~9.34	1.75~6.50	3.42~13	同上
価・事務所	12.事務所賃料(月額) (m2当たり)	34~103	24~72	<b>47∼14</b> 1	出所:同上 世界貿易センター・ソフィア 水道、光熱、清掃代などを含む ユーロ建て
所賃料等	13.駐在員用住宅借上料(月額)	718~2,155	500∼1,500		出所:地元不動産紹介WEBサイト「Indeximoti.bg」 およびヒアリング ソフィア市中心部 アパート、100m2、駐車場付き 家賃前払い3ヵ月分 価格は条件によって異なる (参考)ソフィア市南部高級住宅地の新築一戸建 て、プール、2~3台分の駐車場付物件の賃借料 は3,500~5,000ユーロ/月
	14.電話架設料	(a) 62 (b) 18	(a) 43 (b) 12	(a)84 (b)24	出所:Vivacom (a)業務用 (b)家庭用
	15.電話利用料	月額基本料: (a)44.08 (b)10.15 1分当たり通話料:0.11	(a) 30.68 (b) 7.08 0.077	(b) 13.80	出所:同上 (a)業務用 (b)家庭用 1分当たり通話料:0.132レバ(通話1回当たり) +0.018レバ(1分当たり(ピーク時))
海	16.国際通話料金 (日本向け3分間)	2.64	1.84	3.6	出所:同上 「国グループIII」の3分間通話料 1.20レバ/分
通信費	17.携帯電話加入料	26	18	34.8	出所 : Mobiltel プラン名 : M−office
	18.携帯電話基本通話料	月額基本料:6.17 1分当たり通話料:(a) 0.09~(b)0.35	4.29 (a)0.06~(b)0.25	8.40	出所::Vivacom、Mobiltel プラン名:M-office (a)同キャリア携帯電話向け、オフピーク時 (b)固定電話、他キャリア携帯向け、ピーク時
	19.インターネット接続料金(ブロードバンド)	月額使用料:26	18	35	出所:Vivacom 架設料:なし プラン名:VIVACOM NET BIZ 12 下り最高12Mbps 固定価格

- 101	クリア (嗣重御印:フンイア)				特に追記がない場合はVAT(20%)を含む。
		米ドル	그ㅡㅁ	現地 <b>通貨</b> レバ	備考
電気料	20.業務用電気料金 (kW当たり)	月額基本料: 1kWh当たり料金:0.05~ 0.18	 0.04~0.12	 0.071364~0238812	出所: CEZ Electro-Bulgaria AD(本社所在地ソフィア市) 料金は電圧と時間帯によって異なる中・低電圧電力供給契約を結んでおり従業員数50人未満、年間売上高1,950万レバ未満の事業所の場合配電料、ネットワーク接続料、グリーン料金を含む
金	21.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料: 1kWh当たり料金: (a)0.09~(b)0.13	(a) 0.06~(b) 0.09	(a) 0.11826 ~ (b) 0.170172	出所: 同上 配電料、ネットワーク接続料、グリーン料金を含む
水道料金	22.業務用水道料金 (m3当たり)	月額基本料: 1m3当たり料金:0.99~ 1.58	 0.69~1.10	1.35 <b>~</b> 2.150	出所:ソフィア水道公社 料金は汚染物質の含有量(によって生じる下水 及び水処理料金の相違)によって3段階に分けられる 上水料金は飲料水は(1m3当たり1.104レバ、工 業用は0.640レバ)
312	23.一般用水道料金 (m3当たり)	月額基本料: 1m3当たり料金:1.13	 0.79	_ 1.54	出所:同上 上水料金1.080レバ + 下水料金0.190レバ + 水処 理税0.260レバ
ガス料金	24.業務用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料:0、2.42 1m3当たり料金: (a)0.44~(b)0.56	1.68 (a) 0.31 <b>~</b> (b) 0.39	0, 3.288 (a) 0.60136 <b>~</b> (b) 0.766392	出所:ソフィアガス 1m3当たりの料金は年間契約量、契約形態に よって異なる 天然ガス (a)定期供給、年間100万m3超 (b)定期供給、1万m3以下
	25.一般用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料:2.42 1m3当たり料金:0.56	1.68 0.39		出所:同上 天然ガス
輸送	26.コンテナ輸送 (40ftコンテナ)	(1) 1,960 (2) 2,803 (3) 4,414	(1) 1,364 (2) 1,951 (3) 3,072	(1)2,668 (2)3,816 (3)6,009	
	27.レギュラーガソリン価格 (1リットル)	1.36	0.95	1.85	出所: Petrol 2010年1月21日 オクタン価95
	28.軽油価格 (1リットル)	1.08	0.75	1.47	出所:同上 ディーゼル
為替	29.為替レート		1米ドル=1.3613レバ 1ユーロ=1.9559レバ		
	30.法人所得税 (表面税率%)		10		出所:財務省 キャピタルゲイン、受取り利子、受取り配当金は 課税対象外
	31.個人所得税 (最高税率%)		10	出所:同上 2008年1月1日から一律10%	
税	32.付加価値税(VAT) (標準税率%)		20	出所:同上 海外において販売されるツアーパッケージ料金 に含まれる宿泊費に対してのみ軽減税率(7%) が適用	
制	33.日本への利子送金課税 (最高税率%)		10	出所:財務省 「日本との租税の条約」第11条(1991年8月9日発 効)	
	34.日本へ配当送金課税 (最高税率%)	5			出所:同上 同上(第10条)
	35.日本へのロイヤルティー送 金課税(最高税率%)				出所: 同上 同上(第12条)
車	*1.乗用車購入価格	25,233	17,502	34,350	出所: 公式ディーラー(Balkan Star OOD)への聴取 カローラ1,600cc「Luna」モデル(ガソリン車) 輸入車
両	*2.大型乗用車購入価格	75,860	52,798	103,268	出所:同上 メルセデスベンツE350 CDI 「Blue Efficiency」モ デル 輸入車、セダン

		Ale 18		現地通貨	特に追記がない場合はVAT(18%)を含む。
		米ドル	ユーロ	ディナール	備考
	1.ワーカー(一般工職)(月額)	384	267	25,866	出所:求人サイト大手ベストジョブズ(BestJobs) 基本給のみ、ネット ユーロ建て
	2.エンジニア(中堅技術者) (月額)	572	398	38,556	同上
	3.中間管理職(課長クラス) (月額)	828	576	55,800	同上
	4.店舗スタッフ(アパレル) (月額)	n.a.	n.a.	n.a.	
	5.店舗スタッフ(飲食)(月額)	n.a.	n.a.	n.a.	
賃金	6.法定最低賃金	224/月	156/月	15,080/月	出所:社会経済協議会(政府、雇用者団体、労働組合3者による労使問題協議の委員会組織) 改定日:2009年8月27日 時給87ディナール×40時間×52週÷12月で算出ネット
	7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	法律で定められていない する	が、慣例として給与の		
		雇用者負担率:17.9% 被雇用者負担率:17.9%			
	8.社会保険負担率	雇用者負担率の内訳: 雇用保険:0.75% 医療保険:6.15% 年金・障害者保険:11.09	6	出所:強制社会保障法(2004年制定)第44条	
	9.名目賃金上昇率 (2007年→2008年→2009年)	2	27.9%→18.0%→8.5%		出所:統計局 2009年は暫定値
	10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり)	132	92		出所:セルビア投資輸出促進庁データベース Zemun(ベオグラード近郊)の工業団地、6,000m2の 価格より1m2当たり価格を算出 土地・家屋取得税5%を含む 1ヵ月分の保証金5,000ユーロの前払いを規定 VAT18%は賦課されず ユーロ建て
	11.工業団地借料(月額) (m2当たり)	7	4.87	472.00	出所:同上 Lapovo(ベオグラード近郊)の工業団地、660m2の 価格より1m2当たり価格を算出
地価・事務所賃料等	12.事務所賃料(月額) (m2当たり)	23.00	15.93	1,543.00	出所:不動産会社NBGP PROPERTIES ノビ・ベオグラード、163.17m2の価格より1m2当たり価格を算出 別途管理費:3.54ユーロ/m2・月が必要駐車場料金:177ユーロ/台・月貯蔵スペースの賃借料:51.99ユーロ/月40人用会議室賃借料:41.3ユーロ/時3カ月分賃料相当額の銀行保証もしくはデポジット支払いが要求される賃貸契約の最低期間は3年、それ以降の延長も可能
	13.駐在員用住宅借上料(月 額)	2958.00	2059.00		出所:同上 ノビ・ベオグラードのアパート、129.27m2 フィットネスセンター付き 別途管理費:3.54ユーロ/m2・月が必要 駐車場料金:177ユーロ/台・月 3ヵ月分賃料相当額の銀行保証もしくはデポジット支 払いが要求される 賃貸契約の最低期間は3年、それ以降の延長も可 能
	14.電話架設料	個人:88 法人:175	61 122	5,900 11,800	出所:テレコム・セルビア
	15.電話利用料	月額基本料:3.41 1分当たり通話料 (個人):0.007 (法人):0.009	2.38 0.005 0.006	230.1 0.4771	出所:同上 日額基本料は個人 法人とも同額
	16.国際通話料金 (日本向け3分間)	(個人):2.34 (法人):2.90	1.63 2.02	157.71 195.62	出所:同上
涌	17.携帯電話加入料	_	_		出所:同上
通信費	18.携帯電話基本通話料	月額基本料: 9.49 1分当たり通話料: 0.10 ~0.18	6.61 0.07 <b>~</b> 0.12	6.91 <b>~</b> 12.03	出所:テレノール(Telenor) 「Business Flexy 500」プラン 月間最低使用料金(税抜き)500ディナール、同通話 1回当たり1.9ディナール、同通話1分当たり3.5ディナール(別途贅沢税10%が賦課されるため合計税率は28%) 1分当たり通話料:テレノール内6.91ディナール、他社間12.03ディナール
	19.インターネット接続料金 (ブロードバンド)	(個人): 24 (法人): 33		1,640.2 2,206.6	出所:セルビア・ブロードバンド(SBB) 「S packet」(最小容量契約)A DSL 個人、法人ともに上り256kbps、下り4,096kbps

		米ドル	ユーロ	現地通貨 ディナール	特に追記がない場合はVAI(18%)を含む。 <b>備考</b>
電気	20.業務用電気料金 (kW当たり)	月額基本料:1.68 1kWh当たり料金:0.02 ~0.05	1.17 0.013~0.038	113.08	
料金	21.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料:1.68 1kWh当たり料金:0.03 ~0.10	1.17 0.018 <b>~</b> 0.072	113.08 1.742 <b>~</b> 6.967	出所:同上 月額基本料には別途契約量1kW当たり30.45ディナー ルが必要
水道料	22.業務用水道料金 (m3当たり)	月額基本料:一 1m3当たり料金:1.34	 0.93		出所:ベオグラード市水道事業公社(Beogradski Vodovod i Kanalizacija) 上水料金(67.68ディナール)+下水料金(22.57ディ ナール)
金	23.一般用水道料金 (m3当たり)	月額基本料:一 1m3当たり料金:0.62	_ 0.43	_ 41.89	出所:同上 上水料金(33.51ディナール)+下水料金(8.38ディナール)
ガスぬ	24.業務用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料:36 1m3当たり料金:0.45	25 0.31	2,394.80 30.50	
料金	25.一般用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料:3.55 1m3当たり料金:0.47	2.47 0.33	239.48 31.97	同上
輸送	26.コンテナ輸送 (40ftコンテナ)	(1)2,293 (2)4,138 (3)4,520	(2)2,880	(2)279,000	ログナグ)→ 使浜港
	27.レギュラーガソリン価格 (1リットル)	1.57	1.09	105.90	出所 : 資源大手NIS (Naftna Industrija Srbije) オクタン価 95 2010年4月9日現在
	28.軽油価格 (1リットル)	1.54	1.07	103.80	出所:同上 EURODIESEL 2010年4月9日現在
為替	29.為替レート		ドル=67.425ディナーノ ーロ=96.875ディナーノ		
	30.法人所得税 (表面税率%)		10		出所:セルビア財務省 税務局 法人税法第39条
	31.個人所得税 (最高税率%)	15			出所:同上 個人所得税法第89条 最高税率(15%)は共和国平均年収の6倍以上の場合 合 同3倍~6倍以下の場合は10%
税制	32.付加価値税(VAT) (標準税率%)	18			出所:同上 付加価値税税法第23条 医療品、食料、天然ガス、飲料水等は軽減税率(8%)
	33.日本への利子送金課税 (最高税率%)		20	出所:同上 法人税法第40条 日本との租税条約はない	
	34.日本へ配当送金課税 (最高税率%)		20		同上
	35.日本へのロイヤルティ一送 金課税(最高税率%)		20		同上
車	*1.乗用車購入価格	11,493	7,999	774,903	出所:自動車雑誌SAT Plus (2010年 1月21日発行) 国産車 車種:Punto Classic 1.2 Dinamic 排気量:1242cc ユーロ建
一面	*2.大型乗用車購入価格	79,667	55,448	5,371,525	出所:自動車雑誌SAT Plus (2010年 1月21日発行) 輸入車 車種:メルセデス・ベンツE350 CDI 4Matic 排気量:2,987cc 輸入関税は含まない。 ユーロ建

	プチア(調査部中:ザクレノ)	米ドル	ユーロ	現地通貨	特に追記がない場合はVAT(23%)を含む。 <b>備考</b>
		W1.1n	<u> </u>	クナ	出所:統計局
	1.ワーカー(一般工職)(月額)	961	669	4,878	西州: 統計局 基本給、社会保障(雇用者負担分)含む 2009年上半期平均額をもとに算出
	2.エンジニア(中堅技術者) (月額)	1,561	1,087	7,922	同上
	3.中間管理職(課長クラス) (月額)	2,073	1,443	10,517	
	4.店舗スタッフ(アパレル) (月額)	962	669	4,880	出所:同上 基本給、社会保障(雇用者負担分)含む 「サービス業、店舗および市場における販売労 働者」
	5.店舗スタッフ(飲食)(月額)	962	669	4,880	同上
賃金	6.法定最低賃金	555/月	386/月	2,814/月	出所:最低賃金法 左記は2010年5月31日まで適用
	7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)		給与1ヵ月分相当		賞与という概念ではないが、13ヵ月目の給与としてクリスマス時期に支給される場合あり
		雇用者負担率:17.2% 被雇用者負担率:20%			
	8.社会保険負担率	雇用者負担率の内訳: 雇用保険:1.7% 医療保険:15% その他(傷害保険):0.5%	6		出所:社会負担法 傷害保険は職業に起因する傷病治療負担を担 保するもの
		被雇用者負担率の内訳 年金:20%	:		
	9.名目賃金上昇率 (2007年→2008年→2009年)		6.2%→7.1%→2.2%		出所:統計局
	10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり)	(a)216 (b)431	(a) 150 (b) 300	(a)1,094 (b)2,187	出所:現地不動産会社ザグレブウエスト (a)Sesvete工業団地、6,500m2の価格より1m2 当たり価格を算出 (b)Jankomir工業団地、1,500m2の価格より1m2 当たり価格を算出 別途手数料が必要 VATは賦課されない
地価・東	11.工業団地借料(月額) (m2当たり)	(a) 7.07 (b) 12	(a) 4.92 (b) 8.61		出所:同上 (a)kod Velike Gorice地区、750m2の価格より 1m2当たり価格を算出 (b)Zitnjak地区、1,250m2の価格より1m2当たり 価格を算出 別途手数料が必要
事務所賃料等	12.事務所賃料(月額) (m2当たり)	(a)14 (b)26	(a) 10 (b) 18	(a)73 (b)131	出所:同上 (a)Centar-Frankopanska地区、150m2(5部屋) の価格より1m2当たり価格を算出 (b)Centar-Smiciklasova地区、600m2(2フロア) の価格より1m2当たり価格を算出 別途手数料が必要 VAT(23%)含まず
	13.駐在員用住宅借上料(月 額)	(a) 862 (b) 1,724 (c) 3,161	(a) 600 (b) 1,200 (c) 2,200		出所:同上 (a)Bukovac-Mogilska地区、60m2、駐車場付き (b)Britanski Trg-Arnoldova地区、110m2 (c)Centar-Baboniceva地区、112m2、駐車場付き 別途手数料が必要 VATは賦課されない
	14.電話架設料	121	84	615	出所 : T-comクロアチア
	15.電話利用料	月額基本料:17 1分当たり通話料:0.06	12 0.04	86.10 0.28	出所:同上 通話料はT-comクロアチア加入者同士間通話 日曜日以外の7~19時の料金
通信	16.国際通話料金 (日本向け3分間)	5.09	3.54	25.83	出所:同上
費	17.携帯電話加入料	0	0		出所:Tモバイル・クロアチア
	18.携帯電話基本通話料	月額基本料:30 1分当たり通話料:0.22	21 0.15	150 1.10	出所:同上 「Flex150」 無料通話150分含む
	19.インターネット接続料金(ブロードバンド)	架設料:109 月額使用料(固定):45			出所:同上 ADSL 上り256kbps、下り4,000kbps

		米ドル	ユーロ	現地通貨クナ	特に追記がない場合はVAT(23%)を含む。 <b>備考</b>
電気	20.業務用電気料金 (kW当たり)	月額基本料:26 1kWh当たり料金:0.15	18 0.10	130.08	出所:クロアチア電力(HEP) 「中電圧ホワイトプラン」
料金	21.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料:3.88 1kWh当たり料金:0.17	2.70 0.12		出所:同上 「低電圧ブループラン」
水道料金	22.業務用水道料金 (m3当たり)	月額基本料:一 1m3当たり料金:5.53	 3.85		出所:水供給・下水処理会社ヴォドオプスクル バ・イ・オデュヴォジュニャ(Vodoopskrba I odvodnja)
料 金	23.一般用水道料金 (m3当たり)	月額基本料: 一 1m3当たり料金:2.21	_ 1.54	 11.22	同上
ガス料金	24.業務用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料: 一 1m3当たり料金:0.59	_ 0.41		出所:ザグレブ市ガス供給会社 天然ガス
料 金	25.一般用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料: 一 1m3当たり料金:0.58	 0.40	 2.921	同上
輸送	26.コンテナ輸送 (40ftコンテナ)	(1)2,830 (2)2,570 (3)4,520	(1)1,970 (2)1,789 (3)3,146	(2) 13,040	出所:Transagent Rijeka 工場所在地(都市名):ザグレブ 最寄港:リエカ港 第3国仕向け港:ニューヨーク港 (1)対日輸出:ザグレブ→リエカ港→横浜港 (2)第3国輸出:ザグレブ→リエカ港→ニューヨー ク港 (3)対日輸入:横浜港→リエカ港→ザグレブ
	27.レギュラーガソリン価格 (1リットル)	1.55	1.08	7.85	出所 : INA Super95 2010年1月29日の価格
	28.軽油価格 (1リットル)	1.42	0.99	7.22	出所:同上 ディーゼル
為替	29.為替レート		1米ドル=5.0738クナ 1ユーロ=7.2902クナ		
	30.法人所得税 (表面税率%)		20		出所∶財務省、国税庁 利益税法、所得税法
	31.個人所得税 (最高税率%)		45	出所:同上 所得税法 4段階の累進課税 年収30万2,400クナを超える分に対して45%(最高税率)を適用	
税 制	32.付加価値税(VAT) (標準税率%)		23	出所:同上 付加価値税法 軽減税率あり パン、ミルク、医薬品、書籍など:0% ホテル宿泊及び食事提供:10%	
	33.日本への利子送金課税 (最高税率%)		15		出所:同上 日本との租税条約はない 利益税法
	34.日本へ配当送金課税 (最高税率%)		0	同上	
	35.日本へのロイヤルティー送 金課税(最高税率%)		15	同上	
車	*1.乗用車購入価格	25,996	18,093	131,900	出所:自動車専門誌「オートブリック(Auto Blic)」 ルノー メガーヌ 1.5 dCi セダン。輸入車。 排気量:1,461cc
両	*2.大型乗用車購入価格	92,088	64,091	467,236	出所:同上 メルセデスベンツE350 CDI セダン。輸入車。 排気量:3,498cc

	1	1	1	TEI tir 人名 人口	特に追記がない場合はVAT(18%)を含む。 
		米ドル	그ㅡㅁ	現地通貨 ルーブル	備考
	1.ワーカー(一般工職)(月額)	1,052~2,813	754 <b>~</b> 2,016	32,000~85,600	出所:メテオール・コンサルティング「Salary Survey Report」No.4 2009 保守工 基本給、社会保障(雇用者負担分)含む
	2.エンジニア(中堅技術者) (月額)	2,123~4,108	1,521 <b>~</b> 2,944	64,600~125,000	出所:同上 主任給電技師 基本給、社会保障(雇用者負担分)含む
	3.中間管理職(課長クラス) (月額)	4,272 <b>~</b> 17,088	3,061~12,246	130,000~520,000	出所:同上 部長 基本給、社会保障(雇用者負担分)含む
	4.店舗スタッフ(アパレル) (月額)	n.a.	n.a.	n.a.	
	5.店舗スタッフ(飲食)(月額)	n.a.	n.a.	n.a.	
賃金	6.法定最低賃金	312/月	224/月	9,500/月	出所:2009年12月22日付モスクワ市政府決定第 1407-PP号 改定日:2010年1月1日 2010年5月1日から10,100ルーブル/月に引き上 げ
	7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)		(a) 789~15,300 (b) 7,335~10,647 (c) 17,745~43,377	出所:メテオール・コンサルティング「Salary Survey Report」No.4 2009 (a)保守工 (b)主任給電技師 (c)部長	
		雇用者負担率:26.2~34 被雇用者負担率:なし	.5%		出所:
	8.社会保険負担率	雇用者負担率の内訳: 社会保険料:26.0%	種の危険度によって異な	: <b>a</b> )	2005年12月22日付連邦法第179-FZ号 2008年11月25日付連邦法第217-FZ号 2009年7月24日付連邦法第212-FZ号 年収が415,000ルーブル以下の場合
	9.名目賃金上昇率 (2007年→2008年→2009年)		31.3%→29.3%→8.6%		出所:連邦国家統計局
	10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり)	(a)24~47 (b)41~59 (c)118~177	(a) 17~34 (b) 30~42 (c) 85~127	(a) 719~1,436 (b) 1,257~1,796 (c) 3,591~5,387	
地価	11.工業団地借料(月額) (m2当たり)	(a)118 (b)136	(a) 85 (b) 97		出所:同上 (a)モスクワ環状自動車道から22km (b)同24km 米ドル建て
事務所賃料等	12.事務所賃料(月額) (m2当たり)	802~1,062	575 <b>∼</b> 761	24,418~32,318	出所:欧州ビジネス協会(AEB)「Real Estate Monitor」2009年第4四半期 サドーヴォエ環状道内のクラスA物件 共益費含まず 米ドル建て セイフティ・デポジットとして家賃1~3ヵ月分が求められる場合がある
	13.駐在員用住宅借上料 (月額)	2,000~6,000	1,433 <b>~</b> 4,300	60,862 <b>~</b> 182,587	出所:同上 サドーヴォエ環状道内のアパートメント、2寝室、 120m2 米ドル建て セイフティ・デポジットとして家賃1ヵ月分、不動産 会社への仲介手数料として家賃1ヵ月分が求め られる場合がある VAT、諸経費については契約条件によって異な る
	14.電話架設料	251	180		出所:モスクワ市電話ネットワーク 法人向け 電話線架設が無い場合
	15.電話利用料	月額基本料:20 1分当たり通話料:0	15 0		出所:同上 法人向け 市内通話
	16.国際通話料金 (日本向け3分間)	4.42	3.17	135	アンア2地区科金 平日8時~20時
通信	17.携帯電話加入料	なし	なし	なし	出所:MTS 料金プラン「Biznes Seti(ダイレクト)」
費	18.携帯電話基本通話料	月額基本料:30 1分当たり通話料:0.16	21 0.11	900 4.88	出所:同上 料金プラン「Biznes Seti(ダイレクト)」 市内通話
	19.インターネット接続料金 (ブロードバンド)	架設料:なし 月額基本料:205	なし 147	なし 6,230	出所:コムスター・ダイレクト 料金プラン「Biznes10」 ADSL、下り回線速度:6Mbps 10GB分トラフィックを含む 超過分は0.8ルーブル/MB(0.03ドル)

		米ドル	ユーロ	現地通貨 ルーブル	備考
電気	20.業務用電気料金 (kW当たり)	月額基本料:一 1kWh当たり料金:0.04 ~0.18	_ 0.03~0.13	_ 1.23~5.4	出所:モスクワ市エネルギー委員会 1kWh当たり料金は電圧および時間帯によって異 なる
料金	21.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料: 1kWh当たり料金:0.02 ~0.11	 0.01~0.08	_ 0.61∼3.45	出所:同上 1kWh当たり料金は時間帯および電気・ガスオー ブン備え付けの有無によって異なる
水道	22.業務用水道料金 (m3当たり)	月額基本料: 一 1m3当たり料金:0.86	 0.61		出所:モスクワ市水道事業公社「モスヴォドカナ ル」
道 料 金	23.一般用水道料金 (m3当たり)	月額基本料: 一 1m3当たり料金 給水:0.65 給湯:2.46		— 20 75	出所:モスクワ市エネルギー委員会 左記はメーターありの場合 メーターなしの場合の1m3当たり料金は、 給水:138ルーブル、給湯:444ルーブル
ガス料	24.業務用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料: 一 1m3当たり料金:0.1	 0.07	 3.14	出所:連邦公共料金局
料金	25.一般用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料:一 1m3当たり料金:0.62	_ 0.4	_ 19	出所:モスクワ市エネルギー委員会
	26.コンテナ輸送	(1)4,000		(1)121,725	
輸送	(40ftコンテナ)	(2) 1,800 (3) 5,000	(b) 1,290 (c) 3,583	(3) 152,156	(1)対日輸出:最寄り港(サンクトペテルブルク港)→横浜港 (2)第3国輸出:最寄り港(サンクトペテルブルク港)→第3国仕向け港(ブレーマーハーフェン港(ドイツ)) (3)対日輸入:横浜港→最寄り港(サンクトペテルブルク港)
	27.レギュラーガソリン価格 (1リットル)	オクタン価95:0.82 オクタン価92:0.72	0.59 0.52		出所:TNK-BP 2010年1月29日付
	28.軽油価格 (1リットル)	0.65	0.47	19.79	同上
為 替	29.為替レート		米ドル=30.4312ルーブル ユーロ=42.4637ルーブル		
	30.法人所得税 (表面税率%)		20 連邦税2 地方税18		出所:国税基本法第284条 キャピタルゲイン、受取配当金、受取利子含む
	31.個人所得税 (最高税率%)		13	国税基本法第224条	
	32.付加価値税(VAT) (標準税率%)		18	国税基本法第164条 軽減税率:食品、子供用品、定期刊行物等は 10%	
税制	33.日本への利子送金課税 (最高税率%)		10	日口租税条約(所得に対する租税に関する二重 課税の回避のための日本国政府とソヴィエト社 会主義共和国連邦政府との間の条約)第8条	
	34.日本へ配当送金課税 (最高税率%)		15	日ロ租税条約(所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の条約)第7条	
	35.日本へのロイヤルティ一送 金課税(最高税率%)		10	日口租税条約(所得に対する租税に関する二重 課税の回避のための日本国政府とソヴィエト社 会主義共和国連邦政府との間の条約)第9条	
車	* 1. 乗用車購入価格	20,410	14,627	621,100	出所 : ジェンサー社、フォード・フォーカス (Focus Comfort、1.6L、セダン、AT )
再両	* 2. 大型乗用車購入価格	76,862	55,082		出所:アヴィロン社、E300セダン

		米ドル	ユーロ	現地通貨ルーブル	特に追記がない場合はVAT(18%)を含む。 <b>備考</b>
	1.ワーカー(一般工職)(月額)	872	625		出所:在サンクトペテルブルク人材関連サービス・情報提供会社「AVANTA Personal」 平均基本給、平均賞与、個人所得税含む
	2.エンジニア(中堅技術者) (月額)	1,508	1,081	45,889	同上
	3.中間管理職(課長クラス) (月額)	1,391	997	42,331	同上
	4.店舗スタッフ(アパレル) (月額)	n.a.	n.a.	n.a.	
	5.店舗スタッフ(飲食)(月額)	483	346	14,698	出所:サンクトペテルブルク市・レニングラード州 国家統計局 基本給、個人所得税含む
賃金	6.法定最低賃金	142/月	102/月	4,330/月	出所:2008年6月24日付連邦法第91-FZ号 改定日:2010年1月1日
	7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)		n.a.		
		雇用者負担率:26.2~34 被雇用者負担率:なし	.5%		出所:
	8.社会保険負担率	雇用者負担率の内訳: 統一社会税:26.0% 労災保険:0.2~8.5%(業	種の危険度によって異な	(る)	2005年12月22日付連邦法第179-FZ号 2008年11月25日付連邦法第217-FZ号 2009年7月24日付連邦法212-FZ号
	9.名目賃金上昇率 (2007年→2008年→2009年)		34.7%→28.0→5.4	出所: サンクトペテルブルク市・レニングラード州 国家統計局 2007年、2008年は前年比、2009年は前年同月 (11月)比	
地価	10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり)	(a)89 (b)118 (c)148		(b) 3,591	出所:不動産会社ピーテルランド 米ドル建て (a)ヴォルホンスコエ街道(サンクトペテルブルク 市南西地域) (b)シャフィロフスキ(サンクトペテルブルク市北 東地域、サンクトペテルブルク環状自動車道路 から2km) (c)ルィバツコエ(サンクトペテルブルク市南東地 域)
事	11.工業団地借料(月額) (m2当たり)	n.a.	n.a.	n.a.	
事務所賃料等	12.事務所賃料(月額) (m2当たり)	81	58	2,450	出所:不動産会社ツァン 市中心部 平均価格、ルーブル建て 管理費含む
₹ P	13.駐在員用住宅借上料(月 額)	5,422	3,886	165,000	出所:同上 市中心部のアパートメント、100~150m2 平均価格 管理費含む セイフティ・デポジット1ヵ月分と不動産会社への 仲介手数料1ヵ月分が必要
	14.電話架設料	136	97	4130	出所:ノースウエストテレコム 法人向け 電話線架設が無い場合
	15.電話利用料	月額基本料: 7.16 1分当たり通話料: 0.01	5.13 0.01	218 0.42	
     通	16.国際通話料金 (日本向け3分間)	3.12	2.24	95	出所:ロステレコム アジア2地区料金
温信費	17.携帯電話加入料	なし	なし	なし	出所:MTC 料金プラン「マキシプラス」
	18.携帯電話基本通話料	月額基本料:5.91 1分当たり通話料:0.1	4.24 0.07	180 3	科金フラン  マキンフラス]  市内、市外通話ともに1分当たり3ルーブル
	19.インターネット接続料金 (ブロードバンド)	架設料:116 月額基本料:124	83 89	3,540 3,776	出所:ノースウエストテレコム 料金プラン「アリヤンスプロ」 ADSL 下り回線速度 2Mbps

		米ドル	ユーロ	現地通貨 ルーブル	備考
電気料	20.業務用電気料金 (kW当たり)	月額基本料: 一 1kWh当たり料金:0.07 ~0.08	 0.05∼0.06	_ 2.17 <b>~</b> 2.37	出所:連邦公共料金局 1kWh当たり料金は電圧および時間帯によっ て異なる
金金	21.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料:一 1kWh当たり料金:0.02 ~0.05	0.01~0.03	 0.56 <b>~</b> 1.45	出所:サンクトペテルブルク市公共料金委員会 ガス、電気完備の場合は一律1.45ルーブル
水道料	22.業務用水道料金 (m3当たり)	月額基本料:一 1m3当たり料金:0.11	 0.08	 3.47	
料 金 ———	23.一般用水道料金 (m3当たり)	月額基本料: 1m3当たり料金:0.62	 0.45	 19	出所:同上 (給湯)1ギガカロリー当たり料金:1,099ルー ブル(36ドル、26ユーロ)
ガス料金	24.業務用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料: 1m3当たり料金:0.1	 0.07	 3.03	出所:連邦公共料金局
料 金 ———	25.一般用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料: 1m3当たり料金:0.11	 0.08	_ 3.31	出所:サンクトペテルブルク市公共料金委員 会
	26.コンテナ輸送 (40ftコンテナ)	n.a.	n.a.	n.a.	
輸送	27.レギュラーガソリン価格 (1リットル)	オクタン価95:0.8 オクタン価92:0.69		24.47 21.03	出所:石油関連情報会社「Au92」 2010年1月13日付サンクトペテルブルクにお けるガソリンスタンドの小売平均価格
	28.軽油価格 (1リットル)	0.64	0.46	19.42	同上
為 替	29.為替レート		米ドル=30.4312ルーブル ユーロ=42.4637ルーブル		
	30.法人所得税 (表面税率%)		連邦税 : 2 地方税 : 18		出所:国税基本法第249条、同第250条、同 第284条 キャピタルゲイン、受取配当金、受取利子含 む
	31.個人所得税 (最高税率%)		13		出所:国税法第224条
	32.付加価値税(VAT) (標準税率%)		18	出所:国税基本法第164条 軽減税率:食品、子供用品、定期刊行物は 10%	
税制	33.日本への利子送金課税 (最高税率%)		10	出所: 日口租税条約(所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府と ソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間 の条約)第8条	
	34.日本へ配当送金課税 (最高税率%)		15	出所:日口租税条約(所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府と ソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間 の条約)第7条	
	35.日本へのロイヤルティ一送 金課税(最高税率%)		10	出所:日口租税条約(所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府と ソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間 の条約)第9条	
車	* 1. 乗用車購入価格	20,453	14,657	622,400	出所:アラームモーターズ フォード・フォーカス(Focus Comfort、1.6L、 セダン、AT)
両	*2. 大型乗用車購入価格	70,651	50,632	2,150,000	出所:アヴァンギャルド メルセデスベンツEシリーズ(E300、セダン)

	ノイノ (調査部川: ヤエノ)				特に追記がない場合はVAT(20%)を含む。
		米ドル	ㅁ	現地通貨 フリブニャ	備考
	1.ワーカー(一般工職)(月額)	(a)337~500 (b)312 (c)187~375	b) 223	(0) 1,000 0,000	出所:求人サイト「JOB.ukr.net」 (a)組立・溶接工 (b)溶接工 (c)金属工
	2.エンジニア(中堅技術者) (月額)	(a) 750 (b) 437~500 (c) 1,000	b) 312~357	(a) 6,000 (b) 3,500~4,000 (c) 8,000	出所:同上 (a)エンジニア (b)サービス・エンジニア (c)主任エンジニア
	3.中間管理職(課長クラス) (月額)	1,250~1,500	893 <b>~</b> 1,071	10,000~12,000	出所:同上 事業部長
	4.店舗スタッフ(アパレル) (月額)	187~375	134~268	1,500~3,000	出所:同上
	5.店舗スタッフ(飲食)(月額)	275	196	2,200	出所:同上
賃金	6.法定最低賃金	109/月	78/月	869/月	出所:2009年10月20日付ウクライナ法第1646- 17号 改定日:2010年1月1日 以降、4月1日から884フリブニャ(111ドル) 7月1日から888フリブニャ(111ドル) 10月1日から907フリブニャ(113ドル) 12月1日から922フリブニャ(115ドル)
	7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)		n.a.		
		雇用者負担率:36.76~4 被雇用者負担率:3.1~3			
	8.社会保険負担率	雇用者負担率の内訳: 失業保険:1.6% 社会保障基金:1.4% 年金基金:33.2% 労災保険:0.56~13.5% 被雇用者負担率の内訳		出所:2001年2月22日付ウクライナ法第2272-II号 2007年12月28日付ウクライナ法第107-VI号 2008年12月25日付ウクライナ法第799-VI号 2009年1月13日付ウクライナ法第2213-14号 労災保険(雇用者負担)は業種の危険度、社会 保障基金の被雇用者負担分は賃金水準によっ	
	9.名目賃金上昇率	失業保険:0.6% 社会保障基金:0.5~1% 年金基金:2%		て異なる 出所:ウクライナ国家統計委員会	
	(2007年→2008年→2009年)		28.8%→36.0%→7.3%	キエフ市の上昇率	
地価	10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり)	12~60	9~43	96 <b>~</b> 480	出所:ナイトフランク キエフ州ブロバリ市周辺 用地のみ 米ドル建て
事	11.工業団地借料(月額)  (m2当たり)	n.a.	n.a.	n.a.	
務所賃料	12.事務所賃料(月額) (m2当たり)	30~42	21~30	240~336	出所:ナイトフランク 市内中心部のA〜B+クラス物件 米ドル建て
等	13.駐在員用住宅借上料(月額)	6,500	4,643	·	出所:同上 市内中心部のアパートメント、3部屋、130m2 家具、駐車場付き 米ドル建て
	14.電話架設料	108	77	864	出所:ウクルテレコム 新規加入時の法人向け価格
	15.電話利用料	月額基本料:3.55 1分当たり通話料:0.007	2.54 0.005		出所:同上 月額基本料は通話時間1時間以上の場合 1分当たり通話料は市内通話、201~840分の場合 200分までは無料 841分以上の場合:0.038フリブニャ(0.005ドル)/ 分
	16.国際通話料金 (日本向け3分間)	1.44~1.8	1.03~1.29	12~14	出所:同上 曜日、時間帯によって異なる 米ドル建て
通信費	17.携帯電話加入料	25	18	199	出所:MTSウクライナ 料金プラン「スーパーMTSビジネス100」 同一企業内500分、MTSネットワーク内500分の 無料通話分を含む
	18.携帯電話基本通話料	月額基本料:0 1分当たり通話料:0.09			出所:同上 料金プラン「スーパーMTSビジネス100」 1分当たり通話料は最初の1分間の価格 それ以降は0.5フリブニャ(0.06ドル)/分
	19.インターネット接続料金 (ブロードバンド)	架設料: 8.62 月額基本料: 29			出所:ボリャ 料金プラン「Speed Unlimited」 月額基本料に70GB分含む 超過分は1MB当たり0.01フリブニャ(0.001ドル)

		米ドル	ユーロ	現地通貨フリブニャ	特に追記がない場合はVAT(20%)を含む。     <b>備考</b>
電	20.業務用電気料金 (kW当たり)	月額基本料: 1kWh当たり料金:0.07		_	出所:キエフエネルゴ 1kWh当たり料金は電圧によって異なる
気 料 金	21.一般用電気料金 (kWh当たり)	~0.09 月額基本料: 一 1kWh当たり料金: 0.03	_		出所:同上
水 道	22.業務用水道料金 (m3当たり)	月額基本料: 1m3当たり料金:0.72	_	_	出所:キエフボドカナル  上下水込み
料		月額基本料: 1人当たり月額:1.97	_ 1.41		出所:同上 上下水込み、冷水および温水の供給
ガス	24.業務用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料: 一 1m3当たり料金:0.33	 0.23		出所:キエフガス
料	25.一般用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料: 1m3当たり料金:0.06~ 0.22		_	出所:同上 ガスメーター付きの家庭の場合 1m3当たり料金は年間消費量によって異なる
輸送	26.コンテナ輸送 (40ftコンテナ)	(1)3,050 (2)1,600 (3)4,200	(2)1,143	(2)12,802	出所:アストラ・ウクライナ 工場名(都市名):キエフ 最寄り港:オデッサ港 第3国仕向け港:イスタンブール港(トルコ) (1)キエフ→オデッサ港→横浜港 (2)キエフ→オデッサ港→イスタンブール港 (トルコ) (3)横浜港→オデッサ港→キエフ 米ドル建て
	27.レギュラーガソリン価格 (1リットル)	オクタン価95:1.00 オクタン価92:0.94			出所:ルクオイル 2010年2月1日付
	28.軽油価格 (1リットル)	0.87	0.62	6.95	同上
為 替	29.為替レート		米ドル=8.0012フリブニ+ ューロ=11.20088フリブニ	•	
	30.法人所得税 (表面税率%)		25	出所:1994年12月28日付ウクライナ法第 334/94-VR号	
	31.個人所得税 (最高税率%)		15	出所:2003年5月22日付ウクライナ法第889- IV号	
	32.付加価値税(VAT) (標準税率%)		20	出所:1997年4月3日付ウクライナ法第 168/97-BP	
税制	33.日本への利子送金課税 (最高税率%)		10	出所:所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の条約第8条日ソ租税条約を承継	
	34.日本へ配当送金課税 (最高税率%)		15	出所:所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の条約第7条日ソ租税条約を承継	
	35.日本へのロイヤルティー送金 課税(最高税率%)		10	出所:所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の条約第9条日ソ租税条約を承継	
車	*1.乗用車購入価格	19,447	13,892	155,600	出所:自動車販売会社「ウィネル・オートモー ティブ」 フォード・フォーカス(1.6L、セダン、MT)
両	*2.大型乗用車購入価格	64,103	45,791		出所:自動車販売会社「アフトキャピタル」 メルセデスベンツE300(3L、セダン) ユーロ建て

		米ドル	ユーロ	現地通貨スム	特に追記がない場合はVAT(20%)を含む。 <b>備考</b>
	1.ワーカー(一般工職)(月額)	312~371	213~253		出所:日系製造業はほとんど進出していないため外国との合弁繊維工場の実勢支払いベースを当該企業にヒアリング日本企業を含む外国駐在員事務所現地スタッフの給与水準とは必ずしも連関していないこれらスタッフの給与水準は、ジェトロ・タシケントの推定では下級事務員で500~600ドル、上級事務職で1,300~1,800ドル前後(いずれも実勢支払いベース)
	2.エンジニア(中堅技術者) (月額)	551	376	840,000	同上
	3.中間管理職(課長クラス) (月額)	679	464	1,035,000	同上
	4.店舗スタッフ(アパレル) (月額)	n.a.	n.a.	n.a.	
	5.店舗スタッフ(飲食)(月額)	n.a.	n.a.	n.a.	
	6.法定最低賃金	25/月	17/月	37,680/月	出所:大統領令UP-4152(2009年11月16日付) 改定日:2009年12月1日
賃	7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)		n.a.		
<b>金</b>	8.社会保険負担率	雇用者負担率: 統一社会保険料として名目 予算外企業年金として総売 予算外学校教育基金として 被雇用者負担率:5% 年金基金として名目月額賃 年金積み立て制度として同	三上高の1.5% 二総売上高の0.5% 「金の4%		出所:大統領決定PP-1245(2009年12月22日付)
	9.名目賃金上昇率 (2007年→2008年→2009年)	45%	→44%→32%		出所: 大統領令UP-3889(2007年7月10日付)、UP-3931(同年10月 23日付) 大統領令UP-3972(2008年3月5日付)、UP-4014(同年7月21 日付)、UP-4042(同年10月22日付) 大統領令UP-4119(2009年7月8日付)、UP-4152(同年11月16 日付) 当該データは未公表 左記は全国の公務員給与および法定最低賃金の上昇率を記載
地価・事務所気	10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり)	n.a.	n.a.	n.a.	土地は国有であり、売買は法令で定められる場合を除き認められない 外国企業等には、土地法によって規定される土地使用および 契約による賃借が認められる 土地使用の場合、登録料(最低賃金の50%)および土地税(タ シケント市最高区画で年間71,455,892スム/ha)の支払いが必 要 なお、ウズベキスタンの法人に対して土地の私有化が認められる決定がなされた(大統領令2006年7月24日付)が、細則が公布されていないため、私有化措置は導入されていないまた、大統領令UP-4059(2008年12月2日付)でウズベキスタン中部のナボイ空港近郊に「自由経済工業区」が設置された同工業区への進出には300万ユーロ以上の出資が条件
賃料等	11.工業団地借料(月額) (m2当たり)	n.a.	n.a.	n.a.	同上
ਜੋ	12.事務所賃料(月額) (m2当たり)	29.00	20.00	44,441.00	出所:インターナショナル・ビジネス・センター 階、面積、場所によって変動 共益費を含む 米ドルまたは現地通貨払い
	13.駐在員用住宅借上料 (月額)	3,000~5,000	2,048~3,413	米ドル建て	出所:不動産業者 市内中心部 一戸建て、5~6部屋、200~400m2 慣例として付加価値税20%含む 3ヵ月前払い、米ドル払い
	14.電話架設料	120	82	182,884	出所:ブストン 新規加入時の価格 米ドル建て 中央銀行公定レート換算でスム払い
	15.電話利用料	月額基本料: 1分当たり通話料: 0.004	 0.003	_ 6.10	中央銀行公定レート換算でスム払い
通	16.国際通話料金 (日本向け3分間)	3.89	2.66	5,928	出所:同上 アジアII地区料金 米ドル建て 中央銀行公定レート換算でスム払い
信費	17.携帯電話加入料	加入料: デポジット最低額: 3.00	 2.05	— 4,572	出所: ユニテル 料金プラン「Prostye veshchi Bonus」 米ドル建て 中央銀行公定レート換算でスム払い
	18.携帯電話基本通話料	月額基本料:- 1分当たり通話料:0.02~ 0.03	_ 0.01∼0.02	_ 30~46	同上
	19.インターネット接続料金 (ブロードバンド)	加入料: 一 月額基本料: 600	_ 410	— 914,418	出所:ブズトン 月額基本料は5GBまでの料金 5GBを超える場合:0.12ドル(183スム)/MB 米ドル建て 中央銀行公定レート換算でスム払い

		米ドル	ユーロ	現地通貨	特に追記かない場合はVAI(20%)を含む。     <b>備考</b>
	20.業務用電気料金	月額基本料:一	_	スム	出所:ウズベクエネルゴ
電	(kW当たり)	1kWh当たり料金:0.04	0.03		750kVA以上利用の場合
気 料 金	21.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料: 一 1kWh当たり料金:0.04	_ 0.03		出所:同上 付加価値税賦課の対象外 国税基本法ZRU-136(2007年12月25日付) 電気コンロ常設の家庭は32.40スム
水道	22.業務用水道料金 (m3当たり)	月額基本料: 1m3当たり料金:0.15	_ 0.10		出所:スヴソス 上下水込み
料金	23.一般用水道料金 (m3当たり)	月額基本料: 一 1m3当たり料金:0.06	_ 0.04	_	出所:同上 付加価値税賦課の対象外 上下水込み 国税基本法ZRU-136(2007年12月25日付)
ガス	24.業務用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料: 1m3当たり料金:0.05	 0.04		出所:ウズトランスガス 天然ガス
料金	25.一般用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料: 1m3当たり料金:0.03	— 0.02	_ 45	出所:同上 付加価値税賦課の対象外 国税基本法ZRU-136(2007年12月25日付) 天然ガス
	26.コンテナ輸送 (40ftコンテナ)	(1)5,500 (2)4,100 (3)6,500		米ドル建て	出所: Militzer&Munch内訳: (1) タシケント→ボストチヌィ港(ロシア)2,500ドル、ボストチヌィ港→横浜港3,000ドル日数30~45日(2) タシケント→ノボロシスク港(ロシア)2,300ドル、ノボロシスク港→アントワープ港(ベルギー)1,800ドル日数20~25日(3) 横浜港→ボストチヌィ港3,800ドル、ボストチヌィ港→タシケント2,700ドル日数30~45日
輸送					商品によって警備代300ドルが加算 米ドル払い (1)対日輸出:最寄港(ボストチヌィ港(ロシア))→横浜港 (2)第3国輸出:最寄港(ノボロシスク港(ロシア))→第3国 仕向け港(アントワープ港(ベルギー)) (3)対日輸入:横浜港→最寄港(ボストチヌィ港(ロシア))
	27.レギュラーガソリン価格 (1リットル)	オクタン価80:0.70 オクタン価91:0.77	0.48 0.53	1,065 1,175	出所:市内ガソリンスタンド 付加価値税およびガソリン使用税(1リットル当り145スム) を含む
	28.軽油価格 (1リットル)	0.73			同上
為 替	29.為替レート		レ=1,524.03スム ロ=2,232.70スム		
	30.法人所得税 (表面税率%)		国税:9		出所:大統領決定No.PP-1245(2009年12月22日付)
	31.個人所得税(最高税率%)	17			出所:同上 法定最低賃金の6倍以下の場合:11% 同6倍を超え10倍以下の場合:11%(法定最低賃金の6倍 以下の部分)+17%(同6倍を超える部分) 同10倍を超える場合:17%(法定最低賃金の10倍以下の 部分)+22%(同10倍を超える部分)
税 制	32.付加価値税(VAT) (標準税率%)		20		出所:同上
	33.日本への利子送金課税 (最高税率%)		0		出所:国税基本法ZRU-136(2007年12月25日付) 非居住者の利益に対する課税率は10%
	34.日本へ配当送金課税 (最高税率%)		0		出所:同上
	35.日本へのロイヤルティ一送 金課税(最高税率%)	0			出所:同上 ロイヤリティに対する課税率は20%
	*1.乗用車購入価格	8,584~12,759	5,860 <b>~</b> 8,709		出所:ユヌサバド・アフトサウド GMウズベキスタン「ネクシア」1,600cc
車両	*2.大型乗用車購入価格	車両本体価格57,208ドル (FOB)+ 輸送費5,274ドル+ 保険659ドル	車両本体価格 39,050ユーロ (FOB) +輸送費3,600 ユーロ+ 保険450ユーロ	ユーロ払い	出所:シルクロードスター メルセデスベンツE300 関税、物品税、付加価値税等で車両本体価格の約100% が必要 ユーロ払い ドイツから納車

		米ドル	<b>ユ</b> —ロ	現地通貨	特に追記かない場合はVAI(12%)を含む。 <b>備考</b>
		木トル	Δ-μ	テンゲ	ᄱᄼ
	1.ワーカー(一般工職)(月額)	700	501	103,747	日系製造業はほとんど進出していないため、インドの石油設備製造企業の実勢支払ベースを当該企業にヒアリング 基本給(税、社会保障費含む)
	2.エンジニア(中堅技術者)  (月額)	1,200	858	177,852	同上
	3.中間管理職(課長クラス) (月額)	1,800	1,288	266,778	同上
	4.店舗スタッフ(アパレル) (月額)	n.a.	n.a.	n.a.	
	5.店舗スタッフ(飲食)(月額)	n.a.	n.a.	n.a.	
賃	6.法定最低賃金	101/月	72/月	14,952/月	共和国法第219-IV号「2010年-2012年共和国予 算について」 改定日:2010年1月1日
金	7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)		n.a.		
	8.社会保険負担率	雇用者負担率:16.04~2 被雇用者負担率:(年金: 雇用者負担率の内訳: 社会保険料:11% 失業保険:5% 医療保険:0.04~9.99%		出所: 共和国基本法第99-IV号「予算への税とその他の義務的な支払いについて(国税基本法)」(2008年12月10日付) 共和国法405号「社会義務保険について」(2003年4月25日付) 共和国法第446-II「労働者の職務遂行における生命および健康への危害に対する雇用者の市民・法的責任強制保険について」(2005年2月7日付) 共和国法第136-I号「年金保障法」(1997年6月20日付)	
	9.名目賃金上昇率 (2007年→2008年→2009年)		31.7%→15.7%→2.8%		出所:アルマトイ市統計局
	10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり)	60	43	8,893.00	出所:工業ロジスティクスセンター「ダム」 中央銀行レート換算でテンゲ払い 付加価値税免除 米ドル建て
地	11.工業団地借料(月額) (m2当たり)	10	7.15	1482.00	同上
価・事務所賃:	12.事務所賃料(月額) (m2当たり)	16.8~50.4	12~36	2,490~7,470	出所:ウメクス・リアリティ アルマトイ中心地 契約締結時の中央銀行レート換算でテンゲ払い 共益費含まず 米ドル建て
	13.駐在員用住宅借上料(月額)	4,000~12,000	2,862~8,585	592,840 <b>~</b> 1,778,520	出所:同上 アルマトイ中心高級住宅地 ー戸建て、200~800m2、寝室数3~5室 契約締結時の中央銀行レートでテンゲ払い 共益費含まず 米ドル建て
	14.電話架設料	80.97	57.92	12,000	出所:アルマトイテレコム 個人向け料金プラン
	15.電話利用料	月額基本料:3.93 1分当たり通話料:ー	2.81 —		出所:同上 個人向け料金プラン、市内通話
通信費	16.国際通話料金 (日本向け3分間)	3.17	2.27	470.4	出所:同上 個人向け料金プラン
費	17.携帯電話加入料	加入料: 一 前払い: 8.10 SIMカード: 2.02	 5.79 1.45	 1,200 300	出所:K' Cell 料金プラン「Classic」
	18.携帯電話基本通話料	月額基本料: 1分当たり通話料: 0.23	_ 0.17	 34.29	出所:同上 料金プラン「Classic」 市内通話
	19.インターネット接続料金 (ブロードバンド)	架設料: 62 月額接続料: 29			出所:アルマトイテレコム 料金プラン「メガライン」

		米ドル	ユーロ	現地通貨 テンゲ	構考
電気料金	20.業務用電気料金 (kW当たり)	月額基本料: 1kWh当たり料金:0.07 ~0.08	_ 0.05∼0.06		出所:アルマトイエネルゴズブィト
金金	21.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料:一 1kWh当たり料金:0.07 ~0.08	_ 0.05~0.06		出所:同上
水道	22.業務用水道料金 (m3当たり)	月額基本料: — 1m3当たり料金:0.23	 0.16	 33.60	出所:バスタウ
水道料金	23.一般用水道料金 (m3当たり)	月額基本料: 1m3当たり料金:0.15	 0.11	 21.80	出所:同上
ガス	24.業務用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料: — 1m3当たり料金:0.56	 0.4	– 82.28	出所:アルマトイガスコントラクト
料金	25.一般用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料: 1m3当たり料金:0.17	_ 0.12	 24.79	出所:同上
輸送	26.コンテナ輸送 (40ftコンテナ)	(1)6,800 (2)1,900 (3)6,400	(2)1,359	(1)1,007,828 (2)281,599	出所:日新 都市名:アルマトイ 最寄り港:(1)(3)蓮雲港(中国) 第3国仕向け港:アクタウ港(カザフスタン・カスピ海沿岸) 内訳: (1)対日輸出:アルマトイ→蓮雲港6,200ドル、蓮雲港→横浜港600ドル (2)第3国輸出:アルマトイ→アクタウ港1,200ドル、アクタウ港→ネカ港(イラン)700ドル (3)対日輸入:横浜港→蓮雲港600ドル、蓮雲港→アルマトイ600ドル 米ドル建て 中央銀行公定レート換算でテンゲ払い (1)対日輸出:最寄港(蓮雲港(中国))→横浜港(2)第3国輸出:最寄港(蓮雲港(中国))→横浜港フン・カスピ海沿岸))→第3国仕向け港(ネカ港(イラン)) (3)対日輸入:横浜港→最寄港(蓮雲港(中国))
	27.レギュラーガソリン価格 (1リットル)	オクタン価93:0.55 オクタン価96:0.68		82 101	出所:ヘリオス
	28.軽油価格 (1リットル)	0.45	0.32	66.00	出所:同上
為 替	29.為替レート		1米ドル=148.21テンゲ 1ユーロ=207.17テンゲ		
	30.法人所得税 (表面税率%)		国税:17.5	出所:共和国法第100-IV号「共和国基本法『予算への税とその他の義務的な支払いについて(国税基本法)』の導入について」(2008年12月10日付)	
	31.個人所得税 (最高税率%)		10	出所:共和国基本法第99-IV号「予算への税とその他の義務的な支払いについて(国税基本法)」(2008年12月10日付)	
税 制	32.付加価値税(VAT) (標準税率%)		12		同上
	33.日本への利子送金課税 (最高税率%)		0	同上	
	34.日本へ配当送金課税 (最高税率%)		0	同上	
	35.日本へのロイヤルティ一送 金課税(最高税率%)		0	同上	
	*1.乗用車購入価格	17,813	12,743	2,640,000	出所:アジア・オート シュコダ「オクタビア・ツアー」1,800cc
車両	*2.大型乗用車購入価格	73,805	52,800	10,938,576	出所:オートキャピタル メルセデスベンツE300 関税含む ユーロ建て 中央銀行公定レート換算でテンゲ払い

		3h 1 \$ 11	, ,	現地通貨	特に追記がない場合はVAT(18%)を含む。 <b>供</b> 来
		米ドル	ユーロ	トルコリラ	備考
	1.ワーカー(一般工職)(月額)	1,179~3,317	820~2,308	1,719~4,837	出所:トルコ雇用者連合(TISK) グロス 基本給、社会保障、残業代、賞与を含む雇用主負担の 総額。平均は業種によって異なる
	2.エンジニア(中堅技術者) (月額)	2,743~4,458	1,909~3,102	4,000~6,500	出所 : MY Executive Danismanlik A.S. グロス 基本給、社会保障(雇用者負担分)含む
	3.中間管理職(課長クラス) (月額)	5,486 <b>~</b> 7,544	3,818~5,250	8,000~11,000	同上
	4.店舗スタッフ(アパレル) (月額)	n.a.	n.a.	n.a.	
	5.店舗スタッフ(飲食)(月額)	n.a.	n.a.	n.a.	
賃金	6.法定最低賃金(月額)	<2010年上半期> (a)499.93、(b)395.40、 (c)425.87、(d)342.37 <2010年下半期> (a)521.53、(b)410.86、 (c)444.38、(d)355.63	(a)348、(b)275、 (c)296、(d)238 <2010年下半期> (a)363、(b)286、	<2010年下半期> (a)760.50、(b)599.12、	出所:労働・社会保障省 改定日:2010年1月1日、2010年7月1日 官報No.27447(2009年12月29日)、2010年1月1日実効 (a)16歳以上、グロス (b)16歳以上、ネット (c)16歳未満、グロス (d)16歳未満、ネット
	7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)		月給2~4か月分		出所:MY Executive Danismanlik A.S. 左記の他、管理職は公用車、携帯電話、民間保険を支給される 場合がある(しかし経済危機の影響により一部ボーナスの支給を 停止している企業もある)
	8.社会保険負担率	雇用者負担率:21.5% 被雇用者負担率:15.0% 雇用者負担率の内訳 被雇用者負担率の内訳	社会保険:19.5% 失業保険:2.0%		出所:労働・社会保障省 これまで滞納してこなかった企業には雇用主負担社会保険が 19.5%から14.5%へ減額されたインセンティブが実行されている (2010年現在)
	9.名目賃金上昇率 (2007年→2008年→2009年)	9	.4%→21.8%→8.7%	ò	出所:トルコ公共労働者連合
	10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり)	200.00~400.00+税	139~278+税	/	出所:TURYAP不動産 Gebze-Tuzla(イスタンブールアジア側) 購入税、売却税ともに1.5%、不動産業者へのコミッションは売手 2%+VAT、買手2%+VAT ドル建て
地 価	11.工業団地借料(月額) (m2当たり)	0.75~1.00+税	0.52~0.696+税		出所:同上 Gebze-Tuzla(イスタンブールアジア側) 法人の場合はVATとして年間賃貸料の18%、個人・協会・基金の場合は源泉課税として年間賃貸料の20% 上記+コミッションが年間賃貸料の20%(賃借人12%+VAT、賃貸人6%+VAT)ドル建て
- 事務所賃料等	12.事務所賃料(月額) (m2当たり)	(1)14~19+税 (2)28~40+税			出所:同上 イスタンブール・ヨーロッパ側の(1)マスラク地区、(2)レヴェント 地区 法人の場合はVATとして年間賃貸料の18%、個人・協会・基金の 場合は源泉課税として年間賃貸料の20 % 上記+コミッションが年間賃貸料の20%(賃借人12%+VAT、賃 貸人6%+VAT)
	13.駐在員用住宅借上料 (月額)	(1)家具なし:1,500~ 3,000 家具付き:1,800~3,500 (2)家具なし:2,400~ 3,200 家具付き:3,000~3,750 (3)家具なし:3,300~ 4,000 家具付き:3,800~4,600	(1)1,044~2,088 1253~2,436 (2)1,670~2,227 2,088~2,610 (3)2,297~2,784 2,645~3,202		出所:同上 24時間警備・駐車場・フィットネスセンター・テニスコート・プール付きの高級住宅コンプレックス コミッション:年間賃貸料の12 %+ VAT (1)イスタンブール・ヨーロッパ側のエティレル、ウルス地区、 100m2 (2)アルケント(エティレル)、165m2 (3)サルコナクラル(エティレル)、180m2、自家発電設備付きドル建て
	14.電話架設料	1回線:5.14 無線通信システム(トラ ンキング):10.29	3.58		出所:トルコ・テレコム 特別通信税含む
	15.電話利用料	月額基本料:(1)10.17、 (2)28.76 1分当たり通話料: (1)市内:0.055 市外:0.065 (2)市内:0.046 市外:0.064	(1)市内:0.038 市外:0.045 (2)市内:0.032	(1)14.83、(2)41.94 (1)市内:0.080 市外:0.095 (2)市内:0.067	(1) 一般、(2) 法人   固定電話利用料には5種類のパッケージがある  一般向は"standard line"以外では企業向はの"sampany line"
通信費	16.国際通話料金 (日本向け3分間)	(1)0.257 (2)0.198		(1)0.375	出所:同上 (1)一般、(2)法人 トルコ・テレコムの民営化による通信網の効率化の結果、日本は 2006年5月付で利用頻度の低いグループ3から頻度の高いグ ループ1に編入され、大幅値下となった 特別通信税含む
	17.携帯電話加入料	21.79	15		出所:テュルクセル テュルクセルは通常新規加入料を課していないが、政府から初 回のみ新規加入特別通信税(OIV)の形で徴収される
	18.携帯電話基本通話料	月額基本料:2.67 1分当たり通話料:0.326		3.90 0.475	フ(0.439トル) 特別通信税(25%)含む
	19.インターネット接続料金(ブロードバンド)	初期設定料:18.39 月額基本料: 4GB(通信速度8Mbps): 19.89 6GB(通信速度8Mbps): 26.74	13 14 19	29	出所:TTネット(会社用ADSL回線) 初期設定料は12か月の分割払い可能 基本料は付加価値税(18%)、特別通信税(5%)含む リミットなし(通信速度1Mbps):45.31トルコリラ(31.07ドル) リミットなし(通信速度2Mbps):63.81トルコリラ(43.76ドル) リミットなし(通信速度4Mbps):82.32トルコリラ(56.45ドル) リミットなし(通信速度8Mbps):99.00トルコリラ(67.89ドル)

		米ドル	ユーロ 現地通貨 トルコリラ		構に追記がない場合はVAT(16%)を含む。 備考
電気	20.業務用電気料金 (kW当たり)	月額基本料:一 1KWh当たり料金: 0.11113	_ 0.077		出所:国営配電会社(TEDAS) city hall tax(1%)が課税
料金	21.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料:一 1KWh当たり料金: 0.12221	_ 0.085	 0.17820	同上
	22.業務用水道料金 (m3当たり)	月額基本料: 1m3当たり料金:3.57	_ 2.48		出所:イスタンブール水道局(ISKI) 別途VAT(8%)が課税
水道料金	23.一般用水道料金 (m3当たり)	月額基本料: ― 1m3当たり料金:1.58〜 3.17	_ 1.10~2.20	出所:同上 1m3当たり料金は使用量によって異なる 月間使用量0~10m3: 2.31トルコリラ(1.58ドル) 11~20m3: 3.47トルコリラ(2.38ドル) 21m3以上: 4.62トルコリラ(3.17ドル) 別途VAT(8%)が課税	
ガス料	24.業務用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料: 1m3当たり料金: 0.424171	_ 0.30		出所:イスタンブール・ガス配給会社(IGDAS) 天然ガス
料 金 ———	25.一般用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料: 1m3当たり料金: 0.424171	 0.30		出所:同上 料金は2010年1月1月から有効
輸送	26.コンテナ輸送 (40ftコンテナ)	(1)2,757 (2)4,600 (3)3,875	(2)3,201	(1)4,020 (2)6,708	出所:RUYA Lojistik Turizm ve Dis Tic. Ltd. Sti. (1)対日輸出:最寄り港(イスタンブール・ハイダルパシャ港もしくはアンバルル港)→東京港 (2)第3国輸出:最寄り港(イスタンブール・ハイダルパシャ港もしくはアンバルル港)→NY港 (3)対日輸入:東京港→最寄り港(イスタンブール・ハイダルイダルパシャ港もしくはアンバルル港)
, K	27.レギュラーガソリン価格 (1リットル)	2.5	1.74	3.64	出所:BP、イスタンブールにおける価格 プレミアムガソリン価格(1リットル):3.69トルコリラ (2.53ドル) 特別消費税(1,8915トルコリラ)含む
	28.軽油価格 (1リットル)	2.06	1.44	3.01	出所:同上 特別消費税(1,3045トルコリラ)含む
為替	29.為替レート		1米ドル=1.4582トルコリラ ユーロ=2.0953トルコリラ		
	30.法人所得税 (表面税率%)		国税:20	出所:財務省歳入局 キャピタルゲイン、受取配当金、受取利子含む	
	31.個人所得税 (最高税率%)		35	出所:財務省 官報No:27447(2009年12月29日)、2010年1月1日 実効 年収0~8,800トルコリラ:15% 8,800~22,000トルコリラ:20%(最初の8,800分の課 税額は1,320トルコリラ、8,800以上分の税率が20%) 22,000~50,000トルコリラ:27%(最初の22,000分の 課税額は3,960トルコリラ、22,000以上分の税率が27%) 50,000トルコリラ以上:35%(最初の50,000分の課税 額は11,520トルコリラ、50,000以上分の税率が35%)	
税制	32.付加価値税(VAT) (標準税率%)		18	出所:財務省歳入局 軽減税率あり 必需食品、書籍の税率は8%、農業製品の税率は 1%、その他、1~18% その他、奢侈品、耐久消費財などに対する特別消費 税(SCT)あり(税率は品目によって異なる)	
	33.日本への利子送金課税 (最高税率%)	金	融機関を通じての送金 : その他 : 15	出所:同上 日本との租税条約:二重課税防止協定(締結1993年 3月、官報No.22110(1994年11月)、発効1995年12 月)第11条第2項	
	34.日本へ配当送金課税 (最高税率%)		資本比率が25%以上:10 資本比率が25%以下:15	出所:同上 日本との租税条約:二重課税防止協定(締結1993年 3月、官報No.22110(1994年11月)、発効1995年12 月)第10条第2項	
	35.日本へのロイヤルティ一送 金課税(最高税率%)		10	出所:同上 日本との租税条約:二重課税防止協定(締結1993年 3月、官報No.22110(1994年11月)、発効1995年12 月)第12条第2項	

					特に追記がない場合はVAT(10%)を含む。
		米ドル	ユーロ	現地通貨 エジプト・ポンド	備考
	1.ワーカー(一般工職)(月額)	284	198	1,541	出所:進出日系企業へのヒアリング 複数社の平均値
	2.エンジニア(中堅技術者) (月額)	1,472	1,023	7,974	出所:同上
	3.中間管理職(課長クラス) (月額)	1,757	1,221	9,518	出所:同上
	4.店舗スタッフ(アパレル) (月額)	n.a.	n.a.	n.a.	
	5.店舗スタッフ(飲食)(月額)	n.a.	n.a.	n.a.	
	6.法定最低賃金	_	_	_	国家賃金評議会において策定されていない 社会保険事務所によると、実態で150エジプト・ポ ンド(27.69米ドル)/月が最低基準
賃金	7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)		基本給のおよそ2ヵ月分	固定賞与は月額基本給のおよそ2ヵ月分 変動賞与は、勤務実績、業績等が評価された場 合に支払われる場合もある	
	8.社会保険負担率	月収500エジプト・ポンド( 被雇用者負担率: 月収650エジプト・ポンド(	(固定部分)の場合:26% (変動給与)の場合:24% (固定部分)の場合:14% (変動給与)の場合:11%	出所:TAX LAW	
	9.名目賃金上昇率 (2007年→2008年→2009年)		20.5%→21.2%→10.7%		出所:財務省
地価・事務	10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり)	(1) (a) 20.3, (b) 27.7 (2) (a) 26.8, (b) 36.0 (3) (a) 20.3, (b) 27.7 (4) (a) 15.7, (b) 21.2 (5) (a) 12.9, (b) 17.5	(2) (a) 19, (b) 25 (3) (a) 14, (b) 19 (4) (a) 11, (b) 15	(1) (a) 110, (b) 150 (2) (a) 145, (b) 195 (3) (a) 110, (b) 150 (4) (a) 85, (b) 115 (5) (a) 70, (b) 95	(4) ボルガ・エル・マニブ
務所賃料等	11.工業団地借料(月額) (m2当たり)	工業プロジェクト: 1.75 ~3.5 倉庫: 3.5~7.0	1.22~2.44		出所:投資フリーゾーン庁(GAFI) ナセルシティ、アレキサンドリア、ポートサイード など、上エジプト地域に無料貸与のフリーゾーン あり
	12.事務所賃料(月額) (m2当たり)	16.60	12.00	90.00	出所:進出日系企業へのヒアリング 複数社の平均値
	13.駐在員用住宅借上料(月額)	1,500~3,000	1,043~2,086	8,126~16,253	出所:現地駐在員へのヒアリング ザマレック フラット、2~3LDK
	14.電話架設料	一般用∶104.2 業務用∶162.3		564.61 879.20	出所:Telecom Egypt
	15.電話利用料	月額基本料: 一般用:1.85 業務用:2.95 1分当たり通話料: 0.0055	2.05 0.0038	0.03	出所:同上
	16.国際通話料金 (日本向け3分間)	(a) 2.49 (b) 1.93		(a) 13.5 (b) 10.5	出所:同上 (a)昼間(8~20時) (b)夜間(20~8時)
诵	17.携帯電話加入料	3.69~18.27	2.57~12.7	20~99	出所:Mobinil、Vodafone、Etisalat
通信費	18.携帯電話基本通話料	月額基本料: 6.46~ 166.13 1分当たり通話料: 0.0646	0.045	35 <b>~</b> 900 0.35	出所:同上 但し、エジプト人の多くは、プリペイドカードを利 用している
	19.インターネット接続料金(ブロードバンド)	月額使用料: (1)17.54 (2)25.84 (3)40.61 (4)70.14 (5)128.29 (6)250.12 (7)359.94	(2)18 (3)28 (4)49 (5)89 (6)174	(2)140 (3)220 (4)380 (5)695 (6)1,355	出所:TEDATA ADSL (1)512kbps (2)1,024kbps (3)2,048kbps (4)4,096kbps (5)8,192kbps (6)16,384kbps (7)24,576kbps

		米ドル	ユーロ	現地通貨	特に追記がない場合はVAT(10%)を含む。 <b>備考</b>
電気料金	20.業務用電気料金 (kW当たり)	月額基本料: - 1kWh当たり料金: (1)(a)0.0329、(b) 0.0399、(c)0.0545 (2)(a)0.0373、(b) 0.0452、(c)0.0617	(1) (a) 0.023 (b) 0.028 (c) 0.038 (2) (a) 0.026 (b) 0.031 (c) 0.043	(1)(a)0.178,(b)	出所:石油省、電力省(2008年首相令 1795号) (1)食品、医薬品、繊維、エンジニアリング (2)ガラス、セラミック、化学、鉄鋼、セメント、肥料、アルミニウム、銅 (a)超高圧
	21.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料: 1kWh当たり料金: (1)0.0092 (2)0.0185 (3)0.0251 (4)0.0362 (5)0.0517 (6)0.0631	- (1)0.0064 (2)0.013 (3)0.017 (4)0.025 (5)0.036 (6)0.044	(1)0.05 (2)0.1 (3)0.136 (4)0.196 (5)0.280	出所:電力省 (1)1~50kWh (2)51~200kWh (3)201~350kWh (4)351~650kWh (5)651~1,000kWh (6)1,001kWh~
水	22.業務用水道料金 (m3当たり)	月額基本料: 1m3当たり料金: 小規模工場:0.1292 大規模工場:0.1477	 0.090 0.10	— 0.70 0.80	出所:カイロ水道局 別途、廃水処理代として使用料金の70%加算
道料金	23.一般用水道料金 (m3当たり)	月額基本料: 一 1m3当たり料金: (a)0.0425 (b)0.0461 (c)0.0646	_ (a)0.030 (b)0.032 (c)0.045	— (a) 0.23 (b) 0.25 (c) 0.35	
ガス	24.業務用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料: (1)0.00010 (2)0.00011	 (1)0.000067 (2)0.000076	— (1)0.00052 (2)0.00059	出所:石油省、電力省(2008年首相令 1795号) (1)食品、医薬品、繊維、エンジニアリング (2) ガラス、セラミック、化学、鉄鋼、セメント、肥料、アルミニウム、銅
ス料金	25.一般用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料: 一 1m3当たり料金: (a)0.0185 (b)0.0370 (c)0.0554	_ (a)0.013 (b)0.026 (c)0.038	(a) 0.1 (b) 0.2	出所:石油省 (a)30m3以下 (b)30~60m3 (c)60m3以上
輸送	26.コンテナ輸送 (40ftコンテナ)	(1)1,700.0 (2)1,438.5 (3)1,850.0	(1)1,158 (2)1,000 (3)1,286	(2)7,792.80	出所:現地通運会社 最寄り港:アレキサンドリア港、ダミエッタ港 内陸輸送費(最寄り港(アレキサンドリア港)→カイロ):1,112~5,560エジプト・ポンド (2)1,000ユーロ (1)対日輸出:最寄り港(アレキサンドリア港)→ 横浜港 (2)第3国輸出:最寄り港(アレキサンドリア港)→ 第3国仕向け港(アントワープ港(ベルギー)) (3)対日輸入:横浜港→最寄り港(ダミエッタ港) 20ftコンテナ
	27.レギュラーガソリン価格 (1リットル)	オクタン価90:0.3230	0.22	1.75	  法定価格  プレミアムガソリン価格(1リットル当たり):  オクタン価92:1.85エジプト・ポンド
	28.軽油価格 (1リットル)	0.20	0.14	1.10	法定価格
為 替	29.為替レート	-	ドル=5.4175エジプト・ポ ーロ=7.7928エジプト・ポ		
	30.法人所得税 (表面税率%)		20 3・ガス開発・生産活動∶40 5団、中銀、スエズ運河公	所得税法(2005年 91号)	
税制	31.個人所得税 (最高税率%)		(a) 10 (b) 15 (c) 20	所得税法(2005年 91号) 年収5,000エジプト・ポンドまでは免除 控除額は4,000エジプト・ポンド (a)5,001~20,000エジプト・ポンド (b)20,001~40,000エジプト・ポンド (c)40,000エジプト・ポンド	
	32.付加価値税(VAT) (標準税率%)		10	販売税法 付加価値税に準ずる税:販売税 標準税率:10%	
	33.日本への利子送金課税 (最高税率%)		20	エジプト・日本政府間に二重課税防止協定有り	
	34.日本へ配当送金課税 (最高税率%)		_	出所:税務当局	
	35.日本へのロイヤルティー送 金課税(最高税率%)		15		エジプト・日本政府間に二重課税防止協定有り

			現1:11 - 現地通貨		特に追記がない場合はVAT(18%)を含む。	
		米ドル	ユーロ	ディナール	備考	
	1.ワーカー(一般工職)(月額)	226~430	157~299		出所: 仏企業振興会(UBIFRANCE)資料 電気・電子部門、経験年数4年、週48時間労働の場合 基本給	
	2.エンジニア(中堅技術者) (月額)	368∼540	256 <b>~</b> 376		出所:同上 電気・電子部門、経験年数4年、週48時間労働の場合 基本給	
	3.中間管理職(課長クラス) (月額)	<b>495∼859</b>	344~597	652 <b>~</b> 1,132	出所:同上 電気・電子部門、経験年数4年、週48時間労働の場合 基本給	
	4.店舗スタッフ(アパレル) (月額)	n.a.	n.a.	n.a.		
	5.店舗スタッフ(飲食)(月額)	n.a.	n.a.	n.a.		
賃金	6.法定最低賃金	(a)0.99/時 (b)0.95/時		(a)1.299/時 (b)1.253/時	出所:チュニジア産業技術省 改定日:2009年8月1日 (a)週40時間労働 (b)週48時間労働 月額: (a)225.160ディナール (b)260.624ディナール	
_	7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	一般的な	支給率は基本給の1ヵ月	出所:現地日系企業聞き取り調査		
		雇用者負担率:16.57%				
	8.社会保険負担率	被雇用者負担率:9.18% 雇用者負担率の内訳: 社会保障:13%(うち健康化 健康保険追加分:0.57% 年金:2.5% 加算税:0.5% 被雇用者負担率の内訳:	呆険基礎分:3.43%)		出所: 仏企業振興会(UBIFRANCE)資料	
		社会保障:5%(うち健康保健康保険追加分:1.43% 年金:2.75%		出所:チュニジア国立統計局(INS)		
	9.名目賃金上昇率	2008年:1	.11%、1.51%、1.43%、 .12%、1.07%、1.16%、 ‡:1.76%、1.40%、0.76	民間非農業部門における平均賃金の上昇率(四半期毎、前期比) 2009年については第3四半期までの数字		
地価	10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり)	n.a.	n.a.	n.a.		
事	11.工業団地借料(月額) (m2当たり)	0.36	0.25		出所:チュニジア外国投資振興庁(FIPA) ビゼルト工業団地(Parc d' Activites Economiques de Bizerete)	
務所賃	12.事務所賃料(月額) (m2当たり)	1.80~3.35	1.25~2.33	2.37~4.41	同上	
賃料等	13.駐在員用住宅借上料 (月額)	911	633	1,200	出所:チュニジア不動産情報サイト エル・メンザー(El menzah) マンション、218m2、3LDK、駐車場付	
	14.電話架設料	15	11	20	出所:チュニジアテレコム 料金後払いプラン	
	15.電話利用料	月額基本料:2.02 1分当たり通話料: (a)0.01~(b)0.17	1.41 (a)0.0053~(b)0.12	2.667	出所:同上 料金後払いプラン 月額基本料は年額(32.000ディナール)を月額換算 (a)50km圏内の固定回線向けで最初の1,200分以内 (b)他社携帯電話向け いずれも通常料金の時間帯(月~土、7~20時)	
通	16.国際通話料金 (日本向け3分間)	1.37	0.95	1.8	出所:同上 料金後払いプラン 1分当たり料金:0.600ディナール	
信費	17.携帯電話加入料	n.a.	n.a.	n.a.		
	18.携帯電話基本通話料	月額基本料:7.59 1分当たり通話料: (a)0.11~(b)0.14	0.20 (a)0.077~(b)0.005	10 (a) 0.145~(b) 0.180	出所:チュニジアテレコム 料金後払いスタンダードプラン (a)同社の第二世代携帯(GSM)向け (b)固定電話及び他社携帯電話向け いずれも通常料金の時間帯(月~土、7~20時)	
	19.インターネット接続料金 (ブロードバンド)	月額使用料:15	11	20	出所:同上 ADSL、2MB 2010年1月10日〜3月31日期間中の新規加入者に適用される料金 同料金が4月以降も適用されるかどうかは不明	

		1		特に追記がない場合はVAT(18%)を含む。			
L		米ドル	ユーロ	現地通貨 ディナール	備考		
電気料	20.業務用電気料金 (kW当たり)	月額基本料:2.69/kWh 1kWh当たり料金: (a)0.07~(b)0.13	1.87/kWh (a) 0.047~(b) 0.091				
金	21.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料:0.17/kWh 1kWh当たり料金:0.06	0.12/kWh 0.044	0.224/kWh 0.083	出所:同上 エコノミープラン 税抜価格にVAT(12%)を加算		
水道料	22.業務用水道料金 (m3当たり)	月額基本料: 66 1m3当たり料金: (a)0.04~(b)0.25	46 (a)0.029∼(b)0.17		出所:チュニジア水道開発供給公社(SONEDE) メーター口径150mmの場合 税抜価格にVAT(18%)を加算 月額基本料及び1m3当たり料金は3ヵ月毎に課金される料金を月額換算 1m3当たり料金は使用量によって異なる (a)3ヵ月間の使用量が20m3以下 (b)同151m3以上		
金	23.一般用水道料金 (m3当たり)	月額基本料:0.99 1m3当たり料金: (a)0.04~(b)0.25	0.68 (a)0.029 <b>~</b> (b)0.17		出所:同上 メーター口径15mmの場合 税抜価格にVAT(18%)を加算 月額基本料及び1m3当たり料金は3ヵ月毎に課金される料金を月額換算 1m3当たり料金は使用量によって異なる (a)3ヵ月間の使用量が20m3以下 (b)同151m3以上		
ガ	24.業務用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料:269(固定) +0.36(変動:毎時1th当た り) 1th当たり料金:0.02	187(固定)+0.25(変動:毎 時1th当たり) 0.015	時1th当たり)	出所:チュニジア電力ガス公社(STEG) 1ヵ月当たり0~2,000Tep(1Tep=10,000Thermies (テルミ:th))使用の業務用高圧プラン 税抜価格にVAT(18%)を加算 天然ガス		
ス料金	25.一般用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料:0.004(毎時 1th当たり) 1m3当たり料金: (a)0.19~(b)0.22	0.0031 (毎時1th当たり) (a) 0.13~(b) 0.16		出所:同上 家庭用低圧プラン 税抜価格にVAT(18%)を加算 1m3当たり料金は使用量によって異なる 天然ガス 1m3当たり料金: (a)30m3以下 (b)61m3以上		
輸送	26.コンテナ輸送 (40ftコンテナ)	(1)3,063 (2)1,905 (3)5,315	(1)2,129 (2)1,325 (3)3,694	(2)2,510.21	(1)刈口쀄田:取奇り港(ナユ―人港)→快浜港  (g)笠g国輸山,旱実U洪(エス洪)→笠g国件		
	27.レギュラーガソリン価格 (1リットル)	1	0.70	1.32	出所:チュニジア産業技術省 法定価格		
	28.軽油価格 (1リットル)	0.87	0.61	1.15	出所:同上 硫黄分50ppm以下の軽油 法定価格		
為替	29.為替レート		1米ドル=1.3174ディナール 1ユーロ=1.8951ディナール				
	30.法人所得税 (表面税率%)		国税:30				
	31.個人所得税 (最高税率%)		35	最高税率は年収50,000ディナールを超える場合 に適用			
税制	32.付加価値税(VAT) (標準税率%)		18	軽減税率: ヒトや農産品の輸送、飼料、缶詰、医療活動、医薬品など:6% 情報機器、情報サービス、ホテル・外食、農機、 農業向け低圧・中圧電力、一般向け低圧電力、 燃料の一部、農産品・水産品を除く貨物輸送: 12%			
	33.日本への利子送金課税 (最高税率%)		20	出所:チュニジア外国投資振興庁(FIPA)			
	34.日本へ配当送金課税 (最高税率%)		0	同上			
	35.日本へのロイヤルティ一送 金課税(最高税率%)		15		同上		

		米ドル	ユーロ	現地通貨 ディルハム	特に追記がない場合はVAI(20%)を含む。 <b>備考</b>
	1.ワーカー(一般工職)(月額)	508 <b>∼</b> 1,905	353 <b>~</b> 1,324	4,000~15,000	出所:在モロッコ日本大使館 基本給、社会保障含む
	2.エンジニア(中堅技術者) (月額)	889	618	7,000	
	3.中間管理職(課長クラス) (月額)	1,270~3,809	883~2648	10,000~30,000	同上
	4.店舗スタッフ(アパレル) (月額)	n.a.	n.a.	n.a.	
	5.店舗スタッフ(飲食)(月額)	n.a.	n.a.	n.a.	
<b>賃</b>	6.法定最低賃金	1.35/時	0.94/時	10.64/時	改定日:2009年7月1日 月額:約2,030ディルハム モロッコ労働法が定める「通常の労働時間 (年2,288時間)」を基に計算
	7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	一般的な	支給率は基本給の1ヵ月	]相当	
	8.社会保険負担率	雇用者負担率:18.50% 被雇用者負担率:6.29%		出所:モロッコ社会保険公庫	
	9.名目賃金上昇率 (2007年→2008年→2009年)		n.a.→n.a.→n.a.		
	10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり)	63	44	500	出所 : Casainvest ヌアスール工業団地 (Parc industriel de nouaceur)
地価・事	11.工業団地借料(月額) (m2当たり)	3~5	2.21~3.53	25 <b>~</b> 40	出所 : 同上 カサブランカ空港工業団地 (Aeroport de Casablanca)
務所	12.事務所賃料(月額) (m2当たり)	11.00	7.94	90.00	出所:同上
賃料等	13.駐在員用住宅借上料(月額)	1,580	1,099	12,450	出所: モロッコ不動産情報ウェブサイト ラシーヌ(Racine) のマンション 2LDK、145m2、家具なし、駐車場付 敷金1~2ヵ月分 賃料はユーロ建て
	14.電話架設料	76	53	600	出所:モロッコテレコム スタンダードプラン
	15.電話利用料	月額基本料:15 1分当たり通話料:0.06~ 0.36	11 0.044~0.25	120.00 0.50 <b>~</b> 2.85	出所:同上 スタンダードプラン 通話料最小値は固定電話向けへの通話(2 分単位で課金される料金を1/2倍)、最大値 は他社携帯電話向けへの通話 いずれも通常料金時間帯(月~金の8:00~ 20:00)
通信費	16.国際通話料金 (日本向け3分間)	2.67	1.85	21	出所:同上 スタンダードプラン 1分当たり料金:7ディルハム
<b>貝</b>	17.携帯電話加入料	15	11	120	出所:同上 スタンダードプラン
	18.携帯電話基本通話料	月額基本料:19 1分当たり通話料:0.23~ 0.30	13 0.16~0.21		出所:同上 スタンダードプラン 通話料最小値は固定電話及びモロッコテレコムの携帯電話向けへの通話、最大値は他社携帯電話向けへの通話、いずれも通常料金時間帯(月~金の8:00~20:00)
	19.インターネット接続料金(ブロードバンド)	25	18	199	出所:同上 ADSL、2MB、月額

		米ドル	ユーロ	現地通貨 ディルハム	備考
電気料金	20.業務用電気料金 (kW当たり)	月額基本料:0 1kWh当たり料金:0.16~ 0.24	0 0.11 <b>~</b> 0.17	0 1.2879~1.8962	出所:LYDEC(カサブランカ地域の水道・電力事業会社) 産業・農業用プラン、税抜き価格にVAT (14%)を加算 1kWh当たり料金の最小値は下限設定ありで1~100kWh使用の場合、最大値は下限 設定なしで501kWh以上使用の場合
<u>ar</u>	21.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料:0 1kWh当たり料金:0.12~ 0.20	0 0.086~0.14	0.9685~1.5637	出所:同上 家庭用プラン、税抜き価格にVAT(14%)を 加算 1kWh当たり料金の最小値は1~100kWh使 用の場合、最大値は501kWh以上使用の 場合
-t-	22.業務用水道料金 (m3当たり)	月額基本料:2.04 1m3当たり料金:1.10		16.05 8.63	出所:同上 産業用プラン、税抜き価格にVAT(7%)を 加算
水道料金	23.一般用水道料金 (m3当たり)	月額基本料:0.95 1m3当たり料金:0.41~ 1.91	0.66 0.28~1.33	7.49 3.20~15.07	出所:同上 家庭用プラン、税抜き価格にVAT(7%)を 加算 1m3当たり料金の最小値は1~6m3使用の 場合、最大値は21m3以上使用の場合
ガス	24.業務用ガス料金 (m3当たり)	5.08	3.53	40	出所:在モロッコ日本大使館 12kg当たりの価格 ブタンガス
料金	25.一般用ガス料金 (m3当たり)	6.35	4.41	50	出所:現地日系企業にヒアリング 家庭用サイズのタンク(都市ガスなし)
輸送	26.コンテナ輸送 (40ftコンテナ)	(1)3,013 (2)1,788 (3)5,466	(2)1,243	(2) 14,078.68	出所:ロジスティクス会社(NISSIN FRANCE)への聞き取り 工場名(都市名):カサブランカ 最寄り港:カサブランカ港 第3国仕向け港:マルセイユ港(フランス) (1)対日輸出:最寄り港(カサブランカ港) →横浜港 (2)第3国輸出:最寄り港(カサブランカ港) →第3国仕向け港(マルセイユ港(フランス)) (3)対日輸入:横浜港→最寄り港(カサブランカ港)
	27.レギュラーガソリン価格 (1リットル)	1.3	0.90	10.25	出所:在モロッコ日本大使館 法定価格
	28.軽油価格 (1リットル)	0.95	0.66	7.50	出所: 同上 法定価格 硫黄分50ppm以下の軽油
為 替	29.為替レート		・ル=7.8757ディルハム ・ロ=11.3288ディルハム		
	30.法人所得税 (表面税率%)		国税:30		
	31.個人所得税 (最高税率%)		38	最高税率は年収180,000ディルハムを超え る場合に適用	
税制	32.付加価値税(VAT) (標準税率%)		20	軽減税率: 上下水道サービス、医薬品など:7% 飲食・ホテル業、観光業、銀行・為替業務 など:10% 運輸・交通事業、保険サービスなど:14%	
	33.日本への利子送金課税 (最高税率%)		10		
	34.日本へ配当送金課税 (最高税率%)		10		
	35.日本へのロイヤルティー送 金課税(最高税率%)		10		